

添付文書 1 :

「専利審査指南修正草案（第 2 回意見募集稿）」改正箇所対照表

「専利審査指南」 (2010 年 2 月 1 日から施行)	「専利審査指南修正草案（第 2 回意見募集稿）」 (訂正履歴表記あり)	「専利審査指南修正草案（第 2 回意見募集稿）」 (訂正履歴表記なし)
<p><b>第二部第一章</b></p> <p><b>3.1.1 法律に違反する発明創造</b></p> <p>法律とは、全国人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律を指す。行政法規や規則を含めない。</p> <p>発明創造が法律に違反している場合、専利権を付与することができない。例えば、賭博用装置、機械又は道具、麻薬吸飲用器具、国家貨幣、手形、公式文書、証明書、印鑑、文化財などを偽造する装置はすべて法律に違反している発明創造に該当しており、専利権を付与しない。</p> <p>……</p>	<p><b>第二部第一章</b></p> <p><b>3.1.1 法律に違反する発明創造</b></p> <p>法律とは、全国人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律を指す。行政法規や規則を含めない。</p> <p>発明創造が法律に違反している場合、専利権を付与することができない。例えば、『<u>中華人民共和国刑法</u>』、『<u>中華人民共和国治安管理処罰法</u>』、『<u>中華人民共和国中国人民銀行法</u>』及び『<u>中華人民共和国手形小切手法</u>』において禁止する<u>賭博、麻薬吸飲、国家通貨又は手形小切手の偽造などの関係行為</u>、賭博用装置、機械又は道具、麻薬吸飲用器具、国家貨幣、手形、公式文書、証明書、印鑑、文化財などを偽造する装置はす</p>	<p><b>第二部第一章</b></p> <p><b>3.1.1 法律に違反する発明創造</b></p> <p>法律とは、全国人民代表大会または全国人民代表大会常務委員会が立法プロセスに基づいて制定・公布する法律を指す。行政法規や規則を含めない。</p> <p>発明創造が法律に違反している場合、専利権を付与することができない。例えば、『中華人民共和国刑法』、『中華人民共和国治安管理処罰法』、『中華人民共和国中国人民銀行法』及び『中華人民共和国手形小切手法』において禁止する賭博、麻薬吸飲、国家通貨又は手形小切手の偽造などの関係行為、賭博用装置、機械又は道具、麻薬吸飲用器具、国家貨幣、手形、公式文書、証明書、印鑑などを偽造する装置はすべて法律</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>べで法律に違反している発明創造に該当しており、専利権を付与しない。</p> <p>……</p>	<p>に違反している発明創造に該当しており、専利権を付与しない。</p> <p>……</p>
<p><b>3.1.2 社会道徳に違反する発明創造</b></p> <p>……</p> <p>公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。例えば、暴力・虐殺又は淫猥な図又は写真を伴う意匠、医療目的外の人工器官又はその代用品、人間と動物の交配方法、人間の生殖系遺伝子の同一性を改変する方法又は生殖系遺伝子の同一性が改変された人間、クローン人間或いは人間のクローン方法、人胚胎の工業又は商業目的での応用、動物に痛苦を引き起こす恐れがあり、かつ人間或いは動物の医療に対しては実質的に益の無いような動物遺伝子の同一性を改変する方法といった上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p> <p>……</p>	<p><b>3.1.2 社会道徳に違反する発明創造</b></p> <p>……</p> <p>公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。例えば、暴力・虐殺又は淫猥な図又は写真内容の商品又は方法を伴う意匠、医療目的外の人工器官又はその代用品、人間と動物の交配方法、人間の生殖系遺伝子の同一性を改変する方法又は生殖系遺伝子の同一性が改変された人間、クローン人間或いは人間のクローン方法、人胚胎の工業又は商業目的での応用、動物に痛苦を引き起こす恐れがあり、かつ人間或いは動物の医療に対しては実質的に益の無いような動物遺伝子の同一性を改変する方法といった上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p> <p>……</p>	<p><b>3.1.2 社会道徳に違反する発明創造</b></p> <p>……</p> <p>公序良俗に違反した発明創造に対しては専利権を付与することができない。例えば、暴力・虐殺又は淫猥な内容の商品又は方法を伴う意匠、医療目的外の人工器官又はその代用品、人間と動物の交配方法、人間の生殖系遺伝子の同一性を改変する方法又は生殖系遺伝子の同一性が改変された人間、クローン人間或いは人間のクローン方法、人胚胎の工業又は商業目的での応用、動物に痛苦を引き起こす恐れがあり、かつ人間或いは動物の医療に対しては実質的に益の無いような動物遺伝子の同一性を改変する方法といった上述の発明創造は、公序良俗に違反したものであり、専利権を付与することができない。</p> <p>……</p>
<p><b>4.3.1.1. 診断方法に属する発明</b></p>	<p><b>4.3.1.1. 診断方法に属する発明</b></p>	<p><b>4.3.1.1. 診断方法に属する発明</b></p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>……</p> <p>以下の方法は専利権が付与されてはならない例である。</p> <p>血圧計測法、検脈法、足の診断法、X線による診断法、超音波による診断法、胃腸レントゲン写真による診断法、内視鏡による診断法、同位元素トレーサーイメージによる診断法、赤外線による無損診断法、罹病リスク評価方法、疾病治療効果の予測方法、遺伝子選別による診断法。</p>	<p>……</p> <p>以下の方法は専利権が付与されてはならない例である。</p> <p><del>血圧計測法</del>、検脈法、足の診断法、X線による診断法、超音波による診断法、胃腸レントゲン写真による診断法、内視鏡による診断法、同位元素トレーサーイメージによる診断法、赤外線による無損診断法、罹病リスク評価方法、疾病治療効果の予測方法、遺伝子選別による診断法。</p>	<p>……</p> <p>以下の方法は専利権が付与されてはならない例である。</p> <p>検脈法、足の診断法、X線による診断法、超音波による診断法、胃腸レントゲン写真による診断法、内視鏡による診断法、同位元素トレーサーイメージによる診断法、赤外線による無損診断法、罹病リスク評価方法、疾病治療効果の予測方法、遺伝子選別による診断法。</p>
<p><b>4.3.1.2 診断方法に属さない発明</b></p> <p>以下に挙げられる方法は診断方法に属さない例である。</p> <p>(1) 死亡した人体や動物体において実施される病理解剖方法、</p> <p>(2) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、命を有する人体や動物体から中間結果とする情報の取得のみを直接な目的とする方法、又は当該情報（形体パラメータ、生理パラメータ或いはその他のパラメータ）の処理方法、</p> <p>(3) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、人体や動物体から分離している組織、体液或いは排泄物に対して処理又は検査を行うことにより</p>	<p><b>4.3.1.2 診断方法に属さない発明</b></p> <p>以下に挙げられる方法は診断方法に属さない例である。</p> <p>(1) 死亡した人体や動物体において実施される病理解剖方法、</p> <p>(2) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、命を有する人体や動物体から中間結果とする情報の取得のみを直接な目的とする方法、又は当該情報（形体パラメータ、生理パラメータ或いはその他のパラメータ）の処理方法、</p> <p>(3) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、人体や動物体から分離している組織、体液或いは排泄物に対して処理又は検査を行うことにより</p>	<p><b>4.3.1.2 診断方法に属さない発明</b></p> <p>以下に挙げられる方法は診断方法に属さない例である。</p> <p>(1) 死亡した人体や動物体において実施される病理解剖方法、</p> <p>(2) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、命を有する人体や動物体から中間結果とする情報の取得のみを直接な目的とする方法、又は当該情報（形体パラメータ、生理パラメータ或いはその他のパラメータ）の処理方法、</p> <p>(3) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、人体や動物体から分離している組織、体液或いは排泄物に対して処理又は検査を行うことにより</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>中間結果とする情報の取得のみを直接な目的とする方法、又は当該情報の処理方法。</p> <p>前述の (2) と (3) について説明しておく必要があるのは、現用技術の中の医学知識及び当該専利出願の公開内容に基づいた情報そのものから、疾病の診断結果又は健康状況を直接に得られない場合に限り、これらの情報を中間結果と認められる。</p>	<p>中間結果とする情報の取得のみを直接な目的とする方法、又は当該情報の処理方法、—  <u>(4) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、コンピュータなど情報処理能力を備える装置により中間結果を取得するのみを直接の目的とする情報処理方法。</u></p> <p>前述の (2) <u>と</u> (3) <u>と</u> (4) について説明しておく必要があるのは、現用技術の中の医学知識及び当該専利出願の公開内容に基づいた情報そのものから、疾病の診断結果又は健康状況を直接に得られない場合に限り、これらの情報が中間結果と認められるためである。</p>	<p>中間結果とする情報の取得のみを直接な目的とする方法、又は当該情報の処理方法、</p> <p>(4) 診断結果又は健康状況の獲得でなく、コンピュータなど情報処理能力を備える装置により中間結果を取得するのみを直接の目的とする情報処理方法。</p> <p>前述の (2) 、 (3) と (4) について説明しておく必要があるのは、現用技術の中の医学知識及び当該専利出願の公開内容に基づいた情報そのものから、疾病の診断結果又は健康状況を直接に得られない場合に限り、これらの情報が中間結果と認められるためである。</p>
<p><b>第二部第二章</b>  <b>2.2.1 名称</b>  .....</p> <p>(1) 説明書における発明又は実用新案の名称は、願書の中の名称と一致しなければならない。一般的には 25 文字を超えてはならない。特別な場合には、例えば、化学分野に係わる一部の出願は、最大 40 文字まで許容される。</p> <p>.....</p>	<p><b>第二部第二章</b>  <b>2.2.1 名称</b>  .....</p> <p>(1) 説明書における発明又は実用新案の名称は、願書の中の名称と一致しなければならない。一般的には 25 文字を超えてはならない。<u>特別な場合には、例えば、化学分野に係わる一部の出願は、最大 40 文字まで許容される必要な場合はこの限りではないが、その場合も 60 字を超えてはならない。</u></p>	<p><b>第二部第二章</b>  <b>2.2.1 名称</b>  .....</p> <p>(1) 説明書における発明又は実用新案の名称は、願書の中の名称と一致しなければならない。一般的には 25 文字を超えてはならない。必要な場合はこの限りではないが、その場合も 60 字を超えてはならない。</p> <p>.....</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	.....	
<p><b>第二部第二章</b></p> <p><b>2.2.3 背景技術</b></p> <p>.....</p> <p>(2) 引証される専利書類以外のもの及び外国の専利書類の公開日は本件出願の出願日以前のものでなければならない。引証される中国の専利書類の公開日は本件出願の公開日より遅いものであつてはならない。</p>	<p><b>第二部第二章</b></p> <p><b>2.2.3 背景技術</b></p> <p>.....</p> <p>(2) 引証される専利書類以外のもの及び外国の専利書類の公開日は本件出願の出願日以前のものでなければならない。引証される中国の専利書類の公開日は本件出願の公開日より遅いものであつてはならない。</p>	<p><b>第二部第二章</b></p> <p><b>2.2.3 背景技術</b></p> <p>.....</p> <p>(2) 引証される専利書類以外のものの公開日は本件出願の出願日以前のものでなければならない。引証される専利書類の公開日は本件出願の公開日より遅いものであつてはならない。</p>
<p><b>3.2.1 説明書を根拠とする場合</b></p> <p>.....</p> <p>上位概念で概括され、又は並列選択方式で概括された請求項については、このような概括化が説明書にサポートされているか否かを審査しなければならない。請求項の概括が、出願人が推測した内容を含んでおり、その効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、このような概括は説明書に開示された範囲を超えていると認めなければならない。請求項の概括によって、所属技術分野に属する技術者が、その上位概括又は並列概括に包含される</p>	<p><b>3.2.1 説明書を根拠とする場合</b></p> <p>.....</p> <p>上位概念で概括され、又は並列選択方式で概括された請求項については、このような概括化が説明書にサポートされているか否かを審査しなければならない。請求項の概括が、出願人が推測した内容を含んでおり、その効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、このような概括は説明書に開示された範囲を超えていると認めなければならない。請求項の概括によって、所属技術分野に属する技術者が、その上位概括又は並列概括に包含される</p>	<p><b>3.2.1 説明書を根拠とする場合</b></p> <p>.....</p> <p>上位概念で概括され、又は並列選択方式で概括された請求項については、このような概括化が説明書にサポートされているか否かを審査しなければならない。請求項の概括が、出願人が推測した内容を含んでおり、その効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、このような概括は説明書に開示された範囲を超えていると認めなければならない。請求項の概括によって、所属技術分野に属する技術者が、その上位概括又は並列概括に包含される</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>一又は複数の下位概念又は選択方式では、専利発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題を解決して同様な効果を得ることができないと疑う理由を有するときは、その請求項は説明書にサポートされていないと認定されなければならない。この場合、審査官は専利法第26条第4項の規定に基づいて、請求項が説明書にサポートされていないとの理由で出願人に請求項を補正するように要求する。</p> <p>例えば、「高周波電気エネルギーを用いて物質に影響を与える方法」という概括が比較的広い請求項について、説明書には、「高周波電気エネルギーを用いて気体を除塵する」という一つの実施例しか記載されておらず、高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を及ぼす方法については説明されていない場合、また所属技術分野に属する技術者も高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を与える場合の効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、この請求項は説明書にサポートされていないと認定される。</p> <p>また他の例挙げると、「冷凍時間及び冷凍程</p>	<p>一又は複数の下位概念又は選択方式では、専利発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題を解決して同様な効果を得ることができないと疑う<u>十分な</u>理由を有するときは、その請求項は説明書にサポートされていないと認定されなければならない。この場合、審査官は専利法第26条第4項の規定に基づいて、請求項が説明書にサポートされていないとの理由で出願人に請求項を補正するように要求する。</p> <p>例えば、「高周波電気エネルギーを用いて物質に影響を与える方法」という概括が比較的広い請求項について、説明書には、「高周波電気エネルギーを用いて気体を除塵する」という一つの実施例しか記載されておらず、高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を及ぼす方法については説明されていない場合、また所属技術分野に属する技術者も高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を与える場合の効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、この請求項は説明書にサポートされていないと認定される。</p> <p>また他の例を挙げると、「冷凍時間及び冷凍</p>	<p>一又は複数の下位概念又は選択方式では、専利発明又は実用新案が解決しようとする技術的課題を解決して同様な効果を得ることができないと疑う十分な理由を有するときは、その請求項は説明書にサポートされていないと認定されなければならない。この場合、審査官は専利法第26条第4項の規定に基づいて、請求項が説明書にサポートされていないとの理由で出願人に請求項を補正するように要求する。</p> <p>例えば、「高周波電気エネルギーを用いて物質に影響を与える方法」という概括が比較的広い請求項について、説明書には、「高周波電気エネルギーを用いて気体を除塵する」という一つの実施例しか記載されておらず、高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を及ぼす方法については説明されていない場合、また所属技術分野に属する技術者も高周波電気エネルギーがその他の物質に影響を与える場合の効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、この請求項は説明書にサポートされていないと認定される。</p> <p>また他の例を挙げると、「冷凍時間及び冷凍</p>
---	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>度を制御することで植物の種子を処理する方法」という概括が比較的広い請求項について、説明書には一種類の植物種子の処理に適用する方法しか記載されておらず、その他の種類の植物種子の処理方法には言及しておらず、かつ園芸技術者でもその他の種類の植物種子を処理する場合の効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、この請求項も説明書にサポートされていないと認定される。但し、説明書にさらにこの種類の植物種子とその他の植物種子との一般的関係が指摘されており、又は十分に多くの実施例が記載されていて、園芸技術者がこの方法をどのように利用して植物種子を処理するかが分かるように記載してある場合は、この請求項は説明書にサポートされていると認められる。</p> <p>概括が比較的広く、全種類の製品又は全種類の機械に関連する請求項については、説明書に良好なサポートがあり、かつ専利発明又は実用新案が請求項の範囲内で実施できないと疑う理由がなければ、たとえこの請求項の範囲が比較的広くても受け入れられる。但し、説明書に開</p>	<p>度を制御することで植物の種子を処理する方法」という概括が比較的広い請求項について、説明書には一種類の植物種子の処理に適用する方法しか記載されておらず、その他の種類の植物種子の処理方法には言及していない場合、<u>異なる植物種子では低温耐性などの生理的特性の差が大きい上に、技術分野に属する技術者であってもかつ園芸技術者でもその他の種類の植物種子を処理する場合の効果</u>をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、この請求項も説明書にサポートされていないと認定される。但し、説明書にさらにこの種類の植物種子とその他の植物種子との一般的関係が指摘されており、又は十分に多くの実施例が記載されていて、<u>技術分野に属する園芸技術者がこの方法をどのように利用して植物種子を処理する</u>かが分かるように記載してある場合は、この請求項は説明書にサポートされていると認められる。</p> <p>概括が比較的広く、全種類の製品又は全種類の機械に関連する請求項については、説明書に良好なサポートがあり、かつ専利発明又は実用</p>	<p>度を制御することで植物の種子を処理する方法」という概括が比較的広い請求項について、説明書には一種類の植物種子の処理に適用する方法しか記載されておらず、その他の種類の植物種子の処理方法には言及していない場合、異なる植物種子では低温耐性などの生理的特性の差が大きい上に、技術分野に属する技術者であってもその他の種類の植物種子を処理する場合の効果をあらかじめ確定し、又は評価することが困難であるときは、この請求項も説明書にサポートされていないと認定される。但し、説明書にさらにこの種類の植物種子とその他の植物種子との一般的関係が指摘されており、又は十分に多くの実施例が記載されていて、技術分野に属する技術者がこの方法をどのように利用して植物種子を処理するかが分かるように記載してある場合は、この請求項は説明書にサポートされていると認められる。</p> <p>概括が比較的広く、全種類の製品又は全種類の機械に関連する請求項については、説明書に良好なサポートがあり、かつ専利発明又は実用新案が請求項の範囲内で実施できないと疑う十</p>
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>示された情報が不十分であり、所属技術分野に属する技術者が通常の実験方法又は分析方法によっても説明書に記載された内容を請求項に記載された保護範囲まで拡大するには不十分であるときは、審査官は出願人に、所属技術分野に属する技術者が説明書に記載された情報に基づいて容易に専利発明又は実用新案を請求項の保護範囲まで拡張できることを説明するように要求しなければならない。さもないと、出願人に請求項を限定するよう要求しなければならない。例えば、「合成樹脂成型物を処理することでその性質を変える方法」という請求項について、説明書では単に熱可塑性樹脂の実施例しか言及されておらず、かつ出願人が当該方法が熱硬化性樹脂にも適用できることを証明できないときは、出願人は請求項を熱可塑性樹脂のみに限定しなければならない。</p> <p>通常、製品の請求項では、機能的或いは効果的特徴を用いて発明を限定することはなるべく回避すべきである。ある技術的特徴が構造的特徴によっても限定できない、又は技術的特徴が構造的特徴によって限定するよりも、機能的或</p>	<p>新案が請求項の範囲内で実施できないと疑う十分な理由がなければ、たとえこの請求項の範囲が比較的広くても受け入れられる。但し、説明書に開示された情報が不十分であり、所属技術分野に属する技術者が通常の実験方法又は分析方法によっても説明書に記載された内容を請求項に記載された保護範囲まで拡大するには不十分であるときは、審査官は出願人に、所属技術分野に属する技術者が説明書に記載された情報に基づいて容易に専利発明又は実用新案を請求項の保護範囲まで拡張できることを説明するように要求しなければならない。さもないと、出願人に請求項を限定するよう要求しなければならない。例えば、「合成樹脂成型物を処理することでその性質を変える方法」という請求項について、説明書では単に熱可塑性樹脂の実施例しか言及されておらず、かつ出願人が当該方法が熱硬化性樹脂にも適用できることを証明できないときは、出願人は請求項を熱可塑性樹脂のみに限定しなければならない。</p> <p>通常、製品の請求項では、<u>一般的には構造的機能的或いは効果的特徴を用いて発明を限定す</u></p>	<p>分な理由がなければ、たとえこの請求項の範囲が比較的広くても受け入れられる。但し、説明書に開示された情報が不十分であり、所属技術分野に属する技術者が通常の実験方法又は分析方法によっても説明書に記載された内容を請求項に記載された保護範囲まで拡大するには不十分であるときは、審査官は出願人に、所属技術分野に属する技術者が説明書に記載された情報に基づいて容易に専利発明又は実用新案を請求項の保護範囲まで拡張できることを説明するように要求しなければならない。さもないと、出願人に請求項を限定するよう要求しなければならない。例えば、「合成樹脂成型物を処理することでその性質を変える方法」という請求項について、説明書では単に熱可塑性樹脂の実施例しか言及されておらず、かつ出願人が当該方法が熱硬化性樹脂にも適用できることを証明できないときは、出願人は請求項を熱可塑性樹脂のみに限定しなければならない。</p> <p>通常、製品の請求項では、一般的には構造的特徴を用いて発明を限定する。ある技術的特徴が構造的特徴によっても限定できない、又は技</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



<p>いは効果的特徴を用いて限定するほうがより適切であり、かつ該機能或いは効果は説明書に定めた実験或いは操作或いは所属技術分野の常用手段により直接的かつ肯定的に検証できる場合に限り、機能的或いは効果的特徴を用いて発明を限定することは許され得る。</p> <p>請求項に含まれる機能的限定の技術的特徴は、記載された機能を実現できるすべての実施形態をカバーしていると理解すべきである。機能的限定の特徴を含める請求項に対して、該機能的限定が説明書にサポートされているかを審査しなければならない。請求項に限定された機能は、説明書の実施例に記載された特定の形態で完成されたもので、かつ所属技術分野の技術者は説明書に記載していないほかの代替的形態ではこの機能を完成できるかについて不明である、若しくは所属技術分野の技術者が該機能的限定に含まれる一種或いは数種の形態でも、専利発明或いは実用新案が解決しようとする技術的課題を解決できず、同等な技術的効果を達成できないと疑う理由を有するときは、請求項には前記ほかの代替的形態或いは専利発明や実用</p>	<p>ることはなるべく回避すべきである。ある技術的特徴が構造的特徴によっても限定できない、又は技術的特徴が構造的特徴によって限定するよりも、機能的或いは効果的特徴を用いて限定するほうがより適切であり、かつ該機能或いは効果は説明書に定めた実験或いは操作或いは所属技術分野の常用手段により直接的かつ肯定的に検証できる場合に限り、機能的或いは効果的特徴を用いて発明を限定することが<u>できる</u>は許され得る。</p> <p>請求項に含まれる機能的限定の技術的特徴は、記載された機能を実現できるすべての実施形態をカバーしていると理解すべきである。機能的限定の特徴を含める請求項に対して、該機能的限定が説明書にサポートされているかを審査しなければならない。請求項に限定された機能は、説明書の実施例に記載された特定の形態で完成されたもので、かつ所属技術分野の技術者は説明書に記載していないほかの代替的形態ではこの機能を完成できるかについて不明である、若しくは所属技術分野の技術者が該機能的限定に含まれる一種或いは数種の形態でも、専</p>	<p>術的特徴が構造的特徴によって限定するよりも、機能的或いは効果的特徴を用いて限定するほうがより適切であり、かつ該機能或いは効果は説明書に定めた実験或いは操作或いは所属技術分野の常用手段により直接的かつ肯定的に検証できる場合、機能的或いは効果的特徴を用いて発明を限定することが<u>できる</u>。</p> <p>請求項に含まれる機能的限定の技術的特徴は、記載された機能を実現できるすべての実施形態をカバーしていると理解すべきである。機能的限定の特徴を含める請求項に対して、該機能的限定が説明書にサポートされているかを審査しなければならない。請求項に限定された機能は、説明書の実施例に記載された特定の形態で完成されたもので、かつ所属技術分野の技術者は説明書に記載していないほかの代替的形態ではこの機能を完成できるかについて不明である、若しくは所属技術分野の技術者が該機能的限定に含まれる一種或いは数種の形態でも、専利発明或いは実用新案が解決しようとする技術的課題を解決できず、同等な技術的効果を達成できないと疑う理由を有するときは、請求項に</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>新案の技術的課題を解決できない形態をカバーする機能的限定を用いてはならない。</p> <p>……</p>	<p>利発明或いは実用新案が解決しようとする技術的課題を解決できず、同等な技術的効果を達成できないと疑う理由を有するときは、請求項には前記ほかの代替的形態或いは専利発明や実用新案の技術的課題を解決できない形態をカバーする機能的限定を用いてはならない。</p> <p>……</p>	<p>は前記ほかの代替的形態或いは専利発明や実用新案の技術的課題を解決できない形態をカバーする機能的限定を用いてはならない。</p> <p>……</p>
<p><b>第二部第三章</b> <b>2.1.2.1 出版物による公開</b></p> <p>……</p> <p>前述の意味に合致する出版物は、専利文献、科技関連の雑誌、科学技術関連の書籍、学術論文、専門文献、教科書、技術マニュアル、正式に公表された会議議事録或いは技術的報告書、新聞、製品のサンプル、製品カタログ、広告宣伝パンフレットなど、印刷されたり、タイピングされた各種の紙書類であっても良い。また、マイクロフィルムや、映画、写真のネガ、ビデオテープ、磁気テープ、レコード、CD など、電気・光・磁気・撮影などにより作製された視聴資料であっても良い。さらに、インターネットやその他オンラインデータベースにある資料な</p>	<p><b>第二部第三章</b> <b>2.1.2.1 出版物による公開</b></p> <p>……</p> <p><u>前述の意味に合致する出版物は、紙媒体の出版物及び視聴覚資料であって良く、インターネット又はその他のオンラインデータベース内の資料などであっても良い。</u></p> <p><u>(1) 紙媒体の出版物及び視聴覚資料</u></p> <p><u>紙媒体の出版物とは、一般的には前述の意味に合致する出版物は、紙媒体の専利文献、科技関連の雑誌、科学技術関連の書籍、学術論文、専門文献、教科書、技術マニュアル、正式に公表された会議議事録或いは技術的報告書、新聞、製品のサンプル、製品カタログ、広告宣伝パンフレットなど、印刷されたり、タイピングされ</u></p>	<p><b>第二部第三章</b> <b>2.1.2.1 出版物による公開</b></p> <p>……</p> <p>前述の意味に合致する出版物は、紙媒体の出版物及び視聴覚資料であって良く、インターネット又はその他のオンラインデータベース内の資料などであっても良い。</p> <p>(1) 紙媒体の出版物及び視聴覚資料</p> <p>紙媒体の出版物とは、一般的には紙媒体の専利文献、科技関連の雑誌、科学技術関連の書籍、学術論文、専門文献、教科書、技術マニュアル、正式に公表された会議議事録或いは技術的報告書、新聞、製品のサンプル、製品カタログ、広告宣伝パンフレットなど、印刷されたり、タイピングされた各種の紙書類を指す。視聴覚資料</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>ど、その他の形式で存在している資料であっても良いとする。</p> <p>出版物は地理的位置、言語又は取得方法による制限を受けることなく、年代による制限も受けない。出版物の出版・発行部数の量、読んだ者がいるか、出願人が知っているかは、重要ではない。</p> <p>「内部資料」、「内部発行」等の文字が付されている出版物が、確かに特定の範囲以内で発行されており、かつ秘密保持が要求されている場合には、出版物による公開には当たらない。</p> <p>出版物の印刷日を公開日と見なすが、その他の証拠により公開日を証明している場合は除く。印刷日は、年月或いは年しか明記していない場合には、記された月の末日、若しくは記された年の12月31日を公開日とする。</p> <p>審査官が出版物の公開日について疑問がある場合に、当該出版物の提出者に証明を提示するよう要求して良いとする。</p>	<p>た各種の紙書類を指すであっても良い。また、<u>視聴覚資料</u>はマイクロフィルムや、映画、写真のネガ、ビデオテープ、磁気テープ、レコード、CD など、電気・光・磁気・撮影などにより作製された視聴覚資料であっても良い。さらに、<del>インターネットやその他オンラインデータベースにある資料など、その他の形式で存在している資料であっても良いとする。</del></p> <p><u>紙媒体の出版物と視聴覚資料</u>は地理的位置、言語又は取得方法による制限を受けることなく、年代による制限も受けない。<u>紙媒体の出版物と視聴覚資料</u>の出版・発行部数の量、読んだ者がいるか、出願人が知っているかは、重要ではない。</p> <p>「内部資料」、「内部発行」等の文字が付されている<u>紙媒体の出版物と視聴覚資料</u>が、確かに特定の範囲以内で発行されており、かつ秘密保持が要求されている場合には、出版物による公開には当たらない。</p> <p><u>紙媒体の出版物の印刷日と視聴覚資料の発行日</u>を公開日と見なすが、その他の証拠により公開日を証明している場合は除く。印刷日は、年</p>	<p>はマイクロフィルムや、映画、写真のネガ、ビデオテープ、磁気テープ、レコード、CD など、電気・光・磁気・撮影などにより作製された資料であっても良い。</p> <p>紙媒体の出版物と視聴覚資料は地理的位置、言語又は取得方法による制限を受けることなく、年代による制限も受けない。紙媒体の出版物と視聴覚資料の出版・発行部数の量、読んだ者がいるか、出願人が知っているかは、重要ではない。</p> <p>「内部資料」「内部発行」等の文字が付されている紙媒体の出版物と視聴覚資料が、確かに特定の範囲以内で発行されており、かつ秘密保持が要求されている場合には、出版物による公開には当たらない。</p> <p>紙媒体の出版物の印刷日と視聴覚資料の発行日を公開日と見なすが、その他の証拠により公開日を証明している場合は除く。</p> <p>(2) インターネット又はその他のオンラインデータベース内に存在する資料</p> <p>インターネット又はその他のオンラインデータベース内に存在する資料とは、データ形式に</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>月或いは年しか明記していない場合には、記された月の末日、若しくは記された年の 12 月 31 日を公開日とする。</p> <p><u>(2) インターネット又はその他のオンラインデータベース内に存在する資料</u></p> <p><u>インターネット又はその他のオンラインデータベース内に存在する資料とは、データ形式により保存され、ネットワークを送信手段とする文字、画像、オーディオ・ビジュアルなどの資料を言う。</u></p> <p><u>インターネット又はその他のオンラインデータベース内に存在する資料は、合法的な手段により取得できなければならず、資料の取得にパスワード又は料金が必要か否か、資料を知っている者がいるか否かは重要ではない。</u></p> <p><u>インターネット又はその他のオンラインデータベース内に存在する資料の公開日は、一般的には発表日を基準とするが、その公開日を証明するその他の証拠がある場合はその限りではない。インターネット方式で出版された書籍、定期刊行物、学位論文などの出版物については、その公開日はウェブページ上に記載のインター</u></p>	<p>より保存され、ネットワークを送信手段とする文字、画像、オーディオ・ビジュアルなどの資料を言う。</p> <p>インターネット又はその他のオンラインデータベース内に存在する資料は、合法的な手段により取得できなければならず、資料の取得にパスワード又は料金が必要か否か、資料を知っている者がいるか否かは重要ではない。</p> <p>インターネット又はその他のオンラインデータベース内に存在する資料の公開日は、一般的には発表日を基準とするが、その公開日を証明するその他の証拠がある場合はその限りではない。インターネット方式で出版された書籍、定期刊行物、学位論文などの出版物については、その公開日はウェブページ上に記載のインターネット上での発表日又は公開日とする。前述の出版物に内容の同じ紙媒体の出版物が同時に存在する場合には、紙媒体の出版物の印刷日を公開日と確認しても良く、一般的には確認可能な最も早い公開日を基準とする。ウェブページ上で発表日を明確にしておらず、又は発表日に疑義のある資料については、ログファイルに記載</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>ネット上での発表日又は公開日とする。前述の出版物に内容の同じ紙媒体の出版物が同時に存在する場合には、紙媒体の出版物の印刷日を公開日と確認しても良く、一般的には確認可能な最も早い公開日を基準とする。ウェブページ上で発表日を明確にしておらず、又は発表日に疑義のある資料については、ログファイルに記載の発表日時及び修正日時、検索エンジンの示す検索日時、インターネットアーカイブサービスの示す日時、タイムスタンプの情報又はミラーサイト上で示されるコピー情報の発表日などの情報を参考にして公開日を確認しても良い。</u></p> <p><u>印刷日、出版日又は発表日として、年月又は年しか明記していない場合は、記載のある月の最後の日又は記載のある年の12月31日を公開日とする。</u></p> <p>審査官が出版物の公開日について疑問がある場合に、当該出版物の提出者に証明を提示するよう要求して良いとする。</p>	<p>の発表日時及び修正日時、検索エンジンの示す検索日時、インターネットアーカイブサービスの示す日時、タイムスタンプの情報又はミラーサイト上で示されるコピー情報の発表日などの情報を参考にして公開日を確認しても良い。</p> <p>印刷日、出版日又は発表日として、年月又は年しか明記していない場合は、記載のある月の最後の日又は記載のある年の12月31日を公開日とする。</p> <p>審査官が出版物の公開日について疑問がある場合に、当該出版物の提出者に証明を提示するよう要求して良いとする。</p>
<p><b>第二部第三章</b> 2.1.2.2 使用による公開 ……</p>	<p><b>第二部第三章</b> 2.1.2.2 使用による公開 ……</p>	<p><b>第二部第三章</b> 2.1.2.2 使用による公開 ……</p>

出典：国家知識産権局 HP  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>使用による公開の方式には、公衆がその技術の内容を知り得る製造、使用、販売、輸入、交換、贈呈、演示、展示などが含まれる。前述の方式を介して、関連技術を知りたい公衆が知ることのできる状態にしている限り、使用による公開となり、知り得た公衆がいるかどうかによって決まるものではない。但し、関連技術の内容説明が一切なく、属する技術分野の技術者がその構造、機能、或いは材料成分を知ることができない製品の展示は、公開による使用には当たらない。</p> <p>……</p>	<p>使用による公開の方式には、公衆がその技術の内容を知り得る製造、使用、販売、輸入、交換、贈呈、演示、展示、<u>入札募集・入札</u>などが含まれる。前述の方式を介して、関連技術を知りたい公衆が知ることのできる状態にしている限り、使用による公開となり、知り得た公衆がいるかどうかによって決まるものではない。但し、関連技術の内容説明が一切なく、属する技術分野の技術者がその構造、機能、或いは材料成分を知ることができない製品の展示は、公開による使用には当たらない。</p> <p>……</p>	<p>使用による公開の方式には、公衆がその技術の内容を知り得る製造、使用、販売、輸入、交換、贈呈、演示、展示、<u>入札募集・入札</u>などが含まれる。前述の方式を介して、関連技術を知りたい公衆が知ることのできる状態にしている限り、使用による公開となり、知り得た公衆がいるかどうかによって決まるものではない。但し、関連技術の内容説明が一切なく、属する技術分野の技術者がその構造、機能、或いは材料成分を知ることができない製品の展示は、公開による使用には当たらない。</p> <p>……</p>
<p><b>第二部第三章</b></p> <p><b>5. 新規性を喪失しない猶予期間</b></p> <p>……</p> <p>専利法24条に規定された状況の何れか1つが発生した日から起算する6ヶ月以内で、出願人が出願する前に、発明創造を再び開示された場合、その開示で前述の3つの状況に該当しない限り、当該出願はこの以降の開示により新規性を喪失する。再度の開示で前述の3つの状況に該当する場合、当該出願はそれで新規性を喪失すること</p>	<p><b>第二部第三章</b></p> <p><b>5. 新規性を喪失しない猶予期間</b></p> <p>……</p> <p>専利法 24 条に規定された状況の何れか1つが発生した日から起算する 6 ヶ月以内で、出願人が出願する前に、発明創造を再び開示された場合、その開示で前述の 3 つの状況に該当しない限り、当該出願はこの再度のこの以降の開示により新規性を喪失する。再度の開示で前述の 3 つの状況に該当する場合、当該出願はそれで新</p>	<p><b>第二部第三章</b></p> <p><b>5. 新規性を喪失しない猶予期間</b></p> <p>……</p> <p>専利法 24 条に規定された状況の何れか1つが発生した日から起算する 6 ヶ月以内で、出願人が出願する前に、発明創造を再び開示された場合、その開示で前述の 3 つの状況に該当しない限り、当該出願はこの再度の開示により新規性を喪失する。再度の開示で前述の 3 つの状況に該当する場合、当該出願はそれで新規性を喪失</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>にならないが、猶予期間は発明創造の初回開示日より起算する。</p> <p>専利出願で専利法24条(3)号に言う状況に当たる場合、専利局は必要な際に、該状況の発生日及び実体的な内容を証明する証明書類の提出を出願人に求めて良いとする。</p> <p>出願人は専利法実施細則30条3項の規定に基づいた声明及び証明書類を提出していない場合(本指南第一部分第一章第6.3節を参照する)、若しくは専利法実施細則30条4項の規定に基づいた指定された期限以内に証明書類を提出していない場合、その出願は専利法24条に規定された新規性の猶予期間を享有することができない。</p>	<p>規性を喪失することにならないが、猶予期間は発明創造の初回開示日より起算する。<u>他人が出願人の同意を経ずに発明創造の内容を漏洩し、第三者がこの方式により公開された発明創造を知り得た後にそれを再度開示した場合は、専利法第24条第(3)号で言う状況にあたりと見なす。</u></p> <p><u>専利出願に専利法第24条第(1)号又は第(2)号に言う状況があり、出願人が専利法実施細則第30条第3項の規定に基づいて声明及び証明書類を提出していない場合は(本指南第一部分第一章第6.3節を参照)、その出願は専利法第24条に規定される新規性の猶予期間を共有することができない。</u></p> <p>専利出願で専利法24条(3)号に言う状況に当たる場合、<u>出願人が専利局の通知書を受け取った後に知り得たときは、当該通知書に指定の回答期限内に新規性の猶予期間を喪失しない旨の回答意見を提出し、かつ証明書類を添付しなければならない。</u>専利局は必要な際に、該状況の発生日及び実体的な内容を証明する証明書類の提出を出願人に求めることができる<u>て良いとす</u></p>	<p>することにならないが、猶予期間は発明創造の初回開示日より起算する。他人が出願人の同意を経ずに発明創造の内容を漏洩し、第三者がこの方式により公開された発明創造を知り得た後にそれを再度開示した場合は、専利法第24条第(3)号で言う状況にあたりと見なす。</p> <p>専利出願に専利法第24条第(1)号又は第(2)号に言う状況があり、出願人が専利法実施細則第30条第3項の規定に基づいて声明及び証明書類を提出していない場合は(本指南第一部分第一章第6.3節を参照)、その出願は専利法第24条に規定される新規性の猶予期間を共有することができない。</p> <p>専利出願で専利法24条(3)号に言う状況に当たる場合、出願人が専利局の通知書を受け取った後に知り得たときは、当該通知書に指定の回答期限内に新規性の猶予期間を喪失しない旨の回答意見を提出し、かつ証明書類を添付しなければならない。専利局は必要な際に、該状況の発生日及び実体的な内容を証明する証明書類の提出を出願人に求めることができる。</p> <p>出願人は専利法実施細則30条4項の規定に基</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>る。</p> <p>出願人は専利法実施細則 30 条 34 項の規定に基づいた声明及び証明書類を提出していない場合(本指南第一部分第一章第 6.3 節を参照する)、若しくは専利法実施細則 30 条 4 項の規定に基づいた指定された期限以内に証明書類を提出していない場合、その出願は専利法 24 条に規定された新規性の猶予期間を享有することができない。</p>	<p>づいた指定された期限以内に証明書類を提出していない場合、その出願は専利法 24 条に規定された新規性の猶予期間を享有することができない。</p>
<p><b>第二部第四章</b></p> <p><b>3.1 審査の原則</b></p> <p>……</p> <p>ある独立請求項に創造性を具備している場合、その独立請求項の従属請求項の創造性は審査しない。</p>	<p><b>第二部第四章</b></p> <p><b>3.1 審査の原則</b></p> <p>……</p> <p>ある独立請求項に創造性を具備している場合、<u>一般的</u>はその独立請求項の従属請求項の創造性は審査しない。</p>	<p><b>第二部第四章</b></p> <p><b>3.1 審査の原則</b></p> <p>……</p> <p>ある独立請求項に創造性を具備している場合、一般的はその独立請求項の従属請求項の創造性は審査しない。</p>
<p><b>第二部第四章</b></p> <p><b>3.2.1.1 判断方法</b></p> <p>保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる 3 つの手順に沿って行って良いとする。(1) 最も近似した従来技術を確定する 最</p>	<p><b>第二部第四章</b></p> <p><b>3.2.1.1 判断方法</b></p> <p>保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる 3 つの手順に沿って行って良いとする。(1) 最も近似した従来技術を確定する 最</p>	<p><b>第二部第四章</b></p> <p><b>3.2.1.1 判断方法</b></p> <p>保護を請求する発明が従来技術に比べて自明的であるかどうかを判断するには、通常は以下に挙げられる 3 つの手順に沿って行って良いとする。(1) 最も近似した従来技術を確定する 最</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



<p>も近似した従来技術とは、従来技術において保護を請求する発明と最も密接に関連している 1 つの技術方案を言う。これは、発明に突出した実質的特徴を有するかどうかを判断する基礎になる。最も近似した従来技術は、例えば、保護を請求する発明の技術分野と同一であり、解決しようとする技術的課題、技術的效果又は用途が最も近似し、及び/又は発明の技術的特徴を最も多く開示している従来技術、若しくは、保護を請求する発明の技術分野とは違うが、発明の機能を実現でき、かつ発明の技術的特徴を最も多く開示している従来技術など。注意されたいのは、最も近似した従来技術を確定する時に、先ずは技術分野が同一又は近似している従来技術を考慮しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>も近似した従来技術とは、従来技術において保護を請求する発明と最も密接に関連している 1 つの技術方案を言う。これは、発明に突出した実質的特徴を有するかどうかを判断する基礎になる。最も近似した従来技術は、例えば、保護を請求する発明の技術分野と同一であり、解決しようとする技術的課題、技術的效果又は用途が最も近似し、及び/又は発明の技術的特徴を最も多く開示している従来技術、若しくは、保護を請求する発明の技術分野とは違うが、発明の機能を実現でき、かつ発明の技術的特徴を最も多く開示している従来技術など。注意されたいのは、最も近似した従来技術を確定する時に、先ずは技術分野が同一又は近似している従来技術を考慮しなければならず、<u>なかでも、先ずは発明が解決しようとする技術的課題と関係する従来技術を考慮する必要がある。</u></p> <p>……</p>	<p>も近似した従来技術とは、従来技術において保護を請求する発明と最も密接に関連している 1 つの技術方案を言う。これは、発明に突出した実質的特徴を有するかどうかを判断する基礎になる。最も近似した従来技術は、例えば、保護を請求する発明の技術分野と同一であり、解決しようとする技術的課題、技術的效果又は用途が最も近似し、及び/又は発明の技術的特徴を最も多く開示している従来技術、若しくは、保護を請求する発明の技術分野とは違うが、発明の機能を実現でき、かつ発明の技術的特徴を最も多く開示している従来技術など。注意されたいのは、最も近似した従来技術を確定する時に、先ずは技術分野が同一又は近似している従来技術を考慮しなければならず、なかでも、先ずは発明が解決しようとする技術的課題と関係する従来技術を考慮する必要がある。</p> <p>……</p>
<p><b>第二部第四章</b> <b>3.2.1.1 判断方法</b> …… (2) 発明の区別される特徴及び発明で実際に</p>	<p><b>第二部第四章</b> <b>3.2.1.1 判断方法</b> …… (2) 発明の区別される特徴及び発明で実際に</p>	<p><b>第二部第四章</b> <b>3.2.1.1 判断方法</b> …… (2) 発明の区別される特徴及び発明で実際に</p>

<p>解決する技術的課題を確定する</p> <p>審査において、発明で実際に解決する技術的課題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、先ずは保護を請求する発明が最も近似した従来技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で達成できる技術的効果に基づき、発明で実際に解決する技術的課題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的課題とは、より良好な技術的効果を得るために最も近似した従来技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。</p> <p>審査の過程において、審査官が認定する最も近似した従来技術は、出願人が説明書において説明している従来技術と異なる可能性があるため、最も近似した従来技術に基づき改めて確定した、発明で実際に解決する技術的課題は、説明書において説明している技術的課題と異なる可能性がある。こうした場合に、審査官が認定した最も近似した従来技術に基づき、発明で実際に解決する技術的課題を改めて確定しなければならない。</p>	<p>解決する技術的課題を確定する</p> <p>審査において、発明で実際に解決する技術的課題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、先ずは保護を請求する発明が最も近似した従来技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で達成できる技術的効果に基づき、発明で実際に解決する技術的課題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的課題とは、より良好な技術的効果を得るために最も近似した従来技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。</p> <p>審査の過程において、審査官が認定する最も近似した従来技術は、出願人が説明書において説明している従来技術と異なる可能性があるため、最も近似した従来技術に基づき改めて確定した、発明で実際に解決する技術的課題は、説明書において説明している技術的課題と異なる可能性がある。こうした場合に、審査官が認定した最も近似した従来技術に基づき、発明で実際に解決する技術的課題を改めて確定しなければならない。</p>	<p>解決する技術的課題を確定する</p> <p>審査において、発明で実際に解決する技術的課題を客観的に分析し、確定しなければならない。そのため、先ずは保護を請求する発明が最も近似した従来技術に比べて、どんな区別される特徴があるかを分析し、それからこの区別される特徴で達成できる技術的効果に基づき、発明で実際に解決する技術的課題を確定しなければならない。この意味で言えば、発明で実際に解決する技術的課題とは、より良好な技術的効果を得るために最も近似した従来技術に対し改善する必要がある技術的任務を言う。</p> <p>審査の過程において、審査官が認定する最も近似した従来技術は、出願人が説明書において説明している従来技術と異なる可能性があるため、最も近似した従来技術に基づき改めて確定した、発明で実際に解決する技術的課題は、説明書において説明している技術的課題と異なる可能性がある。こうした場合に、審査官が認定した最も近似した従来技術に基づき、発明で実際に解決する技術的課題を改めて確定しなければならない。</p>
---	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>改めて確定した技術的課題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の説明書の記載内容からその技術的効果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的効果でも改めて確定した技術的課題の基礎となることができる。</p>	<p>改めて確定した技術的課題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の説明書の記載内容からその技術的効果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的効果でも改めて確定した技術的課題の基礎となることができる。<u>特殊な状況において、発明した全ての技術の効果が最も近似する従来技術のいずれとも同一のときに、改めて確定した技術的課題は、最も近似する従来技術と同一でない、選択肢を提供できる技術方案とする。</u></p> <p><u>改めて確定した技術的課題は、発明において、区別される特徴が達成可能な技術的効果と符合しなければならず、区別される特徴そのものとして確定されてはならず、区別される特徴に対するガイド又は暗示を含んでもならない。</u></p> <p><b>【例】</b>  <u>保護を請求する発明は家庭用電化製品であり、ユーザに口座権限を付与する生体認証ユニットを含む。当該認証ユニットは指紋と手紋、虹彩、眼底、顔特徴のうち少なくとも 1 種類の認証方式との組み合わせに基づく。説明書の記</u></p>	<p>改めて確定した技術的課題は、おそらく各発明の具体的な状況により定める必要がある。その分野の技術者が当該出願の説明書の記載内容からその技術的効果を知り得るものなら、原則としては、発明の如何なる技術的効果でも改めて確定した技術的課題の基礎となることができる。特殊な状況において、発明した全ての技術の効果が最も近似する従来技術のいずれとも同一のときに、改めて確定した技術的課題は、最も近似する従来技術と同一でない、選択肢を提供できる技術方案とする。</p> <p>改めて確定した技術的課題は、発明において、区別される特徴が達成可能な技術的効果と符合しなければならず、区別される特徴そのものとして確定されてはならず、区別される特徴に対するガイド又は暗示を含んでもならない。</p> <p><b>【例】</b>  保護を請求する発明は家庭用電化製品であり、ユーザに口座権限を付与する生体認証ユニットを含む。当該認証ユニットは指紋と手紋、虹彩、眼底、顔特徴のうち少なくとも 1 種類の認証方式との組み合わせに基づく。説明書の記</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>載によれば、少なくとも 2 種類の認証により、ユーザ口座をより安全にすることができる。最も近似する従来技術で公開されている家庭用電化製品では、指紋情報のみに基づいて個人認証を行っている。両者の区別は、発明においては少なくとも 2 種類の生体特徴により個人認証を行う点にある。当該区別される特徴によって保護を請求する発明において達成可能な技術的効果に基づき、発明が実際に解決する技術的課題は、家庭用電化製品におけるユーザ口座の安全性を如何に高めるかにあると確定できる。一方、発明が実際に解決する技術的課題は、「手紋など少なくとも 1 種類の生体認証方式を如何に増やすか」又は「認証方式の増加を通じて、家庭用電化製品の安全性を如何に実現するか」とは確定することはできない。</p>	<p>載によれば、少なくとも 2 種類の認証により、ユーザ口座をより安全にすることができる。最も近似する従来技術で公開されている家庭用電化製品では、指紋情報のみに基づいて個人認証を行っている。両者の区別は、発明においては少なくとも 2 種類の生体特徴により個人認証を行う点にある。当該区別される特徴によって保護を請求する発明において達成可能な技術的効果に基づき、発明が実際に解決する技術的課題は、家庭用電化製品におけるユーザ口座の安全性を如何に高めるかにあると確定できる。一方、発明が実際に解決する技術的課題は、「手紋など少なくとも 1 種類の生体認証方式を如何に増やすか」又は「認証方式の増加を通じて、家庭用電化製品の安全性を如何に実現するか」とは確定することはできない。</p>
<p><b>第二部第四章</b>  <b>3.2.1.1 判断方法</b>  (3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する  .....  (i) 前述の区別される特徴は公知の常識で</p>	<p><b>第二部第四章</b>  <b>3.2.1.1 判断方法</b>  (3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する  .....  (i) 前述の区別される特徴は公知の常識で</p>	<p><b>第二部第四章</b>  <b>3.2.1.1 判断方法</b>  (3) 保護を請求する発明がその分野の技術者にとって自明的であるかどうかを判断する  .....  (i) 前述の区別される特徴は公知の常識で</p>

出典：国家知識産権局 HP  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>ある。例えば、当分野において、当該改めて確定された技術的課題を解決する通常的手段、或いは教科書や参考書などで開示されたその改めて確定された技術的課題を解決するための技術的手段など。</p>	<p>ある。例えば、当分野において、当該改めて確定された技術的課題を解決する通常的手段、或いは教科書や<u>技術辞典、技術マニュアルなどの参考書</u>などで開示されたその改めて確定された技術的課題を解決するための技術的手段など。</p>	<p>ある。例えば、当分野において、当該改めて確定された技術的課題を解決する通常的手段、或いは教科書や技術辞典、技術マニュアルなどの参考書で開示されたその改めて確定された技術的課題を解決するための技術的手段など。</p>
<p><b>第二部第七章</b> <b>12. 判断方法</b> ..... 検索レポートにおいて、審査官は以下の符号を利用して、対比文献と請求項の関係を示す。 ..... E：単独で請求項の新規性を影響する抵触出願書類。 .....</p>	<p><b>第二部第七章</b> <b>12. 判断方法</b> ..... 検索レポートにおいて、審査官は以下の符号を利用して、対比文献と請求項の関係を示す。 ..... E：単独で請求項の新規性を影響する抵触出願書類。 <u>T：出願日若しくは優先権日当日又はそれ以降に発表された、保護を請求する発明の理論若しくは原理について明らかな解釈を提供できる書類、又は保護を請求する発明の推理若しくは事実が成立しない旨を示すことができる書類。</u> <u>L：X、Y、A、R、P、E及びT類の書類以外の書類。</u> .....</p>	<p><b>第二部第七章</b> <b>12. 判断方法</b> ..... 検索レポートにおいて、審査官は以下の符号を利用して、対比文献と請求項の関係を示す。 ..... E：単独で請求項の新規性を影響する抵触出願書類。 T：出願日若しくは優先権日当日又はそれ以降に発表された、保護を請求する発明の理論若しくは原理について明らかな解釈を提供できる書類、又は保護を請求する発明の推理若しくは事実が成立しない旨を示すことができる書類。 L：X、Y、A、R、P、E及びT類の書類以外の書類。 .....</p>

<p><b>第二部第八章</b></p> <p><b>3.2.4 その他の関連文書の確認</b></p> <p>外国で発明専利出願が提出されている発明について審査官は、出願書類ファイルの中に、出願人が提出したもので、当該国における同出願の審査のために行われた検索の資料、又は審査結果の資料があることを確認しなければならない。</p> <p><b>3.2.5 出願書類ファイルに欠陥がある場合の処理</b></p> <p>……。審査官は出願書類ファイルにおいて、前述第 3.2.4 節に記してある資料の欠落を発見しており、……</p>	<p><b>第二部第八章</b></p> <p><b>3.2.4 その他の関連文書の確認</b></p> <p><u>(1) 外国で発明専利出願が提出されている発明について審査官は、出願書類ファイルの中に、出願人が提出したもので、当該国における同出願の審査のために行われた検索の資料、又は審査結果の資料があることを確認しなければならない。</u></p> <p><u>(2) 審査官は、出願書類ファイルの中に公衆の意見があることを確認し、かつ審査過程においてこれを考慮しなければならない。</u></p> <p><b>3.2.5 出願書類ファイルに欠陥がある場合の処理</b></p> <p>……。審査官は出願書類ファイルにおいて、前述第 3.2.4 節 <u>(1)</u> に記してある資料の欠落を発見しており、……</p>	<p><b>第二部第八章</b></p> <p><b>3.2.4 その他の関連文書の確認</b></p> <p>(1) 外国で発明専利出願が提出されている発明について審査官は、出願書類ファイルの中に、出願人が提出したもので、当該国における同出願の審査のために行われた検索の資料、又は審査結果の資料があることを確認しなければならない。</p> <p>(2) 審査官は、出願書類ファイルの中に公衆の意見があることを確認し、かつ審査過程においてこれを考慮しなければならない。</p> <p><b>3.2.5 出願書類ファイルに欠陥がある場合の処理</b></p> <p>……。審査官は出願書類ファイルにおいて、前述第 3.2.4 節 (1) に記してある資料の欠落を発見しており、……</p>
<p><b>3.3 個人審査記録ファイルの作成</b></p> <p>出願書類ファイルの確認後、審査官は、本人が審査した案件の重要データを記載するための個人審査記録ファイルの作成に着手し、そして、それ以降の審査過程においては関連情報を補足することにより、各出願案件の審査手続及び基</p>	<p><b>3.3 個人審査記録ファイルの作成</b></p> <p>出願書類ファイルの確認後、審査官は、本人が審査した案件の重要データを記載するための個人審査記録ファイルの作成に着手し、そして、それ以降の審査過程においては関連情報を補足することにより、各出願案件の審査手続及び基</p>	<p><b>3.3 個人審査記録ファイルの作成</b></p> <p>出願書類ファイルの確認後、審査官は、本人が審査した案件の重要データを記載するための個人審査記録ファイルの作成に着手し、そして、それ以降の審査過程においては関連情報を補足することにより、各出願案件の審査手続及び基</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>本状況が随時把握できるようにしておかなければならない。</p>	<p>本状況が随時把握できるようにしておかなければならない<u>ことができる</u>。</p>	<p>本状況が随時把握できるようにしておくことができる。</p>
<p><b>第二部第八章</b>  <b>4.4 単一性に欠ける出願に対する処理</b>  .....  (2) 検索後に出願人に補正を通知する  検索を実施した後に限って、出願の主題の間に単一性に欠けることが確定できる場合には、審査官は状況次第で検索や審査を進めることを見送るか、或いは検索や審査を進めるかを定めることができる（本部分第七章第 9.2.2 節を参照）。検索及び審査を実施した結果、第 1 独立請求項、又はその従属請求項に権利付与の見通しがあり、そしてほかの独立請求項と当該権利付与の見通しのある請求項との間に単一性に欠けることが認められた場合には、審査官はほかの独立請求項への検索や審査を見送ることができる。そして、1 回目の審査意見通知書においては第 1 独立請求項、又はその従属請求項だけに対して審査意見を提示すると同時に、単一性に欠けるという出願の欠陥を克服するために、単一性に欠けているほかの請求項の削除或いは補</p>	<p><b>第二部第八章</b>  <b>4.4 単一性に欠ける出願に対する処理</b>  .....  (2) 検索後に出願人に補正を通知する  検索を実施した後に限って、出願の主題の間に単一性に欠けることが確定できる場合には、審査官は状況次第で検索や審査を進めることを見送るか、或いは検索や審査を進めるかを定めることができる（本部分第七章第 9.2.2 節を参照）。検索及び審査を実施した結果、第 1 独立請求項、又はその従属請求項に権利付与の見通しがあり、そしてほかの独立請求項と当該権利付与の見通しのある請求項との間に単一性に欠けることが認められた場合には、審査官はほかの独立請求項への検索や審査を見送ることができる。そして、1 回目の審査意見通知書においては第 1 独立請求項、又はその従属請求項だけに対して審査意見を提示すると同時に、単一性に欠けるという出願の欠陥を克服するために、<del>単一性に欠けているほかの請求項の削除或いは補</del></p>	<p><b>第二部第八章</b>  <b>4.4 単一性に欠ける出願に対する処理</b>  .....  (2) 検索後に出願人に補正を通知する  検索を実施した後に限って、出願の主題の間に単一性に欠けることが確定できる場合には、審査官は状況次第で検索や審査を進めることを見送るか、或いは検索や審査を進めるかを定めることができる（本部分第七章第 9.2.2 節を参照）。検索及び審査を実施した結果、第 1 独立請求項、又はその従属請求項に権利付与の見通しがあり、そしてほかの独立請求項と当該権利付与の見通しのある請求項との間に単一性に欠けることが認められた場合には、審査官はほかの独立請求項への検索や審査を見送ることができる。そして、1 回目の審査意見通知書においては第 1 独立請求項、又はその従属請求項だけに対して審査意見を提示すると同時に、単一性に欠けるという出願の欠陥を克服するために、請求項の削除或いは補正を出願人に要求する。</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>正を出願人に要求する。</p> <p>……</p>	<p>正を出願人に要求する。</p> <p>……</p>	<p>……</p>
<p><b>4.10.2.3 対比文献の複製書類</b></p> <p>審査意見通知書において引用された対比文献は、1式を複製して、出願ファイルに保管しなければならない。引用された対比文献の文面が長い場合、審査意見通知書の正文に関連している部分だけを複製する。また、対比文献の複製書類には、その由来及び公開日を明示するような明瞭な表記がなければならない。特に創行物又は書籍から援用された対比文献の場合には、前述した表記が一層必要になる。</p>	<p><b>4.10.2.3 対比文献の複製書類</b></p> <p>審査意見通知書において引用された対比文献は、1式を複製して、出願ファイルに保管しなければならない<u>ことができる</u>。引用された対比文献の文面が長い場合、審査意見通知書の正文に関連している部分だけを複製する。また、対比文献の複製書類には、その由来及び公開日を明示するような明瞭な表記が<u>などの情報が含まれなければならない</u>。特に創行物又は書籍から援用された対比文献の場合には、前述した表記情報が一層必要になる。</p>	<p><b>4.10.2.3 対比文献の複製書類</b></p> <p>審査意見通知書において引用された対比文献は、1式を複製して、出願ファイルに保管することができる。引用された対比文献の文面が長い場合、審査意見通知書の正文に関連している部分だけを複製する。また、対比文献の複製書類には、その由来及び公開日などの情報が含まれなければならない。特に創行物又は書籍から援用された対比文献の場合には、前述した表記情報が一層必要になる。</p>
<p><b>4.10.4 署名</b></p> <p>審査意見通知書には審査を担当する審査官が押し印をしなければならない。審査意見通知書は見習い審査官が起草している場合には、見習い審査官と指導担当審査官がともに押し印をしなければならない。</p>	<p><b>4.10.4 署名</b></p> <p>審査意見通知書には審査を担当する審査官が押し印<u>署名</u>をしなければならない。審査意見通知書は見習い審査官が起草している場合には、見習い審査官と指導担当審査官がともに押し印<u>署名</u>をしなければならない。</p>	<p><b>4.10.4 署名</b></p> <p>審査意見通知書には審査を担当する審査官が署名をしなければならない。審査意見通知書は見習い審査官が起草している場合には、見習い審査官と指導担当審査官がともに署名をしなければならない。</p>
<p><b>4.12.1 面接の実施条件</b></p> <p>面接は、審査官から要請したのもでも、出願</p>	<p><b>4.12.1 面接の実施条件</b></p> <p>面接は、審査官から要請したのもでも、出願</p>	<p><b>4.12.1 面接の実施条件</b></p> <p>面接は、審査官から要請したのもでも、出願</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



<p>人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、或いは電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、或いは電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p> <p>……</p>	<p>人から申し立てたものでも、予め予約しておかなければならない。面接通知書、或いは電話によって予約してよいとする。面接通知書の副本及び面接の予約に関する電話記録は出願ファイルに保管しなければならない。面接通知書や面接の予約に関する電話記録の中に、審査官が確認した面接内容、時間、場所を明記しなければならない。審査官、或いは出願人が面接の際に新たな書類の提示を予定しているなら、事前に相手に提出しなければならない。</p> <p>……</p>
<p><b>4. 12. 3 面接記録</b></p> <p>面接の終了後、審査官は面接記録に記入しなければならない。面接記録は専利局で統一して制定した標準表様式を用いて、1式2部作成する。審査官及び面接に参加した出願人（又は代理人）が署名、若しくは押し印した後、1通は出願人に渡し、1通は出願ファイルで保管する。</p> <p>……</p>	<p><b>4. 12. 3 面接記録</b></p> <p>面接の終了後、審査官は面接記録に記入しなければならない。面接記録は専利局で統一して制定した標準表様式を用いて、1式2部作成する。審査官及び面接に参加した出願人（又は代理人）が署名、若しくは押し印した後、1通は出願人に渡し、1通は出願ファイルで保管する。</p> <p>……</p>	<p><b>4. 12. 3 面接記録</b></p> <p>面接の終了後、審査官は面接記録に記入しなければならない。面接記録は専利局で統一して制定した標準表様式を用いて、1式2部作成する。審査官及び面接に参加した出願人（又は代理人）が署名、若しくは押し印した後、1通は出願人に渡し、1通は出願ファイルで保管する。</p> <p>……</p>
<p><b>4. 13 電話での討論</b></p> <p>審査官は出願書類にある問題点について、電</p>	<p><b>4. 13 電話での討論</b></p> <p>審査官は出願書類にある問題点について、電</p>	<p><b>4. 13 電話での討論</b></p> <p>審査官は出願書類にある問題点について、電</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>話で出願人と討論を行ってよいとするが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管する。</p> <p>.....</p>	<p>話で出願人と討論を行ってよいとするが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管する。</p> <p>.....</p>	<p>話で出願人と討論を行ってよいとするが、電話での討論は副次的かつ誤解を招くことのない形式上の欠陥に係わる問題の解決に限って適用する。審査官は電話での討論の内容を記録し、出願ファイルに保管する。</p> <p>.....</p>
<p><b>5.1.2 応答の署名</b></p> <p>.....</p> <p>出願人又は委任を受けた代理人が変更になった場合には、審査官は包袋の中に、相応した記載事項変更通知票があるか否かを確認しなければならない。当該通知票がない場合には、審査官は応答を方式審査部門まで返却し、処理を受けさせなければならない。</p>	<p><b>5.1.2 応答の署名</b></p> <p>.....</p> <p>出願人又は委任を受けた代理人が変更になった場合には、審査官は包袋出願ファイルの中に、相応した記載事項変更通知票があるか否かを確認しなければならない。当該通知票がない場合には、審査官は応答を方式審査部門まで返却し、処理を受けさせなければならない。</p>	<p><b>5.1.2 応答の署名</b></p> <p>.....</p> <p>出願人又は委任を受けた代理人が変更になった場合には、審査官は出願ファイルの中に、相応した記載事項変更通知票があるか否かを確認しなければならない。当該通知票がない場合には、審査官は応答を方式審査部門まで返却し、処理を受けさせなければならない。</p>
<p><b>5.2.2.2 説明書及びその要約書に対する補正</b></p> <p>.....</p> <p>(1) 発明の名称の補正により、保護を請求する主題の名称を的確かつ簡潔に反映させること。独立請求項のカテゴリとして製品や方法、用途が含まれる場合には、これら保護を請求する主題のすべてを発明の名称の中で反映させな</p>	<p><b>5.2.2.2 説明書及びその要約書に対する補正</b></p> <p>.....</p> <p>(1) 発明の名称の補正により、保護を請求する主題の名称を的確かつ簡潔に反映させること。独立請求項のカテゴリとして製品や方法、用途が含まれる場合には、これら保護を請求する主題のすべてを発明の名称の中で反映させな</p>	<p><b>5.2.2.2 説明書及びその要約書に対する補正</b></p> <p>.....</p> <p>(1) 発明の名称の補正により、保護を請求する主題の名称を的確かつ簡潔に反映させること。独立請求項のカテゴリとして製品や方法、用途が含まれる場合には、これら保護を請求する主題のすべてを発明の名称の中で反映させな</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>なければならない。発明の名称はなるべく簡潔で短くしなければならない。一般的には 25 文字を超えてはならない。特別な場合には、例えば、化学分野に係わる専利出願は、最大 40 文字まで許可される。</p>	<p>なければならない。発明の名称はなるべく簡潔で短くしなければならない。一般的には 25 文字を超えてはならない。特別な場合には、例えば、<u>化学分野に係わる専利出願は、最大 40 文字まで許可される。必要な場合はこの限りではないが、その場合も 60 字を超えてはならない。</u></p>	<p>なければならない。発明の名称はなるべく簡潔で短くしなければならない。一般的には 25 文字を超えてはならない。必要な場合はこの限りではないが、その場合も 60 字を超えてはならない。</p>
<p><b>5.2.4.1 差し替え頁の提出</b></p> <p>専利法実施細則 52 条の規定によると、説明書又は権利要求書の補正部分については、所定の書式に従った差し替え頁を提出しなければならない。差し替え頁の提出について 2 つの方式がある。</p> <p>(1) 改めて印刷した差し替え頁と補正対照表を提出すること。</p> <p>この方式は、補正内容の多い説明書、権利要求書及び補正が施されたすべての添付図面に適する。出願人が差し替え頁を提出すると同時に、補正前・後の対照明細表を提出しなければならない。</p> <p>(2) 改めて印刷した差し替え頁と原本の複製書類において補正を行った対照頁を提出すること。</p>	<p><b>5.2.4.1 差し替え頁の提出</b></p> <p>専利法実施細則 52 条の規定によると、説明書又は権利要求書の補正部分については、所定の書式に従った差し替え頁を提出しなければならない。差し替え頁の提出について 2 つの方式がある。</p> <p>(1) <del>改めて印刷した</del>差し替え頁と補正対照表を提出すること。</p> <p>この方式は、補正内容の多い説明書、権利要求書及び補正が施されたすべての添付図面に適する。出願人が差し替え頁を提出すると同時に、補正前・後の対照明細表を提出しなければならない。</p> <p>(2) <del>改めて印刷した</del>差し替え頁と原本の複製書類において補正を行った対照頁を提出すること。</p>	<p><b>5.2.4.1 差し替え頁の提出</b></p> <p>専利法実施細則 52 条の規定によると、説明書又は権利要求書の補正部分については、所定の書式に従った差し替え頁を提出しなければならない。差し替え頁の提出について 2 つの方式がある。</p> <p>(1) 差し替え頁と補正対照表を提出すること。</p> <p>この方式は、補正内容の多い説明書、権利要求書及び補正が施されたすべての添付図面に適する。出願人が差し替え頁を提出すると同時に、補正前・後の対照明細表を提出しなければならない。</p> <p>(2) 差し替え頁と原本の複製書類において補正を行った対照頁を提出すること。</p> <p>この方式は、補正内容の少ない説明書と権利</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>この方式は、補正内容の少ない説明書と権利要求書に適する。出願人が改めて印刷した差し替え頁を提出すると同時に、原本の複製書類において直接に補正を行った対照頁を提出することにより、審査官が補正内容を容易に見出すようにしなければならない。</p>	<p>この方式は、補正内容の少ない説明書と権利要求書に適する。出願人が改めて印刷した差し替え頁を提出すると同時に、原本の複製書類において直接に補正を行った対照頁を提出することにより、審査官が補正内容を容易に見出すようにしなければならない。</p>	<p>要求書に適する。出願人が差し替え頁を提出すると同時に、原本の複製書類において直接に補正を行った対照頁を提出することにより、審査官が補正内容を容易に見出すようにしなければならない。</p>
<p><b>5.2.4.2 職権に基づいた審査官の補正</b> 通常は、出願に対する補正は、出願人が正式な書類という形式により申し立てなければならない。出願書類の中の個別の文字や表記に対する補正或いは増減、及び発明の名称又は要約書における明白なミス（本章第 5.2.2.2 節（11）と第 6.2.2 節を参照）に関する補正は、審査官が職権に基づいて施し、出願人に通知してよいとする。この場合は、必ずペン、サインペン或いはボールペンで明確に補正し、鉛筆で補正してはならない。</p>	<p><b>5.2.4.2 職権に基づいた審査官の補正</b> 通常は、出願に対する補正は、出願人が正式な書類という形式により申し立てなければならない。出願書類の中の個別の文字や表記に対する補正或いは増減、及び発明の名称又は要約書における明白なミス（本章第 5.2.2.2 節（11）と第 6.2.2 節を参照）に関する補正は、審査官が職権に基づいて施し、出願人に通知してよいとする。この場合は、<del>必ずペン、サインペン或いはボールペンで明確に補正し、鉛筆で補正してはならない。</del></p>	<p><b>5.2.4.2 職権に基づいた審査官の補正</b> 通常は、出願に対する補正は、出願人が正式な書類という形式により申し立てなければならない。出願書類の中の個別の文字や表記に対する補正或いは増減、及び発明の名称又は要約書における明白なミス（本章第 5.2.2.2 節（11）と第 6.2.2 節を参照）に関する補正は、審査官が職権に基づいて施し、出願人に通知してよいとする。</p>
<p><b>6.2.2 専利権付与の通知書を発行する時に実施すべき作業</b> 審査官はさらに、以下に掲げる作業を順次実施しなければならない。自分で確定した当該専</p>	<p><b>6.2.2 専利権付与の通知書を発行する時に実施すべき作業</b> 審査官はさらに、以下に掲げる作業を順次実施しなければならない。自分で確定した当該専</p>	<p><b>6.2.2 専利権付与の通知書を発行する時に実施すべき作業</b> 審査官はさらに、以下に掲げる作業を順次実施しなければならない。分類番号を照合し、変</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>利の IPC 分類番号を包袋の表紙に記入し、本審査処の分類裁決責任者に渡して、承認を受けること、整った権利付与対象書類を公報入れに入れるとともに、公報入れの所定の項目に記入して押し印すること、専利権付与の通知書（標準書式）1式2部記入した上で押し印し、1部を包袋に綴じて、もう1部を出願ファイル表紙の裏ポケットに入れること、完備された包袋を整理し、表紙及び裏表紙において、付与時の包袋引継記録と付与に係わる書類の発行記録を記入すること、出願人が発明の名称について補正を施した場合、優先権に変化が生じたことが確認された、若しくは承認後の IPC 分類番号が当初の分類番号と比べて、変化が生じたなら、さらに、「記載事項変更通知票」1式2部記入し、1部を包袋の第一装丁バンドの初頁の前に綴じて、もう1部を包袋表紙の裏ポケットに入れること。</p>	<p><del>利の IPC 分類番号を包袋の表紙に記入し、を照合し、変更が生じた場合は本審査処の分類裁決責任者に渡して、の承認を受けること、専利権付与の文書を確定する必要がある。整った権利付与対象書類を公報入れに入れるとともに、公報入れの所定の項目に記入して押し印すること、専利権付与の通知書（標準書式）1式2部記入した上で押し印し、1部を包袋に綴じて、もう1部を出願ファイル表紙の裏ポケットに入れること、完備された包袋を整理し、表紙及び裏表紙において、付与時の包袋引継記録と付与に係わる書類の発行記録を記入すること出願人が発明の名称について補正を施した場合、又は優先権に変化が生じたことが確認された場合は、記載項目の変更を行わなければならない。重複付与の回避が必要な状況が存在する場合は、重複付与回避結論の確認を行わなければならない。</del></p> <p>更が生じた場合は分類裁決責任者の承認を受けること、専利権付与の文書を確定する必要がある。発明の名称について補正を施した場合、又は優先権に変化が生じたことが確認された場合は、記載項目の変更を行わなければならない。重複付与の回避が必要な状況が存在する場合は、重複付与回避結論の確認を行わなければならない。</p>
---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p><b>7.1 手続の終了</b> ……</p> <p>却下又は権利付与になる出願について、審査官は包袋表紙の「実審」欄に、「却下」又は「権利付与」と明記し、押し印をしなければならない。</p> <p>出願の 1 件ごとについて、今後の照会・統計上の便宜を図るため、審査官は個人審査記録ファイルを作成しなければならない（本章第 3.3 節を参照）。</p>	<p><b>7.1 手続の終了</b> ……</p> <p>却下又は権利付与になる出願について、審査官は包袋表紙の「実審」欄に、「却下」又は「権利付与」と明記し、押し印をしなければならない。</p> <p>出願の 1 件ごとについて、今後の照会・統計上の便宜を図るため、審査官は個人審査記録ファイルを作成しなければならない<u>ことができる</u>（本章第 3.3 節を参照）。</p>	<p><b>7.1 手続の終了</b> ……</p> <p>出願の 1 件ごとについて、今後の照会・統計上の便宜を図るため、審査官は個人審査記録ファイルを作成することができる（本章第 3.3 節を参照）。</p>
<p><b>7.2 手続の中止</b></p> <p>実体審査手続は、専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者が専利法実施細則 86 条 1 項の規定に基づいた請求により中止する、若しくは財産保全により中止する可能性がある。審査官が、手続中止の出願書類包袋を戻すための通知書を受けると、所定の期限内に手順管理部門に包袋を返却しなければならない。</p>	<p><b>7.2 手続の中止</b></p> <p>実体審査手続は、専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者が専利法実施細則 86 条 1 項の規定に基づいた請求により中止する、若しくは財産保全により中止する可能性がある。<del>審査官が、手続中止の出願書類包袋を戻すための通知書を受けると、所定の期限内に手順管理部門に包袋を返却しなければならない。</del></p>	<p><b>7.2 手続の中止</b></p> <p>実体審査手続は、専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者が専利法実施細則 86 条 1 項の規定に基づいた請求により中止する、若しくは財産保全により中止する可能性がある。</p>
<p><b>7.3 手続の回復</b> ……</p> <p>専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者によ</p>	<p><b>7.3 手続の回復</b> ……</p> <p>専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者によ</p>	<p><b>7.3 手続の回復</b> ……</p> <p>専利出願権の帰属をめぐる紛争の当事者によ</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>る請求で中止となった実体審査手続は、専利局が法的効力を生じた調停書或いは判決書を受け取った後に、権利者の変動に係らない場合には、迅速に回復しなければならない。権利者の変動に係わる場合には、相応の記載事項変更手続きを実行した後に回復する。前記中止請求日より1年以内に、専利出願権の帰属をめぐる紛争案件が終結しておらず、請求人も中止の延長を請求していない場合には、専利局は自ら、中止された実体審査手続を回復する。</p> <p>審査官は、手順管理部門から送られる審査手続回復についての書面通知及び専利出願ファイルを受け取ると、実体審査手続を改めて開始しなければならない。</p>	<p>る請求で中止となった実体審査手続は、専利局が法的効力を生じた調停書或いは判決書を受け取った後に、権利者の変動に係らない場合には、迅速に回復しなければならない。権利者の変動に係わる場合には、相応の記載事項変更手続きを実行した後に回復する。前記中止請求日より1年以内に、専利出願権の帰属をめぐる紛争案件が終結しておらず、請求人も中止の延長を請求していない場合には、専利局は自ら、中止された実体審査手続を回復する。</p> <p><del>審査官は、手順管理部門から送られる審査手続回復についての書面通知及び専利出願ファイルを受け取ると、実体審査手続を改めて開始しなければならない。</del></p>	<p>る請求で中止となった実体審査手続は、専利局が法的効力を生じた調停書或いは判決書を受け取った後に、権利者の変動に係らない場合には、迅速に回復しなければならない。権利者の変動に係わる場合には、相応の記載事項変更手続きを実行した後に回復する。前記中止請求日より1年以内に、専利出願権の帰属をめぐる紛争案件が終結しておらず、請求人も中止の延長を請求していない場合には、専利局は自ら、中止された実体審査手続を回復する。</p>
<p><b>8. 前置審査及び復審後の審査の継続</b></p> <p>専利法実施細則62条の規定によると、審査官は、専利復審委員会から回される復審請求書について前置審査を行ない、そして転送されてきた包袋の受取日から起算した一ヶ月以内に、前置審査意見書を作成しなければならない。当該前置審査意見書は包袋とともに専利復審委員会に回され、専利復審委員会が復審決定を下す。</p>	<p><b>8. 前置審査及び復審後の審査の継続</b></p> <p>専利法実施細則62条の規定によると、審査官は、専利復審委員会から回される復審請求書について前置審査を行ない、そして転送されてきた包袋の受取日から起算した一ヶ月以内に、前置審査意見書を作成しなければならない。当該前置審査意見書は包袋出願ファイルとともに専利復審委員会に回され、専利復審委員会が復審</p>	<p><b>8. 前置審査及び復審後の審査の継続</b></p> <p>専利法実施細則62条の規定によると、審査官は、専利復審委員会から回される復審請求書について前置審査を行ない、そして転送されてきた包袋の受取日から起算した一ヶ月以内に、前置審査意見書を作成しなければならない。当該前置審査意見書は出願ファイルとともに専利復審委員会に回され、専利復審委員会が復審決定</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>前置審査の要求について、本指南第四部分第二章第3節の規定を適用する。</p> <p>……</p>	<p>決定を下す。前置審査の要求について、本指南第四部分第二章第3節の規定を適用する。</p> <p>……</p>	<p>を下す。前置審査の要求について、本指南第四部分第二章第3節の規定を適用する。</p> <p>……</p>
<p><b>第二部第九章</b></p> <p><b>2. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査基準</b></p> <p>専利法 2 条 2 項の規定によると、専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。コンピュータプログラムに係わる専利の出願は、技術方案を構成した場合に限って、専利保護の客体となる。</p> <p>もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、技術的課題を解決することがコンピュータプログラムを実行する目的であって、コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則に準拠した技術的手段が反映されており、それによって自然法則に合致した技術的効果を獲得する場合には、このような解決案は、専利法 2 条 2 項でいう技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する。</p>	<p><b>第二部第九章</b></p> <p><b>2. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査基準</b></p> <p>専利法 2 条 2 項の規定によると、専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。コンピュータプログラムに係わる専利の出願は、技術方案を構成した場合に限って、専利保護の客体となる。</p> <p>もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、技術的課題を解決することがコンピュータプログラムを実行する目的であって、</p> <p>コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案は、<u>技術的手段を利用して</u>において、<u>技術的課題を解決した場合、</u>することがコンピュータプログラムを実行する目的であって、<u>コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を</u>制御、又は処理する際に、<u>自然法則に準拠した</u></p>	<p><b>第二部第九章</b></p> <p><b>2. コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の審査基準</b></p> <p>専利法 2 条 2 項の規定によると、専利法にいう発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。コンピュータプログラムに係わる専利の出願は、技術方案を構成した場合に限って、専利保護の客体となる。</p> <p>もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、技術的課題を解決することがコンピュータプログラムを実行する目的であって、</p> <p>コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案は、技術的手段を利用して技術的課題を解決した場合、自然法則に合致した技術的効果を獲得するためには、このような解決案は、専利法 2 条 2 項で規定される技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する。</p> <p>コンピュータプログラムに係わる発明専利出</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



<p>もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、技術的課題を解決することではない、若しくは、コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則を利用した技術的手段が反映されていない、或いは、自然法則に規制されないような効果を獲得する場合には、このような解決案は、専利法 2 条 2 項でいう技術案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。</p> <p>例えば、もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、ある工業プロセスや、測定又はテストプロセスの制御を実現することであり、コンピュータで工業プロセスの制御プログラムを実行し、自然法則に従って、当該工業プロセスの各段階で実施される一連の制御を果たすことにより、自然法則に合致した工業プロセスの制御の効果を獲得する場合は、このような解決案は、専利法 2 条 2 項でいう技術案に該当し、専利保護の客体に該当</p>	<p><del>技術的手段が反映されており、それによって自然法則に合致した技術的効果を獲得するためには、このような解決案は、専利法 2 条 2 項でいう規定される技術案に該当し、専利保護の客体に該当する。</del></p> <p><u>コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案がコンピュータで実施される技術的手段を利用した場合、必然的に技術的課題を解決し、技術的効果を獲得できる。前記コンピュータで実施される技術的手段とは、以下のよう</u></p> <p><u>な場合である。</u></p> <p><u>1. 解決案はコンピュータ、ネットワーク装置、プログラマブル装置等情報処理装置を記載し、そしてそれらの情報処理装置がコンピュータプログラムを実行して実現した制御と処理の内容を記載している場合。</u></p> <p><u>2. 解決案は、コンピュータ、ネットワーク装置、プログラマブル装置等情報処理装置を含まないがコンピュータプログラムを実行したコンピュータの制御及び処理の内容を反映している。例えば、解決案は、ある工業プロセス、測定、或いは試験プロセス制御のプログラムを</u></p>	<p>願の解決案がコンピュータで実施される技術的手段を利用した場合、必然的に技術的課題を解決し、技術的効果を獲得できる。前記コンピュータで実施される技術的手段とは、以下のような場合である。</p> <p>1. 解決案はコンピュータ、ネットワーク装置、プログラマブル装置等情報処理装置を記載し、そしてそれらの情報処理装置がコンピュータプログラムを実行して実現した制御と処理の内容を記載している場合。</p> <p>2. 解決案は、コンピュータ、ネットワーク装置、プログラマブル装置等情報処理装置を含まないがコンピュータプログラムを実行したコンピュータの制御及び処理の内容を反映している。例えば、解決案は、ある工業プロセス、測定、或いは試験プロセス制御のプログラムを実行してそれらの工業プロセス、測定、或いは試験プロセス各段階の一連の制御内容を記載している。また、解決案は、ある技術データの処理プログラムを実行してそれらの技術データに対して一連の技術処理を行った内容を記載している。更に、解決案は、あるシステム内部</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>する。</p> <p>もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、ある外部の技術的データを処理することであり、コンピュータで技術的データの処理プログラムを実行して、自然法則に従って、当該技術的データで実施される一連の技術的処理を果すことにより、自然法則に合致した技術的データの処理の効果を獲得する場合には、このような解決案は、専利法2条2項でいう技術案に該当し、専利保護の客体に該当する。</p> <p>もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、コンピュータシステム内部の性能を改良することであり、コンピュータでシステム内部の性能改良プログラムを実行して、自然法則に従って、当該コンピュータシステムの各構成部で実施される一連の設定や調整を果すことにより、自然法則に合致したコンピュータシステム内部の性能改良の効果を獲得する場合には、このような解決案は、</p>	<p><u>実行してそれらの工業プロセス、測定、或いは試験プロセス各段階の一連の制御内容を記載している。また、解決案は、ある技術データの処理プログラムを実行してそれらの技術データに対して一連の技術処理を行った内容を記載している。更に、解決案は、あるシステム内部性能を改善するプログラムを実行して、コンピュータシステムの各構成内容に対して一連の設定或いは調整を行った内容を記載している場合。</u></p> <p>もしコンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案は、<u>において、コンピュータプログラムを実行する目的は、技術的手段を利用せず技術的課題を解決し、することではない、若しくは、コンピュータでコンピュータプログラムを実行して、コンピュータ外部又は内部の対象を制御、又は処理する際に、自然法則を利用した技術的手段が反映されていない、或いは、自然法則に合致する規制されないような技術的効果を獲得する場合には、このような解決案は、専利法2条2項でいう規定する技術案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。</u></p>	<p>性能を改善するプログラムを実行して、コンピュータシステムの各構成内容に対して一連の設定或いは調整を行った内容を記載している場合。</p> <p>もしコンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決案は、技術的手段を利用せず技術的課題を解決し、自然法則に合致する技術的効果を獲得する場合には、このような解決案は、専利法2条2項で規定する技術案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>専利法 2 条 2 項でいう技術方案に該当し、専利で保護する客体に該当する。</p>	<p>例えば、もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決方案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、ある工業プロセスや、測定又はテストプロセスの制御を実現することであり、コンピュータで工業プロセスの制御プログラムを実行し、自然法則に従って、当該工業プロセスの各段階で実施される一連の制御を果たすことにより、自然法則に合致した工業プロセスの制御の効果を獲得する場合、このような解決方案は、専利法 2 条 2 項でいう技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する。</p> <p>もし、コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の解決方案において、コンピュータプログラムを実行する目的は、ある外部の技術的データを処理することであり、コンピュータで技術的データの処理プログラムを実行して、自然法則に従って、当該技術的データで実施される一連の技術的処理を果たすことにより、自然法則に合致した技術的データの処理の効果を獲得する場合には、このような解決方案は、専利法 2 条 2 項でいう技術方案に該当し、専利保護</p>	
---	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>の客体に該当する。</p> <p>もし、コンピュータプログラムに係わる発明  <del>専利出願の解決案において、コンピュータプ  プログラムを実行する目的は、コンピュータシス  テム内部の性能を改良することであり、コンピ  ュータでシステム内部の性能改良プログラムを  実行して、自然法則に従って、当該コンピョ  ータシステムの各構成部で実施される一連の設定  や調整を果たすことにより、自然法則に合致し  たコンピュータシステム内部の性能改良の効果  を獲得する場合には、このような解決案は、  <del>専利法 2 条 2 項でいう技術案に該当し、専利  で保護する客体に該当する。</del></del></p>	
<p><b>3. コンピュータプログラムに係わる発明専  利出願の審査例</b></p> <p>(1) 専利法25条1項 (2) 号の範囲に属するコ  ンピュータプログラムに係わる発明専利出願  は、専利保護の客体には該当しない。</p> <p><b>【例1】</b></p> <p>コンピュータプログラムを利用した円周率の  求め方</p> <p>出願内容の概要</p>	<p><b>3. コンピュータプログラムに係わる発明専  利出願の審査例</b></p> <p>(1) 専利法25条1項 (2) 号の範囲に属するコ  ンピュータプログラムに係わる発明専利出願  は、専利保護の客体には該当しない。</p> <p><b>【例1】</b></p> <p>コンピュータプログラムを利用した円周率の  求め方</p> <p>出願内容の概要</p>	<p><b>3. コンピュータプログラムに係わる発明専  利出願の審査例</b></p> <p>(1) 専利法25条1項 (2) 号の範囲に属するコ  ンピュータプログラムに係わる発明専利出願  は、専利保護の客体には該当しない。</p> <p><b>【例1】</b></p> <p>コンピュータプログラムを利用した円周率の  求め方</p> <p>出願内容の概要</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>発明専利出願の解決案は、コンピュータプログラムを利用した円周率の求め方である。当該方法では、まずは均等かつ十分に精確な「ドット」である正方形の面積を区切る。それから、この正方形の内接円を作成する。そして、コンピュータプログラムを実行して、円周率<math>\pi</math>を求める。当該コンピュータプログラムにおいて、まずは前記正方形内で均等に分布している「ドット」についてパルス計数を行い、それから以下の計算式で計算して、円周率<math>\pi</math>を求める。</p> $\pi = (\Sigma \text{円内「ドット」の計数値} / \Sigma \text{正方形内の「ドット」の計数値}) \times 4$ <p>計算においては、サンプリングする「ドット」をより多く、より細かく区切ると、円周率の値の計算もより精確にできる。</p> <p>出願の請求項</p> <p>正方形内の「ドット」の数を計算するステップと、前記正方形の内接円内の「ドット」の数を計算するステップと、</p> <p>式</p> $\pi = (\Sigma \text{円内「ドット」の計数値} / \Sigma \text{正方形内の「ドット」の計数値}) \times 4$	<p>発明専利出願の解決案は、コンピュータプログラムを利用した円周率の求め方である。当該方法では、まずは均等かつ十分に精確な「ドット」である正方形の面積を区切る。それから、この正方形の内接円を作成する。そして、コンピュータプログラムを実行して、円周率<math>\pi</math>を求める。当該コンピュータプログラムにおいて、まずは前記正方形内で均等に分布している「ドット」についてパルス計数を行い、それから以下の計算式で計算して、円周率<math>\pi</math>を求める。</p> $\pi = (\Sigma \text{円内「ドット」の計数値} / \Sigma \text{正方形内の「ドット」の計数値}) \times 4$ <p>計算においては、サンプリングする「ドット」をより多く、より細かく区切ると、円周率の値の計算もより精確にできる。</p> <p>出願の請求項</p> <p>正方形内の「ドット」の数を計算するステップと、前記正方形の内接円内の「ドット」の数を計算するステップと、</p> <p>式</p> $\pi = (\Sigma \text{円内「ドット」の計数値} / \Sigma \text{正方形内の「ドット」の計数値}) \times 4$	<p>発明専利出願の解決案は、コンピュータプログラムを利用した円周率の求め方である。当該方法では、まずは均等かつ十分に精確な「ドット」である正方形の面積を区切る。それから、この正方形の内接円を作成する。そして、コンピュータプログラムを実行して、円周率<math>\pi</math>を求める。当該コンピュータプログラムにおいて、まずは前記正方形内で均等に分布している「ドット」についてパルス計数を行い、それから以下の計算式で計算して、円周率<math>\pi</math>を求める。</p> $\pi = (\Sigma \text{円内「ドット」の計数値} / \Sigma \text{正方形内の「ドット」の計数値}) \times 4$ <p>計算においては、サンプリングする「ドット」をより多く、より細かく区切ると、円周率の値の計算もより精確にできる。</p> <p>出願の請求項</p> <p>正方形内の「ドット」の数を計算するステップと、前記正方形の内接円内の「ドット」の数を計算するステップと、</p> <p>式</p> $\pi = (\Sigma \text{円内「ドット」の計数値} / \Sigma \text{正方形内の「ドット」の計数値}) \times 4$
---	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>により、円周率を求めるステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した円周率の求め方。</p> <p>分析及び結論</p> <p>この解決案は、コンピュータプログラムで実行される純数学的な演算方法又は規則だけに係わるものであり、本質としては人間の抽象的思考に該当する。ゆえに、当該発明専利出願は、専利法25条1項(2)号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。</p> <p>【例2】</p> <p>動摩擦係数<math>\mu</math>の自動計算法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>発明専利出願の解決案は、コンピュータプログラムを利用した動摩擦係数<math>\mu</math>の自動計算法に係わる。従来の動摩擦係数の測定法では、測定対象の紐状物を固定した速度で牽引する装置を利用し、摩擦片の位置の変化量であるS1とS2を別々に測定した上で、以下の計算式</p> $\mu = (\log S2 - \log S1) / e$ <p>により、測定対象の紐状物の動摩擦係数<math>\mu</math>を</p>	<p>により、円周率を求めるステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した円周率の求め方。</p> <p>分析及び結論</p> <p>この解決案は、<u>タイトル名において、コンピュータプログラムで円周率を求めることだけに限定したが、タイトル名以外に限定する内容は実行される純数学的な演算方法又は規則だけに係わるものであり、本質としては人間の抽象的思考に該当する。</u>ゆえに、当該発明専利出願は、専利法25条1項(2)号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。</p> <p><del>【例2】</del></p> <p><del>動摩擦係数<math>\mu</math>の自動計算法</del></p> <p><del>出願内容の概要</del></p> <p><del>発明専利出願の解決案は、コンピュータプログラムを利用した動摩擦係数<math>\mu</math>の自動計算法に係わる。従来の動摩擦係数の測定法では、測定対象の紐状物を固定した速度で牽引する装置を利用し、摩擦片の位置の変化量であるS1とS2を別々に測定した上で、以下の計算式</del></p>	<p>により、円周率を求めるステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した円周率の求め方。</p> <p>分析及び結論</p> <p>この解決案は、タイトル名において、コンピュータプログラムで円周率を求めることだけに限定したが、タイトル名以外に限定する内容は純数学的な演算方法又は規則だけであり、本質としては人間の抽象的思考に該当する。ゆえに、当該発明専利出願は、専利法25条1項(2)号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。</p> <p>【例2】</p> <p>全世界言語文字に適用する転換方法</p> <p>……</p>
---	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>算定するものである。</p> <p>出願の請求項</p> <p>摩擦片の位置の変化量S1 とS2の比を計算するステップと、</p> <p>変化量の比S2 /S1の対数のlog S2 /S1を計算するステップと、</p> <p>対数logS2 /S1とeの比を求めるステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した動摩擦係数<math>\mu</math>の自動計算を実現する方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>この解決案は、測定法の改良でなく、コンピュータプログラムで実行される数値の計算法である。求めるのは物理量に関連しているものではあるが、解答を求める過程は1種の数値計算であり、当該解決案は全体として、1種の数学上の計算法に該当している。ゆえに、当該発明専利出願は専利法25条1項 (2) 号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。</p> <p>【例3】</p> <p>全世界言語文字に適用する転換方法</p>	$\mu = (\log S2 - \log S1) / e$ <p>により、測定対象の紐状物の動摩擦係数<math>\mu</math>を算定するものである。</p> <p><del>出願の請求項</del></p> <p><del>摩擦片の位置の変化量S1 とS2の比を計算するステップと、</del></p> <p><del>変化量の比S2 /S1の対数のlog S2 /S1を計算するステップと、</del></p> <p><del>対数logS2 /S1とeの比を求めるステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した動摩擦係数<math>\mu</math>の自動計算を実現する方法。</del></p> <p><del>分析及び結論</del></p> <p><del>この解決案は、測定法の改良でなく、コンピュータプログラムで実行される数値の計算法である。求めるのは物理量に関連しているものではあるが、解答を求める過程は1種の数値計算であり、当該解決案は全体として、1種の数学上の計算法に該当している。ゆえに、当該発明専利出願は専利法25条1項 (2) 号で定める知的活動の規則及び方法に該当しており、専利で保護する客体にはならない。</del></p>	
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

.....	<p>【例32】 全世界言語文字に適用する転換方法 .....</p>	
<p><b>3. コンピュータプログラムに係わる発明専 利出願の審査例</b></p> <p>(2) 技術的課題を解決するために、技術的 手段を利用して、技術的効果を獲得するコンピ ュータプログラムに係わる発明専利出願は、専 利法2条2項に規定した技術方案に該当する ため、専利保護の客体に該当する。</p> <p>【例4】 ゴムのプレス成形プロセスの制御方法 出願内容の概要 コンピュータプログラムを利用したゴムの プレス成形プロセスの制御方法に係わる発 明専利出願である。当該コンピュータプロ グラムでは、当該成形プロセスにおける ゴム加硫時間を精確かつリアルタイムに 制御することができるため、従来技術の ゴムプレス成形プロセスではよくある 加硫超過や加硫不足といった欠陥を克 服し、ゴム製品の品質を大いに高めて いる。</p> <p>出願の請求項</p>	<p><b>3. コンピュータプログラムに係わる発 明専利出願の審査例</b></p> <p>(2) <del>技術的課題を解決するために、</del><u>コンピ ュータで実施される技術的手段</u>を利用し て、<del>技術的効果を獲得する</del>コンピ ュータプログラムに係わる発明専利出願 は、専利法2条2項に規定した技術方 案に該当するため、専利保護の客体に 該当する。</p> <p>【例43】 ゴムのプレス成形プロセスの制御方法 出願内容の概要 コンピュータプログラムを利用したゴムの プレス成形プロセスの制御方法に係わる 発明専利出願である。当該コンピュータ プログラムでは、当該成形プロセスにお けるゴム加硫時間を精確かつリアルタイ ムに制御することができるため、従来 技術のゴムプレス成形プロセスではよ くある加硫超過や加硫不足といった欠 陥を克服し、ゴム製品の品質を大いに 高めている。</p>	<p><b>3. コンピュータプログラムに係わる発 明専利出願の審査例</b></p> <p>(2) コンピュータで実施される技術的 手段を利用して、コンピュータプログラ ムに係わる発明専利出願は、専利法 2条2項に規定した技術方案に該当す るため、専利保護の客体に該当する。</p> <p>【例3】 ゴムのプレス成形プロセスの制御方法 出願内容の概要 コンピュータプログラムを利用したゴ ムのプレス成形プロセスの制御方法に 係る発明専利出願である。当該コンピ ュータプログラムでは、当該成形プロ セスにおけるゴム加硫時間を精確かつ リアルタイムに制御することができる ため、従来技術のゴムプレス成形プロ セスではよくある加硫超過や加硫不 足といった欠陥を克服し、ゴム製品 の品質を大いに高めている。</p> <p>出願の請求項 温度センサーを介してゴム加硫温度 のサン</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



<p>温度センサーを介してゴム加硫温度のサンプルリングを行うステップと、</p> <p>前記加硫温度に呼応して、ゴム製品の加硫過程における適正加硫時間を算出するステップと、</p> <p>前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達しているかを判断するステップと、</p> <p>前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達したら、直ちに加硫終了信号を発信するステップと、</p> <p>を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、コンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御法であり、ゴムの加硫超過及び加硫不足の防止を目的としており、解決するのは技術的課題である。当該方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、ゴムのプレス成形プロセスの処理を果たし、ゴムの加硫原理に基づいたゴム加硫時間の精確かつリアルタイムな制御を反映</p>	<p>出願の請求項</p> <p>温度センサーを介してゴム加硫温度のサンプルリングを行うステップと、</p> <p>前記加硫温度に呼応して、ゴム製品の加硫過程における適正加硫時間を算出するステップと、</p> <p>前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達しているかを判断するステップと、</p> <p>前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達したら、直ちに加硫終了信号を発信するステップと、</p> <p>を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、コンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御法であり、<del>ゴムの加硫超過及び加硫不足の防止を目的としており、解決するのは技術的課題である。</del>当該方法は、コンピュータプログラムを実行することにより、<del>ゴムのプレス成形プロセスの処理を果たし、ゴムの加硫原理に基づいたゴム加</del></p>	<p>リングを行うステップと、</p> <p>前記加硫温度に呼応して、ゴム製品の加硫過程における適正加硫時間を算出するステップと、</p> <p>前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達しているかを判断するステップと、</p> <p>前記適正加硫時間が所定の適正加硫時間に達したら、直ちに加硫終了信号を発信するステップと、</p> <p>を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、コンピュータプログラムを利用したゴムのプレス成形プロセスの制御法である。当該方法は、コンピュータプログラムを実行することにより、ゴム加硫時間の精確かつリアルタイムな制御する内容を記載し、コンピュータで実施される技術的手段を利用している。ゆえに、当該専利の出願の解決案は、専利法第2条第2項で規定する技術案に該当し、専利保護の客体に該当する。</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>し、自然法則に準拠した技術的手段を利用して いる。加硫時間を精確かつリアルタイムに制御 したため、ゴム製品の品質を大いに高めて、技 術的効果を獲得することになった。ゆえに、当 該専利の出願は、コンピュータプログラムを実 行することによって、工業プロセスの制御を実 現する解決案であり、専利法2条2項に規定し た技術方案に該当し、専利保護の客体に該当す る。</p> <p><b>【例5】</b> モバイルコンピューティング装置の記憶容量 の拡大方法 出願内容の概要 ポータブルコンピュータや携帯電話など従来 のモバイルコンピューティング装置は、体積や 携帯性が求められ、通常は、小記憶容量のフラ ッシュメモリを記憶メディアとしているため、 記憶容量に制限されるモバイルコンピューティ ング装置で、大記憶容量が必要なマルチメディ アデータを処理することができなくなる。その ため、モバイルコンピューティング装置にはマ ルチメディア技術の応用化が実現されていな</p>	<p>硫時間の精確かつリアルタイムな制御する内容 を記載しを反映し、自然法則に準拠したコンピ ュータで実施される技術的手段を利用してい る。加硫時間を精確かつリアルタイムに制御し たため、ゴム製品の品質を大いに高めて、技術 的効果を獲得することになった。ゆえに、当該 専利の出願は、コンピュータプログラムを実行 することによって、工業プロセスの制御を実現 するの解決案はであり、専利法第2条第2項で 規定する技術方案に該当し、専利保護の客体に 該当する。</p> <p><b>【例5】</b> モバイルコンピューティング装置の記憶容量 の拡大方法 出願内容の概要 ポータブルコンピュータや携帯電話など従来 のモバイルコンピューティング装置は、体積や 携帯性が求められ、通常は、小記憶容量のフラ ッシュメモリを記憶メディアとしているため、 記憶容量に制限されるモバイルコンピューティ ング装置で、大記憶容量が必要なマルチメディ アデータを処理することができなくなる。その</p>	<p><b>【例4】</b> モバイルコンピューティング装置の記憶容量 の拡大方法 出願内容の概要 ポータブルコンピュータや携帯電話など従来 のモバイルコンピューティング装置は、体積や 携帯性が求められ、通常は、小記憶容量のフラ ッシュメモリを記憶メディアとしているため、 記憶容量に制限されるモバイルコンピューティ ング装置で、大記憶容量が必要なマルチメディ アデータを処理することができなくなる。その ため、モバイルコンピューティング装置にはマ ルチメディア技術の応用化が実現されていな い。仮想装置ドキュメントシステムを利用した モバイルコンピューティング装置の記憶容量拡 大方法を提供するこの発明専利出願において、 モバイルコンピューティング装置がサーバー上 の大容量記憶スペースをローカル運用に利用で きるようにしている。</p> <p>出願の請求項 モバイルコンピューティング装置において、 仮想装置ドキュメントシステムモジュールを構</p>
---	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>い。仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法を提供するこの発明専利出願において、モバイルコンピューティング装置がサーバー上の大容量記憶スペースをローカル運用に利用できるようにしている。</p> <p>出願の請求項</p> <p>モバイルコンピューティング装置において、仮想装置ドキュメントシステムモジュールを構築し、モバイル装置のオペレーティングシステムにセットするステップと、</p> <p>仮想装置ドキュメントシステムモジュールを通じて、モバイルコンピューティング装置でのアプリケーションのために仮想記憶スペースを提供するとともに、この仮想記憶スペースへの読取り・書込み要請をネットワークを介してリモートサーバーへと発信するステップと、</p> <p>リモートサーバーにおいて、モバイルコンピューティング装置から送信される読取り・書込み要請をサーバー上のローカル記憶装置への読取り・書込み要請に転化して、読取り・書込み結果をネットワークを介してモバイルコンピュ</p>	<p>ため、モバイルコンピューティング装置にはマルチメディア技術の応用化が実現されていない。仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法を提供するこの発明専利出願において、モバイルコンピューティング装置がサーバー上の大容量記憶スペースをローカル運用に利用できるようにしている。</p> <p>出願の請求項</p> <p>モバイルコンピューティング装置において、仮想装置ドキュメントシステムモジュールを構築し、モバイル装置のオペレーティングシステムにセットするステップと、</p> <p>仮想装置ドキュメントシステムモジュールを通じて、モバイルコンピューティング装置でのアプリケーションのために仮想記憶スペースを提供するとともに、この仮想記憶スペースへの読取り・書込み要請をネットワークを介してリモートサーバーへと発信するステップと、</p> <p>リモートサーバーにおいて、モバイルコンピューティング装置から送信される読取り・書込み要請をサーバー上のローカル記憶装置への読</p>	<p>築し、モバイル装置のオペレーティングシステムにセットするステップと、</p> <p>仮想装置ドキュメントシステムモジュールを通じて、モバイルコンピューティング装置でのアプリケーションのために仮想記憶スペースを提供するとともに、この仮想記憶スペースへの読取り・書込み要請をネットワークを介してリモートサーバーへと発信するステップと、</p> <p>リモートサーバーにおいて、モバイルコンピューティング装置から送信される読取り・書込み要請をサーバー上のローカル記憶装置への読取り・書込み要請に転化して、読取り・書込み結果をネットワークを介してモバイルコンピューティング装置まで返送するステップと、を含むことを特徴とする仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、モバイルコンピューティング装置の記憶容量の改良方法で、この方法では、モバイルコンピューティング装置とリモートサーバー及びそれらの装置を利用してメモリーの</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>ーティング装置まで返送するステップと、を含むことを特徴とする仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、モバイルコンピューティング装置の記憶容量の改良方法で、ポータブルコンピュータなどモバイルコンピューティング装置の有効な記憶容量を如何に増加させるかという技術的課題を解決している。この方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、モバイルコンピューティング装置の内部の運転性能の改良を実現しており、仮想装置ドキュメントシステムモジュールを利用したローカルコンピュータにおける仮想記憶スペースの構築により、ローカル記憶装置に対するアクセスを、サーバー上の記憶装置に対するアクセスへと転換することを反映している。そして、自然法則に準拠した技術的手段を利用して、モバイルコンピューティング装置におけるデータ記憶がそれ自体の記憶容量に制限されないとの技術的効果を得ている。ゆえに、当該発明専利出願</p>	<p>取り・書込み要請に転化して、読取り・書込み結果をネットワークを介してモバイルコンピューティング装置まで返送するステップと、を含むことを特徴とする仮想装置ドキュメントシステムを利用したモバイルコンピューティング装置の記憶容量拡大方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、モバイルコンピューティング装置の記憶容量の改良方法で、<del>ポータブルコンピュータなどモバイルコンピューティング装置の有効な記憶容量を如何に増加させるかという技術的課題を解決している。</del>この方法では、<u>モバイルコンピューティング装置とリモートサーバー及びそれらの装置を利用してメモリーの記憶容量を拡大するための制御及び処理の内容を記載している。</u>コンピュータプログラムを実行することにより、<del>モバイルコンピューティング装置の内部の運転性能の改良を実現しており、仮想装置ドキュメントシステムモジュールを利用したローカルコンピュータにおける仮想記憶スペースの構築により、ローカル記憶装置に対するアクセスを、サーバー上の記憶装置に</del></p>	<p>記憶容量を拡大するための制御及び処理の内容を記載している。そして、コンピュータで実施される技術的手段を利用する。ゆえに、当該発明専利出願の解決案は、専利法 2 条 2 項に規定した技術案に該当しており、専利保護の客体に該当する。</p> <p>【例65】</p> <p>画像ノイズの除去方法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>従来技術では通常は平均値フィルタ法、即ち、ノイズ周囲のピクセルの平均値をノイズの画素値の代わりに用いる方式で、画像のノイズを除去している。しかし、それでは隣接画素間のグレースケールの差を縮め、画像ぶれが起きることになる。この発明専利出願で提示する画像ノイズの除去方法は、確立統計論における3<math>\theta</math>原理を利用して、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以外にあたるピクセルをノイズと見なして除去し、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるピクセルについては、そのグレースケール値を補正しないということにより、画像ノイズを効果的に除去するととも</p>
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>は、コンピュータプログラムを実行することにより、コンピュータシステム内部の性能改良を実現した解決案であり、専利法2条2項に規定した技術案に該当しており、専利保護の客体に該当する。</p> <p><b>【例6】</b></p> <p>画像ノイズの除去方法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>従来技術では通常は平均値フィルタ法、即ち、ノイズ周囲のピクセルの平均値をノイズの画素値の代わりに用いる方式で、画像のノイズを除去している。しかし、それでは隣接画素間のグレースケールの差を縮め、画像ぶれが起きることになる。この発明専利出願で提示する画像ノイズの除去方法は、確立統計論における3<math>\theta</math>原理を利用して、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以外にあたるピクセルをノイズと見なし除去し、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるピクセルについては、そのグレースケール値を補正しないということにより、画像ノイズを効果的に除去するとともに、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを</p>	<p><del>に対するアクセスへと転換することを反映している。</del>そして、<u>自然法則に準拠したコンピュータで実施される技術的手段</u>を利用して、<u>モバイルコンピューティング装置におけるデータ記憶がそれ自体の記憶容量に制限されないとの技術的効果を得ている。</u>ゆえに、当該発明専利出願は、<u>コンピュータプログラムを実行することにより、コンピュータシステム内部の性能改良を実現した</u>解決案はであり、専利法 2 条 2 項に規定した技術案に該当しており、専利保護の客体に該当する。</p> <p><b>【例6】</b></p> <p>画像ノイズの除去方法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>従来技術では通常は平均値フィルタ法、即ち、ノイズ周囲のピクセルの平均値をノイズの画素値の代わりに用いる方式で、画像のノイズを除去している。しかし、それでは隣接画素間のグレースケールの差を縮め、画像ぶれが起きることになる。この発明専利出願で提示する画像ノイズの除去方法は、確立統計論における3<math>\theta</math>原理を利用して、グレースケール値が平均値の分散</p>	<p>に、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるものである。</p> <p>出願の請求項</p> <p>処理待ち対象画像の各画素データを入力するステップと、</p> <p>当該画像の全画素のグレースケール値を用いて、当該画像のグレースケールの平均値及びそのグレースケールの分散値を算出するステップと、</p> <p>当該画像の全画素のグレースケール値を読み取り、各画素のグレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるかを個々に判断し、そうである場合には、当該画素のグレースケール値を補正しないが、そうでなければ、当該画素がノイズとなり、当該画素のグレースケール値を補正することにより、ノイズを除去するステップと、を含むことを特徴とする画像ノイズの除去方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は画像データの処理方法である。当該方法では、画像の画素データを入力すること、グレースケールの分散値を算出するこ</p>
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>低減させるものである。</p> <p>出願の請求項</p> <p>コンピュータに入力する処理待ち対象画像の各画素データを取得するステップと、</p> <p>当該画像の全画素のグレースケール値を用いて、当該画像のグレースケールの平均値及びそのグレースケールの分散値を算出するステップと、</p> <p>当該画像の全画素のグレースケール値を読み取り、各画素のグレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるかを個々に判断し、そうである場合には、当該画素のグレースケール値を補正しないが、そうでなければ、当該画素がノイズとなり、当該画素のグレースケール値を補正することにより、ノイズを除去するステップと、を含むことを特徴とする画像ノイズの除去方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は画像データの処理方法である。解決しようとする課題は、どうやって効果的に画像ノイズを除去すると同時に、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるか</p>	<p>の上下3倍以外にあたるピクセルをノイズと見なし除去し、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるピクセルについては、そのグレースケール値を補正しないということにより、画像ノイズを効果的に除去するとともに、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるものである。</p> <p>出願の請求項</p> <p>コンピュータに入力する処理待ち対象画像の各画素データを入力取得するステップと、</p> <p>当該画像の全画素のグレースケール値を用いて、当該画像のグレースケールの平均値及びそのグレースケールの分散値を算出するステップと、</p> <p>当該画像の全画素のグレースケール値を読み取り、各画素のグレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるかを個々に判断し、そうである場合には、当該画素のグレースケール値を補正しないが、そうでなければ、当該画素がノイズとなり、当該画素のグレースケール値を補正することにより、ノイズを除去するステップと、を含むことを特徴とする画像ノイズの</p>	<p>と、グレースケール値を読み取ること、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるかを判断することなどで、コンピュータの制御及び処理の内容を反映することを記載する。そして、コンピュータで実施される技術的手段を利用する。従って、当該発明専利出願の解決案は、専利法2条2項に規定した技術方案に該当しており、専利保護の客体に該当する。</p> <p><b>【例76】</b></p> <p>コンピュータプログラムを利用した液体粘度の測定方法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>液体の粘度は、液体の製造や応用の過程でよく利用される重要な技術指標である。通常の液体粘度の測定方法は、回転式測定装置を利用した手動操作で行われる。まずは、モータで回転子を動かし、液体の中で回転させる。回転子の回転角度は、針が目盛盤でひねる角度で反映される。それから、目盛盤からひねる角度を読み取って、液体の粘度値の測定値を得る。当該測定法にある問題点は、測定過程を手動操作で実施するもので、測定速度が遅く、精度が低く、</p>
---	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>という技術的課題である。当該方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、画像データのノイズ除去の処理を実現し、技術的な意味を持つ画素データのグレースケールの平均値及びグレースケールの分散値に応じて、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以外にあたるピクセルを画像ノイズと見なして除去しながら、グレースケール値が平均値の分散の上下3倍以内にあたるピクセルを画像信号と見なし、そのグレースケール値を補正せずに、従来技術のようなすべてのピクセルを平均値で代えるという欠陥を回避することを反映している。そして、自然法則に準拠した技術的手段を利用して、画像ノイズを効果的に除去すると同時に、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるとの効果をj得ている。また、代えられるピクセルが著しく減少するため、システムにおける演算の量を減らし、画像処理速度と画質の向上につながる。ゆえに、得られたのが技術的な効果である。従って、当該発明専利出願は、コンピュータプログラムを実行することにより、外部の技術的データを処理する解決方</p>	<p>除去方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は画像データの処理方法である。解決しようとする課題は、<del>どうやって効果的に画像ノイズを除去すると同時に、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるか</del>という技術的課題である。当該方法では、<u>画像の画素データを入力すること、グレースケールの分散値を算出すること、グレースケール値を読み取ること、グレースケール値が平均値の分散の上下 3 倍以内にあたるかを判断することなどで、コンピュータの制御及び処理の内容を反映することを記載する。</u><del>コンピュータプログラムを実行することにより、画像データのノイズ除去の処理を実現し、技術的な意味を持つ画素データのグレースケールの平均値及びグレースケールの分散値に応じて、グレースケール値が平均値の分散の上下 3 倍以外にあたるピクセルを画像ノイズと見なして除去しながら、グレースケール値が平均値の分散の上下 3 倍以内にあたるピクセルを画像信号と見なし、そのグレースケール値を補正せずに、従来技術のようなす</del></p>	<p>製造現場でのリアルタイム検査・測定に適しないということである。この専利専利出願で提示されたコンピュータプログラム制御を利用した粘度測定方法は、コンピュータプログラムを実行することにより、液体の粘度測定jのデータ収集やデータ処理、データ表示の過程を自動制御して、製造現場でのリアルタイム検査・測定を実現している。</p> <p>出願の請求項</p> <p>前置パラメータ信号処理プログラムで、液体の種類に応じて適宜なセンサーカメラの回転速度を確定するステップと、</p> <p>センサーカメラを液体の中で前記回転速度で回転・切込み動作をさせ、センサーカメラで検知した液体の粘着抵抗値を電流信号に変換するために、センサーカメラ制御プログラムを介してセンサーカメラを起動するステップと、</p> <p>センサーカメラ信号処理プログラムを介して、前記電流信号に基づいて液体の粘度値を算出し、かつ算出した粘度値を生産制御センターに送信するステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した液体粘度</p>
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>案であり、専利法2条2項に規定した技術方案に該当しており、専利保護の客体に該当する。</p> <p><b>【例7】</b></p> <p>コンピュータプログラムを利用した液体粘度の測定方法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>液体の粘度は、液体の製造や応用の過程でよく利用される重要な技術指標である。通常の液体粘度の測定方法は、回転式測定装置を利用した手動操作で行われる。まずは、モータで回転子を動かし、液体の中で回転させる。回転子の回転角度は、針が目盛盤でひねる角度で反映される。それから、目盛盤からひねる角度を読み取って、液体の粘度値の測定値を得る。当該測定法にある問題点は、測定過程を手動操作で実施するもので、測定速度が遅く、精度が低く、製造現場でのリアルタイム検査・測定に適しないということである。この専利専利出願で提示されたコンピュータプログラム制御を利用した粘度測定方法は、コンピュータプログラムを実行することにより、液体の粘度測定データ収集やデータ処理、データ表示の過程を自動制御</p>	<p><del>すべてのピクセルを平均値で代えるという欠陥を回避することを反映している。そして、自然法則に準拠したコンピュータで実施される技術的手段を利用するして、画像ノイズを効果的に除去すると同時に、画像ノイズの除去処理で起きる画像ぶれを低減させるとの効果をj得ている。また、代えられるピクセルが著しく減少するため、システムにおける演算の量を減らし、画像処理速度と画質の向上につながる。ゆえに、得られたのが技術的な効果である。従って、当該発明専利出願は、コンピュータプログラムを実行することにより、外部の技術的データを処理するの解決方j案はであり、専利法2条2項に規定した技術方案に該当しており、専利保護の客体に該当する。</del></p> <p><b>【例7】</b></p> <p>コンピュータプログラムを利用した液体粘度の測定方法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>液体の粘度は、液体の製造や応用の過程でよく利用される重要な技術指標である。通常の液体粘度の測定方法は、回転式測定装置を利用し</p>	<p>の測定方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決方j案は液体粘度の測定方法である。当該方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、液体の粘度測定過程の制御を実現することを記録し、コンピュータで実施される技術的手段を利用する。ゆえに、当該発明専利出願の解決方j案は、専利法2条2項に規定した技術方案に該当しており、専利保護の客体に該当する。</p> <p>(3) 技術的手段を利用して技術的課題を解決していない、技術的効果を獲得するようなコンピュータプログラムに係わる発明専利出願は、専利法2条2項に規定した技術方案に該当しないため、専利保護の客体には該当しない。</p> <p><b>【例7】</b></p> <p>土地監督管理サンプリング方法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>大量の建設プロジェクトの中から一部分だけを抽出して調査を行ったうえ、土地の使用状況に対して監督管理を行う。現在のランダムサンプリング方法では、問題プロジェクトを発見す</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



<p>して、製造現場でのリアルタイム検査・測定を実現している。</p> <p>出願の請求項</p> <p>前置パラメータ信号処理プログラムで、液体の種類に応じて適宜なセンサーカメラの回転速度を確定するステップと、</p> <p>センサーカメラを液体の中で前記回転速度で回転・切込み動作をさせ、センサーカメラで検出した液体の粘着抵抗値を電流信号に変換するために、センサーカメラ制御プログラムを介してセンサーカメラを起動するステップと、</p> <p>センサーカメラ信号処理プログラムを介して、前記電流信号に基づいて液体の粘度値を算出し、かつ算出した粘度値を液晶ディスプレイに送信して表示するか、或いは通信インターフェースを通して生産制御センターに送信するステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した液体粘度の測定方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は液体粘度の測定方法である。解決しようとするのは、液体の粘度測定のと精度を高めるという技術的課題である。当該</p>	<p>た手動操作で行われる。まずは、モータで回転子を動かし、液体の中で回転させる。回転子の回転角度は、針が目盛盤でひねる角度で反映される。それから、目盛盤からひねる角度を読み取って、液体の粘度値の測定値を得る。当該測定法にある問題点は、測定過程を手動操作で実施するもので、測定速度が遅く、精度が低く、製造現場でのリアルタイム検査・測定に適しないということである。この専利専利出願で提示されたコンピュータプログラム制御を利用した粘度測定方法は、コンピュータプログラムを実行することにより、液体の粘度測定のためデータ収集やデータ処理、データ表示の過程を自動制御して、製造現場でのリアルタイム検査・測定を実現している。</p> <p>出願の請求項</p> <p>前置パラメータ信号処理プログラムで、液体の種類に応じて適宜なセンサーカメラの回転速度を確定するステップと、</p> <p>センサーカメラを液体の中で前記回転速度で回転・切込み動作をさせ、センサーカメラで検出した液体の粘着抵抗値を電流信号に変換する</p>	<p>る可能性が低く、監督管理の目的を達成することができない。出願する発明専利は、1種の土地監督管理サンプリング方法である。土地価格、土地面積、購入者、及び土地所在行政区、土地用途による土地放置可能性への影響を考慮してサンプリング調査待ち土地の放置可能性の計算要素を提供し、インテリジェント応用プログラムを利用して土地放置確率の計算を実現し、放置土地がサンプリング調査の対象になる確率を高める。</p> <p>出願の請求項</p> <p>1種の土地監督管理のサンプリング方法であり、その特徴及び方法は、以下の通り。</p> <p>放置土地の特徴を獲得する。土地の特徴とは、土地の面積、単価及び購入者の特徴をいう。購入者の特徴とは、購入者が購入した土地の数量、購入者が購入した土地中の放置土地の数量をいう。</p> <p>未放置土地の特徴を獲得する。</p> <p>サンプリング待ち土地の土地特徴を獲得する。</p> <p>放置土地の土地特徴、未放置土地の土地特徴、</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、液体の粘度測定過程の制御を実現し、センサーカメラの回転速度の選定や、動作状態の起動などセンサーカメラの作動過程、そして収集した技術的データの処理過程及び測定した結果の表示過程についての自動制御を反映し、自然法則に準拠した技術的手段を利用することにより、現場における液体の粘度のリアルタイム検査・測定を実現し、液体の粘度測定速度と精度を高めるという技術的効果を獲得している。ゆえに、当該発明専利出願は、コンピュータプログラムを実行することにより、測定又はテストプロセスの制御を実現する解決案であり、専利法2条2項に規定した技術案に該当しており、専利保護の客体に該当する。</p> <p>(3) 技術的課題を解決していない、又は技術的手段を利用していない、或いは技術的効果を獲得していないようなコンピュータプログラムに係わる発明専利出願は、専利法2条2項に規定した技術案に該当しないため、専利保護の客体には該当しない。</p> <p>【例8】</p>	<p>ために、センサーカメラ制御プログラムを介してセンサーカメラを起動するステップと、センサーカメラ信号処理プログラムを介して、前記電流信号に基づいて液体の粘度値を算出し、かつ算出した粘度値を液晶ディスプレイに送信して表示するか、或いは通信インターフェースを通して生産制御センターに送信するステップと、を含むことを特徴とするコンピュータプログラムを利用した液体粘度の測定方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は液体粘度の測定方法である。<del>解決しようとするのは、液体の粘度測定速度と精度を高めるという技術的課題である。</del>当該方法では、コンピュータプログラムを実行することにより、液体の粘度測定過程の制御を実現し、センサーカメラの回転速度の選定や、動作状態の起動などセンサーカメラの作動過程、そして収集した技術的データの処理過程及び測定した結果の表示過程についての自動制御を反映し、自然法則に準拠したコンピュータで実施される技術的手段を利用することにより、現場における液体の粘度のリアルタ</p>	<p>サンプリング待ち土地の土地特徴に基づき、インテリジェント応用プログラムを利用して土地放置確率を計算する。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、サンプリング待ち土地の放置可能性の計算要素を設定した土地監督管理のサンプリング方法である。当該解決案は、コンピュータ等情報処理装置及び上記の情報処理装置を通じてコンピュータプログラムで実現した制御及び処理のいかなる内容も記載していない。同方案はインテリジェント応用プログラムを利用して土地放置確率の計算を記載した。但し、インテリジェント応用プログラムを利用して土地放置確率の計算を記載しただけでコンピュータによるサンプリングプロセスに対する制御及び処理を反映できない。同方案が利用した手段は、人為的に指標を設定してサンプリング待ち土地の放置確率を計算するのであって、技術的手段を構成していない。ランダムサンプリング方法が管理監督を不利な方向に導く課題を解決することが目的であり、技術的課題に該当しない。獲得する効果は、土地サンプリングの</p>
---	--	--

出典：国家知識産権局 HP  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>コンピュータゲームの方法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>従来のコンピュータゲームのタイプについて言うと、1つは質問応答の方式により楽しみながら学習するという目的を達成するためのもので、もう1つは、ゲーム内のキャラクターの成長に伴ってキャラクターとゲーム環境の変化を実現する成長型ゲームである。この発明専利出願では、前記2つのゲームタイプの長所を結集し、ゲーム内の質問応答の方式を通じて、キャラクターとゲーム環境の変化を実現しようとしている。当該ゲーム方法において、ゲームの進み具合に合わせて、前記進み具合と対応する質問を提示し、そしてユーザが質問の解答を入力する際に、前記解答が正確か否かを判断する上で、ユーザに操縦される同コンピュータゲームにおけるキャラクターのレベルや装備、又は環境を変える必要があるかを決定するようなゲームインタフェースをユーザに提供する。</p> <p>出願の請求項</p> <p>利用者がコンピュータゲーム装置を介して当該コンピュータゲームのゲーム環境に入ると、</p>	<p><del>イム検査・測定を実現し、液体の粘度測定</del>の速度と精度を高めるとい<u>う技術的効果を獲得している</u>。ゆえに、当該発明専利出願は、<del>コンピュータプログラムを実行することにより、測定又はテストプロセスの制御を実現する</del>の<u>解決方</u>案に該当しており、専利保護の客体に該当する。</p> <p>(3) <u>技術的手段を利用して技術的課題を解決していない、又は技術的手段を利用していない、或いは技術的効果を獲得するしていない</u>ようなコンピュータプログラムに係わる発明専利出願は、専利法2条2項に規定した技術方案に該当しないため、専利保護の客体には該当しない。</p> <p>【例8】</p> <p><del>コンピュータゲームの方法</del></p> <p><del>出願内容の概要</del></p> <p><del>従来のコンピュータゲームのタイプについて</del>言うと、1つは質問応答の方式により楽しみながら学習するという目的を達成するためのもので、もう1つは、ゲーム内のキャラクターの成長に伴ってキャラクターとゲーム環境の変化を実現する成長型ゲームである。この発明専利出願</p>	<p>対象に絞り、土地を有効に管理監督することであつて、技術的効果を構成しない。ゆえに、当該発明専利出願の解決方案は、技術的手段を利用して技術的課題を解決し、自然規律に合致する技術的効果を獲得するものではない。従って、専利法第2条第2項で規定する技術方案に該当せず、専利保護の客体に該当しない。</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>記憶してある問題資料や当該問題資料に対応する解答資料、及びゲームの進み具合資料から、当該ゲームの進み具合に対応する問題資料を取り出し、問題資料を利用者に示す質問ステップと、提供した問題資料に基づいて、利用者が入力した解答が、記憶してある当該問題に対応する解答資料と一致しているか否かを判断し、そうである場合、次のステップへと進み、そうでない場合には、質問ステップに戻る成績判断ステップと、成績判断ステップでの判断結果及び記憶してある回答成績記録資料に基づき、当該コンピュータゲームにおいて利用者に操縦されるキャラクターのレベルや装備、又は環境を決定し、正解した回数が一定の基準に達すれば、そのレベルや装備、或いは環境は相応してグレードアップしたり、増加するが、一定の回数基準に達していなければ、そのレベルや装備、或いは環境が変わらないゲーム状態の改変ステップと、を含むことを特徴とする成長型及び質問応答式の両方を兼ねるゲーム方式をユーザに提供するコンピュータゲーム方式。</p> <p>分析及び結論</p>	<p>では、前記2つのゲームタイプの長所を結集し、ゲーム内の質問応答の方式を通じて、キャラクターとゲーム環境の変化を実現しようとしている。当該ゲーム方法において、ゲームの進み具合に合わせて、前記進み具合と対応する質問を提示し、そしてユーザが質問の解答を入力する際に、前記解答が正確か否かを判断する上で、ユーザに操縦される同コンピュータゲームにおけるキャラクターのレベルや装備、又は環境を変える必要があるかを決定するようなゲームインタフェースをユーザに提供する。</p> <p>出願の請求項</p> <p>利用者がコンピュータゲーム装置を介して当該コンピュータゲームのゲーム環境に入ると、記憶してある問題資料や当該問題資料に対応する解答資料、及びゲームの進み具合資料から、当該ゲームの進み具合に対応する問題資料を取り出し、問題資料を利用者に示す質問ステップと、提供した問題資料に基づいて、利用者が入力した解答が、記憶してある当該問題に対応する解答資料と一致しているか否かを判断し、そうである場合、次のステップへと進み、そうで</p>	
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>当該解決案は、質問応答ゲームのプロセス制御プログラムを実行する公知のコンピュータを利用して、質問応答式ゲーム及び成長型ゲームを結合したコンピュータゲームの方法を形成するものである。当該方法では、質問応答及びゲームキャラクターの状態を改変するという方式によって、質問応答の過程においてキャラクター及び環境を相応して変化させる。この解決案では、ゲーム装置を介してコンピュータゲーム環境に入り、コンピュータプログラムを実行することにより、ゲーム過程を制御しているが、当該ゲーム装置は公知のものであり、ゲームの過程制御でも、データの伝送や内部のリソースの管理などゲーム装置の内部性能の改良につながることなく、ゲーム装置の構造や機能にも技術的な改変を一切与えていない。また、当該案で解決しようとする問題は、如何に人の主観的意志に基づいて2種類のゲームの特徴の双方に配慮すべきかということであり、技術的課題を構成しない。実施手段も、人為的に制定される活動規則により質問応答式ゲームを成長型ゲームと結合させるというものであって、技</p>	<p>ない場合には、質問ステップに戻る成績判断ステップと、成績判断ステップでの判断結果及び記憶してある回答成績記録資料に基づき、当該コンピュータゲームにおいて利用者に操縦されるキャラクターのレベルや装備、又は環境を決定し、正解した回数が一定の基準に達すれば、そのレベルや装備、或いは環境は相応してグレードアップしたり、増加するが、一定の回数基準に達していなければ、そのレベルや装備、或いは環境が変わらないゲーム状態の改変ステップと、を含むことを特徴とする成長型及び質問応答式の両方を兼ねるゲーム方式をユーザに提供するコンピュータゲーム方式。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、質問応答ゲームのプロセス制御プログラムを実行する公知のコンピュータを利用して、質問応答式ゲーム及び成長型ゲームを結合したコンピュータゲームの方法を形成するものである。当該方法では、質問応答及びゲームキャラクターの状態を改変するという方式によって、質問応答の過程においてキャラクター及び環境を相応して変化させる。この解決方</p>	
---	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>術的な手段ではない。獲得している質問応答式ゲームと成長型ゲームの結合の過程についての管理と制御という効果もやはり、ゲームの過程若しくはゲームの規則についての管理と制御に過ぎず、技術的な効果ではない。ゆえに、当該特許の出願は、特許法2条2項に規定した技術方案に該当せず、特許保護の客体には該当しない。</p>	<p>案では、ゲーム装置を介してコンピュータゲーム環境に入り、コンピュータプログラムを実行することにより、ゲーム過程を制御しているが、当該ゲーム装置は公知のものであり、ゲームの過程制御でも、データの伝送や内部のリソースの管理などゲーム装置の内部性能の改良につながることなく、ゲーム装置の構造や機能にも技術的な改変を一切与えていない。また、当該方案で解決しようとする問題は、如何に人の主観的意志に基づいて2種類のゲームの特徴の双方に配慮すべきかということであり、技術的課題を構成しない。実施手段も、人為的に制定される活動規則により質問応答式ゲームを成長型ゲームと結合させるというものであって、技術的な手段ではない。獲得している質問応答式ゲームと成長型ゲームの結合の過程についての管理と制御という効果もやはり、ゲームの過程若しくはゲームの規則についての管理と制御に過ぎず、技術的な効果ではない。ゆえに、当該特許の出願は、特許法2条2項に規定した技術方案に該当せず、特許保護の客体には該当しない。</p> <p>【例7】</p>	
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>土地監督管理サンプリング方法</u></p> <p><u>出願内容の概要</u></p> <p><u>大量の建設プロジェクトの中から一部分だけを抽出して調査を行ったうえ、土地の使用状況に対して監督管理を行う。現在のランダムサンプリング方法では、問題プロジェクトを発見する可能性が低く、監督管理の目的を達成することができない。出願する発明専利は、1種の土地監督管理サンプリング方法である。土地価格、土地面積、購入者、及び土地所在行政区、土地用途による土地放置可能性への影響を考慮してサンプリング調査待ち土地の放置可能性の計算要素を提供し、インテリジェント応用プログラムを利用して土地放置確率の計算を実現し、放置土地がサンプリング調査の対象になる確率を高める。</u></p> <p><u>出願の請求項</u></p> <p><u>1種の土地監督管理のサンプリング方法であり、その特徴及び方法は、以下の通り。</u></p> <p><u>放置土地の特徴を獲得する。土地の特徴とは、土地の面積、単価及び購入者の特徴をいう。購入者の特徴とは、購入者が購入した土地の数量、</u></p>	
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>購入者が購入した土地中の放置土地の数量をいう。</u></p> <p><u>未放置土地の特徴を獲得する。</u></p> <p><u>サンプリング待ち土地の土地特徴を獲得する。</u></p> <p><u>放置土地の土地特徴、未放置土地の土地特徴、サンプリング待ち土地の土地特徴に基づき、インテリジェント応用プログラムを利用して土地放置確率を計算する。</u></p> <p><u>分析及び結論</u></p> <p><u>当該解決案は、サンプリング待ち土地の放置可能性の計算要素を設定した土地監督管理のサンプリング方法である。当該解決案は、コンピュータ等情報処理装置及び上記の情報処理装置を通じてコンピュータプログラムで実現した制御及び処理のいかなる内容も記載していない。同方案はインテリジェント応用プログラムを利用して土地放置確率の計算を記載した。但し、インテリジェント応用プログラムを利用して土地放置確率の計算を記載しただけでコンピュータによるサンプリングプロセスに対する制御及び処理を反映できない。同方案が利用した</u></p>	
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



	<p>手段は、人為的に指標を設定してサンプリング待ち土地の放置確率を計算するのであって、技術的手段を構成していない。ランダムサンプリング方法が管理監督を不利な方向に導く課題を解決することが目的であり、技術的課題に該当しない。獲得する効果は、土地サンプリングの対象に絞り、土地を有効に管理監督することであって、技術的效果を構成しない。ゆえに、当該発明専利出願の解決案は、技術的手段を利用して技術的課題を解決し、自然規律に合致する技術的效果を獲得するものではない。従って、<u>専利法第 2 条第 2 項で規定する技術案に該当せず、専利保護の客体に該当しない。</u></p>	
<p><b>第二部第九章</b> <b>5.2 権利要求書の書き方</b> コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の権利要求書は、方法クレームに書いても、当該方法を実現させる装置である製品クレームに書いてもかまわない。どの形式の請求項に書いても、説明書にサポートされ、そして、全体的に当該発明の技術案を反映し、技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴を記載してあ</p>	<p><b>第二部第九章</b> <b>5.2 権利要求書の書き方</b> コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の権利要求書は、方法クレームに書いても、当該方法を実現させる装置、<u>コンピュータ読み取り可能な記憶媒体、或いはコンピュータプログラム製品</u>である製品クレームに書いてもかまわない。どの形式の請求項に書いても、説明書にサポートされ、そして、全体的に当該発明の</p>	<p><b>第二部第九章</b> <b>5.2 権利要求書の書き方</b> コンピュータプログラムに係わる発明専利出願の権利要求書は、方法クレームに書いても、当該方法を実現させる装置、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体、或いはコンピュータプログラム製品である製品クレームに書いてもかまわない。どの形式の請求項に書いても、説明書にサポートされ、そして、全体的に当該発明の</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>るものでなければならない。当該コンピュータプログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を総括的に記述しただけのものであってはならない。方法クレームとして書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、当該コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能が如何に果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。装置クレームとして書く場合には、当該装置の各構成部及び各構成部間の関係を具体的に記述し、当該コンピュータプログラムの各機能がどの構成部で如何に果たされるかについて詳細に記述しなければならない。</p> <p>……</p> <p>以下に参考として、コンピュータプログラムに係わる発明を、それぞれ装置クレームと方法クレームとして書く例を挙げる。</p> <p>……</p> <p>並列処理を実施し、オープン・クローズ・一時停止と 3 種の命令を第一と第二プログラムの間の並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う「シーケンス制御及びサーボ制</p>	<p>技術方案を反映し、技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴を記載してあるものでなければならない。当該コンピュータプログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を総括的に記述しただけのものであってはならない。方法クレームとして書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、当該コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能が如何に果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。装置クレームとして書く場合には、当該装置の各構成部及び各構成部間の関係を具体的に記述し、当該コンピュータプログラムの各機能がどの構成部で如何に果たされるかについて詳細に記述しなければならない。</p> <p>……</p> <p><u>コンピュータプログラム製品とは、主にコンピュータプログラムを通じて当該解決方案を実現するソフトウェアだと理解して良い。</u></p> <p>以下に参考として、コンピュータプログラムに係わる発明を、それぞれ装置製品クレームと方法クレームとして書く例を挙げる。</p> <p>……</p>	<p>技術方案を反映し、技術的課題を解決するのに必要な技術的特徴を記載してあるものでなければならない。当該コンピュータプログラムに備わる機能及びその機能で達成する効果を総括的に記述しただけのものであってはならない。方法クレームとして書く場合には、方法プロセスのステップに沿って、当該コンピュータプログラムで実行する各機能、及びこれらの機能が如何に果たされるかについて、詳細に記述しなければならない。装置クレームとして書く場合には、当該装置の各構成部及び各構成部間の関係を具体的に記述し、当該コンピュータプログラムの各機能がどの構成部で如何に果たされるかについて詳細に記述しなければならない。</p> <p>……</p> <p>コンピュータプログラム製品とは、主にコンピュータプログラムを通じて当該解決方案を実現するソフトウェアだと理解して良い。</p> <p>以下に参考として、コンピュータプログラムに係わる発明を、それぞれ製品クレームと方法クレームとして書く例を挙げる。</p> <p>……</p>
---	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>御に適用するコンピュータシステム」に関する発明専利出願について、以下のような方法独立請求項に書かれている。</p> <p>……</p> <p>実行命令が一時停止命令である場合、プログラムカウンタは当該一時停止命令以降の命令のアドレスによって更新され、これにより、このプログラムの実行を必要に応じて一定の期間中に一時停止させるとともに、この期間中に別の併列プログラムを起動する、ステップを実施することを特徴とする、オープン・クローズ・一時停止の命令を並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う方法。</p>	<p>並列処理を実施し、オープン・クローズ・一時停止と 3 種の命令を第一と第二プログラムの間の並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う「シーケンス制御及びサーボ制御に適用するコンピュータシステム」に関する発明専利出願について、以下のような方法独立請求項に書かれている。</p> <p>……</p> <p>実行命令が一時停止命令である場合、プログラムカウンタは当該一時停止命令以降の命令のアドレスによって更新され、これにより、このプログラムの実行を必要に応じて一定の期間中に一時停止させるとともに、この期間中に別の併列プログラムを起動する、ステップを実施することを特徴とする、オープン・クローズ・一時停止の命令を並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う方法。</p> <p><b>【例4】</b></p> <p><u>「1種の画像ノイズの除去方法」という発明専利の出願を例に、以下の方法に従って方法、装置、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体、及びコンピュータプログラム製品の請求項を書</u></p>	<p>並列処理を実施し、オープン・クローズ・一時停止と 3 種の命令を第一と第二プログラムの間の並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う「シーケンス制御及びサーボ制御に適用するコンピュータシステム」に関する発明専利出願について、以下のような方法独立請求項に書かれている。</p> <p>……</p> <p>実行命令が一時停止命令である場合、プログラムカウンタは当該一時停止命令以降の命令のアドレスによって更新され、これにより、このプログラムの実行を必要に応じて一定の期間中に一時停止させるとともに、この期間中に別の併列プログラムを起動する、ステップを実施することを特徴とする、オープン・クローズ・一時停止の命令を並列処理命令としてシーケンス制御及びサーボ制御を行う方法。</p> <p><b>【例4】</b></p> <p>「1種の画像ノイズの除去方法」という発明専利の出願を例に、以下の方法に従って方法、装置、コンピュータ読み取り可能な記憶媒体、及びコンピュータプログラム製品の請求項を書</p>
--	--	---

	<p>く。</p> <p><u>1.1種の画像ノイズの除去方法であり、その特徴は以下のステップを反映し、含むものとする。</u></p> <p><u>処理待ち画像の各画素データを入力する。</u></p> <p><u>その画像のすべての画素のクレスケール値を使い、その画像のクレスケール平均値及びそのクレスケール分散値を計算する。</u></p> <p><u>画像のすべての画素のクレスケール値を読み取り、各画素のクレスケール値が平均値の3倍差内に分散されているかを個々に判断する。</u></p> <p><u>そうである場合、当該画素のクレスケール値を補正しない。そうでない場合、当該画素をノイズとみなし、当該画素のクレスケール値を補正することによりノイズを除去する。</u></p> <p><u>2.1種のコンピュータ装置/設備/システムであり、メモリー、プロセッサー及びメモリーに記憶されているコンピュータプログラムを含む。その特徴は、記述のプロセッサーがコンピュータプログラムを実行して実現した請求項1に記載の方法のステップである。</u></p> <p><u>3.1種のコンピュータ読み取り可能な記憶媒体であり、その中にコンピュータプログラム/指</u></p>	<p>く。</p> <p>1.1種の画像ノイズの除去方法であり、その特徴は以下のステップを反映し、含むものとする。</p> <p>処理待ち画像の各画素データを入力する。</p> <p>その画像のすべての画素のクレスケール値を使い、その画像のクレスケール平均値及びそのクレスケール分散値を計算する。</p> <p>画像のすべての画素のクレスケール値を読み取り、各画素のクレスケール値が平均値の3倍差内に分散されているかを個々に判断する。</p> <p>そうである場合、当該画素のクレスケール値を補正しない。そうでない場合、当該画素をノイズとみなし、当該画素のクレスケール値を補正することによりノイズを除去する。</p> <p>2.1種のコンピュータ装置/設備/システムであり、メモリー、プロセッサー及びメモリーに記憶されているコンピュータプログラムを含む。その特徴は、記述のプロセッサーがコンピュータプログラムを実行して実現した請求項1に記載の方法のステップである。</p> <p>3.1種のコンピュータ読み取り可能な記憶媒体であり、その中にコンピュータプログラム/指</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>令を記憶している。その特徴は、当該コンピュータプログラム/指令がプロセッサで実行される時に実現した請求項1に記載の方法のステップである。</p> <p><u>4.1種のコンピュータプログラム製品である。コンピュータプログラム/指令を含む。その特徴は、当該コンピュータプログラム/指令がプロセッサで実行される時に実現した請求項1に記載の方法のステップである。</u></p>	<p>令を記憶している。その特徴は、当該コンピュータプログラム/指令がプロセッサで実行される時に実現した請求項1に記載の方法のステップである。</p> <p>4.1種のコンピュータプログラム製品である。コンピュータプログラム/指令を含む。その特徴は、当該コンピュータプログラム/指令がプロセッサで実行される時に実現した請求項1に記載の方法のステップである。</p>
<p><b>第二部分第九章</b>  <b>6.1.2 専利法第2条第2項に基づいた審査</b>  .....</p> <p>アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む請求項が技術方案に属するかどうかについて審査するにあたっては、請求項に記載するあらゆる特徴を全体的に考慮する必要がある。当該請求項が解決しようとする技術的課題に対して、自然法則を利用した技術的手段を採用し、かつこれにより、自然法則に適合した技術的効果を獲得する場合、当該請求項に限定された解決案は、専利法第2条第2項に記載する技術方案に該当する。例えば、請求項に言及さ</p>	<p><b>第二部分第九章</b>  <b>6.1.2 専利法第2条第2項に基づいた審査</b>  .....</p> <p>アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む請求項が技術方案に属するかどうかについて審査するにあたっては、請求項に記載するあらゆる特徴を全体的に考慮する必要がある。当該請求項が解決しようとする技術的課題に対して、<u>自然法則を利用した技術的手段を採用し技術的課題を解決することにより、かつこれにより、</u>自然法則に適合した技術的効果を獲得する場合、当該請求項に限定された解決案は、</p>	<p><b>第二部分第九章</b>  <b>6.1.2 専利法第2条第2項に基づいた審査</b>  .....</p> <p>アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む請求項が技術方案に属するかどうかについて審査するにあたっては、請求項に記載するあらゆる特徴を全体的に考慮する必要がある。当該請求項が技術的手段を採用し技術的課題を解決することにより、自然法則に適合した技術的効果を獲得する場合、当該請求項に限定された解決案は、専利法第2条第2項に規定する技術方案に該当する。</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>れるアルゴリズムの各ステップが、解決しようとする技術的課題との密接な関係を反映している場合、例えばアルゴリズムの処理対象となるデータが、技術分野で確実な技術的意味を有するデータであり、アルゴリズムの実行が自然法則を使用してある技術的課題を解決するプロセスを直接反映し、かつ技術的効果を得た場合、通常、当該請求項に限定された解決案は専利法第2条第2項に記載する技術案に該当する。</p>	<p>専利法第 2 条第 2 項に<u>記載規定</u>する技術案に該当する。</p> <p>例えば、請求項に言及されるアルゴリズムの各ステップが、解決しようとする技術的課題との密接な関係を反映している場合、例えばアルゴリズムの処理対象となるデータが、技術分野で確実な技術的意味を有するデータであり、アルゴリズムの実行が自然法則を使用してある技術的課題を解決するプロセスを直接反映し、かつ技術的効果を得た場合、通常、当該請求項に限定された解決案は専利法第2条第2項に<u>記載規定</u>する技術案に該当する。</p> <p><u>当該請求項に限定された解決案がコンピュータで実施される技術的手段を利用するものである場合、それが必然的に技術的課題を解決して技術的効果を得ることができるので、請求項にアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴が含まれていても、当該請求項に限定された解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定の技術案に該当する。</u></p>	<p>例えば、請求項に言及されるアルゴリズムの各ステップが、解決しようとする技術的課題との密接な関係を反映している場合、例えばアルゴリズムの処理対象となるデータが、技術分野で確実な技術的意味を有するデータであり、アルゴリズムの実行が自然法則を使用してある技術的課題を解決するプロセスを直接反映し、かつ技術的効果を得た場合、通常、当該請求項に限定された解決案は専利法第2条第2項に規定する技術案に該当する。</p> <p>当該請求項に限定された解決案がコンピュータで実施される技術的手段を利用するものである場合、それが必然的に技術的課題を解決して技術的効果を得ることができるので、請求項にアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴が含まれていても、当該請求項に限定された解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定の技術案に該当する。</p>
<p>6. 1. 3新規性と進歩性の審査 ……</p>	<p>6. 1. 3新規性と進歩性の審査 ……</p>	<p>6. 1. 3新規性と進歩性の審査 ……</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>技術的特徴も、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴も含む発明専利出願について、進歩性の審査を行う際には、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴と、前記技術的特徴とを一つの全体として考慮しなければならない。「機能上支持し合い、相互作用関係にある」とは、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴が、技術的特徴と密接に結合し、ある技術的課題を解決するための技術的手段を共同で構成し、かつ対応する技術的効果を獲得可能であることを指す。</p> <p>例えば、請求項のアルゴリズムを具体的な技術分野に応用し、具体的な技術的課題を解決できる場合、当該アルゴリズムの特徴が、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあると認めることができる。当該アルゴリズムの特徴は、採用される技術的手段の構成部分であり、進歩性の審査にあたっては、技術方案に対する前記アルゴリズムの特徴の貢献を考慮しなければならない。</p>	<p>技術的特徴も、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴も含む発明専利出願について、進歩性の審査を行う際には、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴と、前記技術的特徴とを一つの全体として考慮しなければならない。「機能上支持し合い、相互作用関係にある」とは、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴が、技術的特徴と密接に結合し、ある技術的課題を解決するための技術的手段を共同で構成し、かつ対応する技術的効果を獲得可能であることを指す。</p> <p>例えば、請求項のアルゴリズムを具体的な技術分野に応用し、具体的な技術的課題を解決できる場合、当該アルゴリズムの特徴が、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあると認めることができる。当該アルゴリズムの特徴は、採用される技術的手段の構成部分であり、進歩性の審査にあたっては、技術方案に対する前記アルゴリズムの特徴の貢献を考慮しなければならない。</p> <p>請求項のアルゴリズムが、データ記憶量の減</p>	<p>技術的特徴も、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴も含む発明専利出願について、進歩性の審査を行う際には、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴と、前記技術的特徴とを一つの全体として考慮しなければならない。「機能上支持し合い、相互作用関係にある」とは、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴が、技術的特徴と密接に結合し、ある技術的課題を解決するための技術的手段を共同で構成し、かつ対応する技術的効果を獲得可能であることを指す。</p> <p>請求項のアルゴリズムを具体的な技術分野に応用し、具体的な技術的課題を解決できる場合、当該アルゴリズムの特徴が、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあると認めることができる。当該アルゴリズムの特徴は、採用される技術的手段の構成部分であり、進歩性の審査にあたっては、技術方案に対する前記アルゴリズムの特徴の貢献を考慮しなければならない。</p> <p>請求項のアルゴリズムが、データ記憶量の減</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>更に例示すると、請求項の商業規則・方法の特徴の実施が、技術的手段の調整又は改善を必要とする場合、当該商業規則・方法の特徴が、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあると認めることができる。進歩性の審査にあたっては、技術方案に対する前記商業規則・方法の特徴の貢献を考慮しなければならない。</p>	<p><u>少、データ転送量の減少、ハードウェア処理の高速化などを含むコンピュータシステムの内部性能の改善、ハードウェアの演算効率及び実行効率の向上を実現できた場合、当該アルゴリズムの特徴が、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあると認めることができる。進歩性の審査にあたっては、技術方案に対する前記アルゴリズムの特徴の貢献を考慮しなければならない。</u></p> <p>更に例示すると、請求項の商業規則・方法の特徴の実施が、技術的手段の調整又は改善を必要とする場合、当該商業規則・方法の特徴が、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあると認めることができる。進歩性の審査にあたっては、技術方案に対する前記商業規則・方法の特徴の貢献を考慮しなければならない。</p> <p><u>発明専利出願の解決案がユーザーエクスペリエンスの向上をもたらすことができ、かつ当該ユーザーエクスペリエンスの向上が技術的特徴によってもたらされ、又は生まれるものである場合、あるいは、技術的特徴と、それと機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリ</u></p>	<p>少、データ転送量の減少、ハードウェア処理の高速化などを含むコンピュータシステムの内部性能の改善、ハードウェアの演算効率及び実行効率の向上を実現できた場合、当該アルゴリズムの特徴が、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあると認めることができる。進歩性の審査にあたっては、技術方案に対する前記アルゴリズムの特徴の貢献を考慮しなければならない。</p> <p>請求項の商業規則・方法の特徴の実施が、技術的手段の調整又は改善を必要とする場合、当該商業規則・方法の特徴が、技術的特徴と機能上支持し合い、相互作用関係にあると認めることができる。進歩性の審査にあたっては、技術方案に対する前記商業規則・方法の特徴の貢献を考慮しなければならない。</p> <p>発明専利出願の解決案がユーザーエクスペリエンスの向上をもたらすことができ、かつ当該ユーザーエクスペリエンスの向上が技術的特徴によってもたらされ、又は生まれるものである場合、あるいは、技術的特徴と、それと機能上支持し合い、相互作用関係にあるアルゴリ</p>
---	---	---



	<u>ムの特徴又は商業規則・方法の特徴と共にもたらされ、又は生まれるものである場合、進歩性の審査にあたっては、考慮しなければならない。</u>	ムの特徴又は商業規則・方法の特徴と共にもたらされ、又は生まれるものである場合、進歩性の審査にあたっては、考慮しなければならない。
<b>第二部分第九章</b> <b>6.2 審査例</b> (2) 技術的課題を解決するために、技術的手段を利用して、技術的効果を獲得するアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明専利出願は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術方案に該当するため、専利保護の客体に該当する。 <b>【例2】</b> 畳み込みニューラルネットワークモデルの訓練方法 出願内容の概要 発明専利出願の解決案は、各畳み込み層上で、訓練画像に対して畳み込み操作及び最大プーリング操作を行った後に、更に最大プーリング操作後に得た特徴画像に対して平均プーリング操作を行うことで、訓練済みの CNN モデルが、画像認識の際に、任意のサイズの認識対象画像を認識することができるようにする。	<b>第二部分第九章</b> <b>6.2 審査例</b> (2) <u>技術的課題を解決するために、コンピュータで実施される技術的手段を利用して、技術的効果を獲得するアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明専利出願は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術方案に該当するため、専利保護の客体に該当する。</u> <b>【例2】</b> 畳み込みニューラルネットワークモデルの訓練方法 出願内容の概要 発明専利出願の解決案は、各畳み込み層上で、訓練画像に対して畳み込み操作及び最大プーリング操作を行った後に、更に最大プーリング操作後に得た特徴画像に対して平均プーリング操作を行うことで、訓練済みの CNN モデルが、画像認識の際に、任意のサイズの認識対象画像を認識することができるようにする。	<b>第二部分第九章</b> <b>6.2 審査例</b> (2) コンピュータで実施される技術的手段を利用したアルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明専利出願は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術方案に該当するため、専利保護の客体に該当する。 <b>【例2】</b> 畳み込みニューラルネットワークモデルの訓練方法 出願内容の概要 発明専利出願の解決案は、各畳み込み層上で、訓練画像に対して畳み込み操作及び最大プーリング操作を行った後に、更に最大プーリング操作後に得た特徴画像に対して平均プーリング操作を行うことで、訓練済みの CNN モデルが、画像認識の際に、任意のサイズの認識対象画像を認識することができるようにする。 出願の請求項

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>出願の請求項</p> <p>畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルの訓練方法であって、</p> <p>訓練対象の CNN モデルの初期モデルパラメータを取得し、前記初期モデルパラメータには、各畳み込み層の初期畳み込みコア、前記各畳み込み層の初期オフセット行列、全結合層の初期加重行列及び前記全結合層の初期オフセットベクトルが含まれることと、</p> <p>複数の訓練画像を取得することと、</p> <p>前記各畳み込み層上で、前記各畳み込み層上の初期畳み込みコアと初期オフセット行列を用い、訓練画像ごとに畳み込み操作と最大プーリング操作を行い、それぞれの訓練画像の前記各畳み込み層上での第一特徴画像を得ることと、</p> <p>それぞれの訓練画像の少なくとも第一畳み込み層上での第一特徴画像に対して平均プーリング操作を行い、それぞれの訓練画像の、各畳み込み層上での第二特徴画像を得ることと、</p> <p>それぞれの訓練画像の各畳み込み層上での第二特徴画像により、それぞれの訓練画像の特徴ベクトルを決定することと、</p>	<p>出願の請求項</p> <p>畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルの訓練方法であって、</p> <p>訓練対象の CNN モデルの初期モデルパラメータを取得し、前記初期モデルパラメータには、各畳み込み層の初期畳み込みコア、前記各畳み込み層の初期オフセット行列、全結合層の初期加重行列及び前記全結合層の初期オフセットベクトルが含まれることと、</p> <p>複数の訓練画像を取得することと、</p> <p>前記各畳み込み層上で、前記各畳み込み層上の初期畳み込みコアと初期オフセット行列を用い、訓練画像ごとに畳み込み操作と最大プーリング操作を行い、それぞれの訓練画像の前記各畳み込み層上での第一特徴画像を得ることと、</p> <p>それぞれの訓練画像の少なくとも第一畳み込み層上での第一特徴画像に対して平均プーリング操作を行い、それぞれの訓練画像の、各畳み込み層上での第二特徴画像を得ることと、</p> <p>それぞれの訓練画像の各畳み込み層上での第二特徴画像により、それぞれの訓練画像の特徴ベクトルを決定することと、</p>	<p>畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルの訓練方法であって、</p> <p>訓練対象の CNN モデルの初期モデルパラメータを取得し、前記初期モデルパラメータには、各畳み込み層の初期畳み込みコア、前記各畳み込み層の初期オフセット行列、全結合層の初期加重行列及び前記全結合層の初期オフセットベクトルが含まれることと、</p> <p>複数の訓練画像を取得することと、</p> <p>前記各畳み込み層上で、前記各畳み込み層上の初期畳み込みコアと初期オフセット行列を用い、訓練画像ごとに畳み込み操作と最大プーリング操作を行い、それぞれの訓練画像の前記各畳み込み層上での第一特徴画像を得ることと、</p> <p>それぞれの訓練画像の少なくとも第一畳み込み層上での第一特徴画像に対して平均プーリング操作を行い、それぞれの訓練画像の、各畳み込み層上での第二特徴画像を得ることと、</p> <p>それぞれの訓練画像の各畳み込み層上での第二特徴画像により、それぞれの訓練画像の特徴ベクトルを決定することと、</p> <p>前記初期加重行列と初期オフセットベクトル</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>前記初期加重行列と初期オフセットベクトルにより、それぞれの特徴ベクトルを処理し、それぞれの訓練画像の分類確率ベクトルを得ることと、</p> <p>前記それぞれの訓練画像の分類確率ベクトル及びそれぞれの訓練画像の初期分類に基づき、分類誤差を計算することと、</p> <p>前記分類誤差に基づき、前記訓練対象の CNN モデルのモデルパラメータを調整することと、</p> <p>調整済みのモデルパラメータと、前記複数の訓練画像により、モデルパラメータの調整プロセスを、反復回数がプリセット回数に達するまで継続することと、</p> <p>反復回数がプリセット回数に達したときに得るモデルパラメータを、訓練済みの CNN モデルのモデルパラメータとすることと、を含むことを特徴とする畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルの訓練方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決方法は、畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルの訓練方法であり、その中で、モデル訓練方法の各ステップで処理されるデータ</p>	<p>前記初期加重行列と初期オフセットベクトルにより、それぞれの特徴ベクトルを処理し、それぞれの訓練画像の分類確率ベクトルを得ることと、</p> <p>前記それぞれの訓練画像の分類確率ベクトル及びそれぞれの訓練画像の初期分類に基づき、分類誤差を計算することと、</p> <p>前記分類誤差に基づき、前記訓練対象の CNN モデルのモデルパラメータを調整することと、</p> <p>調整済みのモデルパラメータと、前記複数の訓練画像により、モデルパラメータの調整プロセスを、反復回数がプリセット回数に達するまで継続することと、</p> <p>反復回数がプリセット回数に達したときに得るモデルパラメータを、訓練済みの CNN モデルのモデルパラメータとすることと、を含むことを特徴とする畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルの訓練方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決方法は、畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルの訓練方法であり、<u>その</u>中で、<del>モデル訓練</del>当該方法の各ステップで処理</p>	<p>により、それぞれの特徴ベクトルを処理し、それぞれの訓練画像の分類確率ベクトルを得ることと、</p> <p>前記それぞれの訓練画像の分類確率ベクトル及びそれぞれの訓練画像の初期分類に基づき、分類誤差を計算することと、</p> <p>前記分類誤差に基づき、前記訓練対象の CNN モデルのモデルパラメータを調整することと、</p> <p>調整済みのモデルパラメータと、前記複数の訓練画像により、モデルパラメータの調整プロセスを、反復回数がプリセット回数に達するまで継続することと、</p> <p>反復回数がプリセット回数に達したときに得るモデルパラメータを、訓練済みの CNN モデルのモデルパラメータとすることと、を含むことを特徴とする畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルの訓練方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決方法は、畳み込みニューラルネットワーク CNN モデルの訓練方法である。当該方法の各ステップで処理されるデータが画像データである当該方法は、畳み込みニューラルネット</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>タがすべて画像データであること、各ステップで画像データをどのように処理するかを明確にしており、ニューラルネットワーク訓練アルゴリズムと画像情報処理との密接な関連が反映されている。当該解決案が解決しようとするのは、CNN モデルが固定サイズの画像しか認識できないとの技術的課題を如何に克服するかという問題であり、それぞれの畳み込み層で画像に対して異なった処理を行い、訓練を実施する手段を採用し、自然法則に従った技術的手段を利用し、得られた訓練済み CNN モデルが、任意サイズの識別対象画像を認識できるとの技術的効果を得ている。したがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p> <p><b>【例3】</b> 共有自転車の使用方法 出願内容の概要</p> <p>発明専利出願では、共有自転車の使用方法が提供されている。ユーザ端末の位置情報及び対応する一定距離範囲内の共有自転車の状態情報</p>	<p><del>されるデータがすべて画像データであること、各ステップで画像データをどのように処理するかを明確にしており、ニューラルネットワーク訓練アルゴリズムと画像情報処理との密接な関連が反映されている。当該解決案が解決しようとするのは、CNN モデルが固定サイズの画像しか認識できないとの技術的課題を如何に克服するかという問題であり、当該方法は、それぞれの畳み込みニューラルネットワークが層で画像データに対して畳み込み、プーリング操作などの異なった処理を行い、訓練を実施する手段を採用し技術的処理を行うという内容を記載しており、自然法則に従ったコンピュータで実施される技術的手段を利用している、得られた訓練済み CNN モデルが、任意サイズの識別対象画像を認識できるとの技術的効果を得ている。したがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術案に該当し、専利保護の客体には該当する。</del></p> <p><b>【例3】</b> 共有自転車の使用方法 出願内容の概要</p>	<p>ワークが画像データに対して畳み込み、プーリング操作などの技術的処理を行うという内容を記載しており、コンピュータで実施される技術的手段を利用している。したがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p> <p><b>【例3】</b> 共有自転車の使用方法 出願内容の概要</p> <p>発明専利出願では、共有自転車の使用方法が提供されている。ユーザ端末の位置情報及び対応する一定距離範囲内の共有自転車の状態情報を取得することで、ユーザが共有自転車の状態情報に基づいて、利用可能な共有自転車を正確に見つけて利用し、かつ指示によりユーザの駐輪を誘導することができる。当該方法は、共有自転車の使用と管理を便利にし、ユーザの時間を節約し、ユーザーエクスペリエンスを向上させる。</p> <p>出願の請求項 共有自転車の使用方法であって、</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>を取得することで、ユーザが共有自転車の状態情報に基づいて、利用可能な共有自転車を正確に見つけて利用し、かつ指示によりユーザの駐輪を誘導することができる。当該方法は、共有自転車の使用と管理を便利にし、ユーザの時間を節約し、ユーザーエクスペリエンスを向上させる。</p> <p>出願の請求項</p> <p>共有自転車の使用方法であって、ユーザは端末を通じてサーバーに共有自転車の使用要求を送信するステップ1と、</p> <p>サーバーはユーザの第一位置情報を取得し、前記第一位置情報に対応する一定の距離範囲内の共有自転車の第二位置情報、及びこれらの共有自転車の状態情報を調べ、前記共有自転車の第二位置情報と状態情報を端末に送信し、第一位置情報と第二位置情報はGPS信号を通じて取得されるステップ2と、</p> <p>ユーザは端末に表示される共有自転車の位置情報に基づいて、利用可能な目標の共有自転車を見つけるステップ3と、</p> <p>ユーザは、端末を使って目標の共有自転車の</p>	<p>発明専利出願では、共有自転車の使用方法が提供されている。ユーザ端末の位置情報及び対応する一定距離範囲内の共有自転車の状態情報を取得することで、ユーザが共有自転車の状態情報に基づいて、利用可能な共有自転車を正確に見つけて利用し、かつ指示によりユーザの駐輪を誘導することができる。当該方法は、共有自転車の使用と管理を便利にし、ユーザの時間を節約し、ユーザーエクスペリエンスを向上させる。</p> <p>出願の請求項</p> <p>共有自転車の使用方法であって、ユーザは端末を通じてサーバーに共有自転車の使用要求を送信するステップ1と、</p> <p>サーバーはユーザの第一位置情報を取得し、前記第一位置情報に対応する一定の距離範囲内の共有自転車の第二位置情報、及びこれらの共有自転車の状態情報を調べ、前記共有自転車の第二位置情報と状態情報を端末に送信し、第一位置情報と第二位置情報はGPS信号を通じて取得されるステップ2と、</p> <p>ユーザは端末に表示される共有自転車の位置</p>	<p>ユーザは端末を通じてサーバーに共有自転車の使用要求を送信するステップ1と、</p> <p>サーバーはユーザの第一位置情報を取得し、前記第一位置情報に対応する一定の距離範囲内の共有自転車の第二位置情報、及びこれらの共有自転車の状態情報を調べ、前記共有自転車の第二位置情報と状態情報を端末に送信し、第一位置情報と第二位置情報はGPS信号を通じて取得されるステップ2と、</p> <p>ユーザは端末に表示される共有自転車の位置情報に基づいて、利用可能な目標の共有自転車を見つけるステップ3と、</p> <p>ユーザは、端末を使って目標の共有自転車の車体上のQRコードをスキャンし、サーバー認証をパスした後、目標の共有自転車の利用権限を得るステップ4と、</p> <p>サーバーは、利用状況に基づいて、ユーザに駐輪指示を送り、ユーザが自転車を指定エリアに止めた場合、優遇料金で費用計上し、さもなければ、基準料金で費用を計上するステップ5と、</p> <p>ユーザは前記指示に従って選択し、利用終了</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>車体上の QR コードをスキャンし、サーバー認証をパスした後、目標の共有自転車の利用権限を得るステップ 4 と、</p> <p>サーバーは、利用状況に基づいて、ユーザに駐輪指示を送り、ユーザが自転車を指定エリアに止めた場合、優遇料金で費用計上し、さもなければ、基準料金で費用を計上するステップ 5 と、</p> <p>ユーザは前記指示に従って選択し、利用終了後、ユーザは、共有自転車のロック動作を行い、共有自転車はロック状態を検出後、サーバーに利用完了信号を送信するステップ 6 と、を含むことを特徴とする共有自転車の使用方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、共有自転車の使用方法に関し、解決しようとするのは、いかに利用可能な共有自転車の位置を正確に見つけ、共有自転車のロックを解除するかという技術的課題である。当該案は、端末とサーバー上のコンピュータプログラムを実行することで、ユーザによる共有自転車利用行為に対する制御と誘導を実現し、位置情報、認証などのデータに対する取</p>	<p>情報に基づいて、利用可能な目標の共有自転車を見つけるステップ 3 と、</p> <p>ユーザは、端末を使って目標の共有自転車の車体上の QR コードをスキャンし、サーバー認証をパスした後、目標の共有自転車の利用権限を得るステップ 4 と、</p> <p>サーバーは、利用状況に基づいて、ユーザに駐輪指示を送り、ユーザが自転車を指定エリアに止めた場合、優遇料金で費用計上し、さもなければ、基準料金で費用を計上するステップ 5 と、</p> <p>ユーザは前記指示に従って選択し、利用終了後、ユーザは、共有自転車のロック動作を行い、共有自転車はロック状態を検出後、サーバーに利用完了信号を送信するステップ 6 と、を含むことを特徴とする共有自転車の使用方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、共有自転車の使用方法である。に<u>関し、解決しようとするのは、いかに利用可能な共有自転車の位置を正確に見つけ、共有自転車のロックを解除するかという技術的課題である。</u>当該方法案は、端末とサーバー及び</p>	<p>後、ユーザは、共有自転車のロック動作を行い、共有自転車はロック状態を検出後、サーバーに利用完了信号を送信するステップ 6 と、を含むことを特徴とする共有自転車の使用方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、共有自転車の使用方法である。当該方法は、端末とサーバー及び端末とサーバーによって位置情報などのデータに対する収集・計算の内容を記載しており、コンピュータで実施される技術的手段を利用している。したがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術方案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p> <p>【例 4】</p> <p>ブロックチェーンノード間通信の方法及び装置</p> <p>出願内容の概要</p> <p>発明専利出願では、ブロックチェーンのノード通信方法及び装置が提供されている。ブロックチェーンにおけるサービスノードは、通信接続を確立する前、通信要求の中にある CA 証明書及</p>
---	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>集・計算の制御を反映しており、自然法則に従った技術的手段を利用し、利用可能な共有自転車の位置を正確に見つけ、共有自転車のロックを解除するなどの技術的効果を実現している。したがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第2条第2項に規定する技術案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p> <p><b>【例4】</b></p> <p>ブロックチェーンノード間通信の方法及び装置</p> <p>出願内容の概要</p> <p>発明専利出願では、ブロックチェーンのノード通信方法及び装置が提供されている。ブロックチェーンにおけるサービスノードは、通信接続を確立する前、通信要求の中にある CA 証明書及び事前設定された CA 信頼リストにより、通信接続を確立するかどうかを決定することから、サービスノードからプライバシーデータ漏洩の可能性を減少し、ブロックチェーンで保管されたデータの安全性を向上させる。</p> <p>出願の請求項</p> <p>ブロックチェーンノード通信方法であって、</p>	<p><del>端末とサーバーによって上のコンピュータプログラムを実行することで、ユーザによる共有自転車利用行為に対する制御と誘導を実現し、位置情報、認証などのデータに対する収集・計算の内容を記載しており制御を反映しており、自然法則に従ったコンピュータで実施される技術的手段を利用している。</del></p> <p><del>利用可能な共有自転車の位置を正確に見つけ、共有自転車のロックを解除するなどの技術的効果を実現している。</del></p> <p>したがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第2条第2項に規定する技術案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p> <p><b>【例4】</b></p> <p>ブロックチェーンノード間通信の方法及び装置</p> <p>出願内容の概要</p> <p>発明専利出願では、ブロックチェーンのノード通信方法及び装置が提供されている。ブロックチェーンにおけるサービスノードは、通信接続を確立する前、通信要求の中にある CA 証明書及び事前設定された CA 信頼リストにより、通信接続を確立するかどうかを決定することから、サ</p>	<p>び事前設定された CA 信頼リストにより、通信接続を確立するかどうかを決定することから、サービスノードからプライバシーデータ漏洩の可能性を減少し、ブロックチェーンで保管されたデータの安全性を向上させる。</p> <p>出願の請求項</p> <p>ブロックチェーンノード通信方法であって、ブロックチェーンネットワークの中のブロックチェーンノードには、サービスノードが含まれ、前記サービスノードには、認証局 CA が発送した証明書が保管されており、かつ、CA 信頼リストが事前設定されており、前記方法は、</p> <p>第一ブロックチェーンノードは、第二ブロックチェーンノードから発送された通信要求を受け取り、前記通信要求の中には、第二ブロックチェーンノードの第二証明書が盛り込まれていることと、</p> <p>前記第二証明書に対応する CA 標識を特定することと、</p> <p>特定済みの前記第二証明書に対応する CA 標識が、前記 CA 信頼リストの中に存在するかどうかを判断することと、</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>ブロックチェーンネットワークの中のブロックチェーンノードには、サービスノードが含まれ、前記サービスノードには、認証局 CA が発送した証明書が保管されており、かつ、CA 信頼リストが事前設定されており、前記方法は、</p> <p>第一ブロックチェーンノードは、第二ブロックチェーンノードから発送された通信要求を受け取り、前記通信要求の中には、第二ブロックチェーンノードの第二証明書が盛り込まれていることと、</p> <p>前記第二証明書に対応する CA 標識を特定することと、</p> <p>特定済みの前記第二証明書に対応する CA 標識が、前記 CA 信頼リストの中に存在するかどうかを判断することと、</p> <p>存在する場合は、前記第二ブロックチェーンノードと通信接続を確立することと、</p> <p>存在しない場合は、前記第二ブロックチェーンノードと通信接続を確立しないことと、を含むブロックチェーンノード通信方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>本願が解決しようとする問題は、アライアン</p>	<p>サービスノードからプライバシーデータ漏洩の可能性を減少し、ブロックチェーンで保管されたデータの安全性を向上させる。</p> <p>出願の請求項</p> <p>ブロックチェーンノード通信方法であって、ブロックチェーンネットワークの中のブロックチェーンノードには、サービスノードが含まれ、前記サービスノードには、認証局 CA が発送した証明書が保管されており、かつ、CA 信頼リストが事前設定されており、前記方法は、</p> <p>第一ブロックチェーンノードは、第二ブロックチェーンノードから発送された通信要求を受け取り、前記通信要求の中には、第二ブロックチェーンノードの第二証明書が盛り込まれていることと、</p> <p>前記第二証明書に対応する CA 標識を特定することと、</p> <p>特定済みの前記第二証明書に対応する CA 標識が、前記 CA 信頼リストの中に存在するかどうかを判断することと、</p> <p>存在する場合は、前記第二ブロックチェーンノードと通信接続を確立することと、</p>	<p>存在する場合は、前記第二ブロックチェーンノードと通信接続を確立することと、</p> <p>存在しない場合は、前記第二ブロックチェーンノードと通信接続を確立しないことと、を含むブロックチェーンノード通信方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決方法は、ブロックチェーンノード通信方法である。当該方法は、情報処理能力を有するブロックチェーンサービスノード及び前記ブロックチェーンサービスノードによって通信接続の安全な確立に対する制御及び処理を実現するという内容を記載しており、コンピュータで実施される技術的手段を利用している。したがって、当該発明専利出願の解決方法は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術方案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p> <p><b>【例 5】</b></p> <p>ディープニューラルネットワークモデルの訓練方法</p> <p>出願内容の概要</p> <p>発明専利出願では、ディープニューラルネッ</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



<p>スチェーンネットワークの中でブロックチェーンのサービスノードからユーザのプライバシーデータを漏洩することをどのように防止するかという問題であり、ブロックチェーンデータの安全性を高める技術的課題に該当する。通信要求に CA 証明書を持たせ、かつ CA 信頼リストを事前設定する形で接続を確立するかどうかを決定することにより、サービスノードが接続を確立可能な対象を限定した。自然法則に従った技術的手段を利用し、サービスノード間の安全通信を実現し、サービスノードからプライバシーデータを漏洩する可能性を抑えるという技術的効果が得られた。したがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p> <p>(3) 技術的課題を解決していない、又は技術的手段を利用していない、又は技術的効果を獲得していない、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明専利出願は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術案に該当しないため、専利保護の客体には該当しない。</p>	<p>存在しない場合は、前記第二ブロックチェーンノードと通信接続を確立しないことと、を含むブロックチェーンノード通信方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p><u>当該解決案は、ブロックチェーンノード通信方法である。本願が解決しようとする問題は、プライベートチェーンネットワークの中でブロックチェーンのサービスノードからユーザのプライバシーデータを漏洩することをどのように防止するかという問題であり、ブロックチェーンデータの安全性を高める技術的課題に該当する。通信要求に CA 証明書を持たせ、かつ CA 信頼リストを事前設定する形で接続を確立するかどうかを決定することにより、サービスノードが接続を確立可能な対象を限定した。当該方法は、情報処理能力を有するブロックチェーンサービスノード及び前記ロックチェーンサービスノードによって通信接続の安全な確立に対する制御及び処理を実現するという内容を記載しており、コンピュータで実施される自然法則に従った技術的手段を利用している、サービスノード間の安全通信を実現し、サービスノードから</u></p>	<p>トワークモデルの訓練方法が提供されている。あるサイズの訓練データに対して、複数の候補訓練法から、訓練時間が最短となる訓練法を選択してモデル訓練に適用することにより、同じシングルプロセッサ又はマルチプロセッサを固定的に採用する訓練法が全てのサイズの訓練データに対応しきれないことによる訓練速度の低下の問題を解決する。</p> <p>出願の請求項</p> <p>ディープニューラルネットワークモデルの訓練方法であって、</p> <p>訓練データのサイズが変更された場合、変更後の訓練データについて、予め設定された少なくとも 2 つの候補訓練法における前記変更後の訓練データの訓練時間をそれぞれ計算することと、</p> <p>予め設定された少なくとも 2 つの候補訓練法から訓練時間が最短となる訓練法を、前記変更後の訓練データの最適訓練法として選択し、前記少なくとも 2 つの候補訓練法は、少なくとも 1 つのシングルプロセッサ方法、少なくとも 1 つのデータ並列に基づくマルチプロセッサ方法を</p>
---	--	---

コメントの追加 [TM1]: パブコメ原文ママ

<p><b>【例 5】</b> 消費キャッシュバックの方法 出願内容の概要</p> <p>発明専利出願では、消費キャッシュバックの方法が提供されている。コンピュータが設定済みのキャッシュバック規則を実行することにより、消費したユーザにキャッシュクーポンを与え、ユーザの消費意欲を高め、より多くの利益を経営者にもたらす。</p> <p>出願の請求項</p> <p>消費キャッシュバックの方法であって、ユーザが、経営者のところで消費をするとき、経営者は、消費の金額に応じて一定のキャッシュクーポンを還元するステップを含み、具体的には、</p> <p>経営者は、コンピュータによりユーザの消費金額を計算し、ユーザの消費金額 R を M の区間に分け、M は整数であり、区間 1 から区間 M の数値は小から大になり、還元されるキャッシュクーポンの金額 F も M の値に分け、M の数値も小から大へ並べられ、</p> <p>コンピュータの計算値により、ユーザの今回</p>	<p><u>プライバシーデータを漏洩する可能性を抑えるという技術的効果が得られた。</u>したがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p> <p><b>【例 5】</b> <u>ディープニューラルネットワークモデルの訓練方法</u></p> <p><u>出願内容の概要</u></p> <p>発明専利出願では、ディープニューラルネットワークモデルの訓練方法が提供されている。<u>あるサイズの訓練データに対して、複数の候補訓練法から、訓練時間が最短となる訓練法を選択してモデル訓練に適用することにより、同じシングルプロセッサ又はマルチプロセッサを固定的に採用する訓練法が全てのサイズの訓練データに対応しきれないことによる訓練速度の低下の問題を解決する。</u></p> <p><u>出願の請求項</u></p> <p><u>ディープニューラルネットワークモデルの訓練方法であって、</u> <u>訓練データのサイズが変更された場合、変更</u></p>	<p>含むことと、</p> <p>前記変更後の訓練データを前記最適な訓練法においてモデル訓練することと、を含むディープニューラルネットワークモデルの訓練方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、ディープニューラルネットワークモデルの訓練方法である。当該方法は、異なるサイズの訓練データに応じて、異なる性能のプロセッサを有する訓練法を適宜に選択することにより、システム全体の処理性能を向上させるという内容を記載しており、コンピュータで実施される技術的手段を利用している。したがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p>
---	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>の消費金額が区間 1 にあると判断した場合、キャッシュバックの金額を第 1 の値に、ユーザの今回の消費金額が区間 2 にあると判断した場合、キャッシュバックの金額を第 2 の値とし、これによって類推し、対応する区間のキャッシュバック金額をユーザに還元することを特徴とする消費キャッシュバックの方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、消費キャッシュバックの方法に関し、当該方法はコンピュータにより実行され、その処理対象はユーザの消費データであり、解決しようとするのは、ユーザの消費をいかに促進するかという問題であり、技術的課題を構成しない。その採用する手段は、コンピュータが人為的に設定されたキャッシュバックルールを実行することであるが、コンピュータに対する制限は、指定されたルールに従って、ユーザの消費金額に基づいてキャッシュバック金額を確定するだけであり、自然法則の制約を受けないため、技術的手段は利用していない。当該案で獲得した効果は、ユーザの消費の促進だけであり、自然法則に適合した技術的效果で</p>	<p><u>後の訓練データについて、予め設定された少なくとも 2 つの候補訓練法における前記変更後の訓練データの訓練時間をそれぞれ計算することと、</u></p> <p><u>予め設定された少なくとも 2 つの候補訓練法から訓練時間が最短となる訓練法を、前記変更後の訓練データの最適訓練法として選択し、前記少なくとも 2 つの候補訓練法は、少なくとも 1 つのシングルプロセッサ方法、少なくとも 1 つのデータ並列に基づくマルチプロセッサ方法を含むことと、</u></p> <p><u>前記変更後の訓練データを前記最適な訓練法においてモデル訓練することと、を含むディープニューラルネットワークモデルの訓練方法。</u></p> <p>分析及び結論</p> <p><u>当該解決策は、ディープニューラルネットワークモデルの訓練方法である。当該方法は、異なるサイズの訓練データに応じて、異なる性能のプロセッサを有する訓練法を適宜に選択することにより、システム全体の処理性能を向上させるという内容を記載しており、コンピュータで実施される技術的手段を利用している。し</u></p>	
---	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>はない。したがって、当該発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。</p> <p><b>【例6】</b></p> <p>電力利用特徴に基づく経済景気指数分析方法 出願内容の概要</p> <p>発明専利出願は、各経済指標と電力利用指標の統計により、測定対象地域の経済景気指数を評価する。</p> <p>出願の請求項</p> <p>地域電力利用特徴に基づく経済景気指数分析方法であって、</p> <p>測定対象地域の経済データと電力利用データにより、測定対象地域の経済景気指数の初期指標を選定し、前記初期指標には、経済指標と電力利用指標が含まれるステップと、</p> <p>コンピュータにより実行されるクラスター分析方法と時差相関分析法により、先行指標、一致指標と遅行指標を含む前記測定対象地域の経済景気指標体系を確定するステップと、</p> <p>前記測定対象地域の経済景気指標体系に基づき、合成指数計算の方法を用いて、前記測定対</p>	<p>たがって、当該発明専利出願の解決案は、専利法第2条第2項に規定する技術方案に該当し、専利保護の客体には該当する。</p> <p><del>(3)技術的課題を解決していない、又は技術的手段を利用していない、又は技術的効果を得ていない、アルゴリズムの特徴又は商業規則・方法の特徴を含む発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術方案に該当しないため、専利保護の客体には該当しない。</del></p> <p><b>【例5】</b></p> <p>消費キャッシュバックの方法 出願内容の概要</p> <p>発明専利出願では、消費キャッシュバックの方法が提供されている。コンピュータが設定済みのキャッシュバック規則を実行することにより、消費したユーザにキャッシュクーポンを与え、ユーザの消費意欲を高め、より多くの利益を経営者にもたらす。</p> <p>出願の請求項</p> <p>消費キャッシュバックの方法であって、 ユーザが、経営者のところで消費をするとき、経営者は、消費の金額に応じて一定のキャッシュ</p>	
---	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>象地域の経済景気指数を得るステップと、を含むことを特徴とする地域電力利用特徴に基づく経済景気指数分析方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、経済景気指数の分析・計算方法である。当該方法はコンピュータにより実行され、その処理対象は各種経済指標と電力利用指標であり、解決しようとする問題は、経済の傾向を判断することであり、技術的課題を構成しない。その採用する手段は、経済データと電力利用データに基づいて経済状況を分析することであり、経済学的法則に従って経済管理の手段を採用するだけであり、自然法則の制約を受けないため、技術的手段は利用していない。当該解決案は、最終的に経済評価に利用可能な経済景気指数を獲得するが、これは、自然法則に適合した技術的効果ではない。したがって、当該解決案は、専利法第 2 条第 2 項に規定する技術案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。</p>	<p><del>ユーザにキャッシュバックを還元するステップを含み、具体的には、</del></p> <p><del>経営者は、コンピュータによりユーザの消費金額を計算し、ユーザの消費金額 R を M の区間に分け、M は整数であり、区間 1 から区間 M の数値は小から大になり、還元されるキャッシュバックの金額 F も M の値に分け、M の数値も小から大へ並べられ、</del></p> <p><del>コンピュータの計算値により、ユーザの今回の消費金額が区間 1 にあると判断した場合、キャッシュバックの金額を第 1 の値に、ユーザの今回の消費金額が区間 2 にあると判断した場合、キャッシュバックの金額を第 2 の値とし、これによって類推し、対応する区間のキャッシュバック金額をユーザに還元することを特徴とする消費キャッシュバックの方法。</del></p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、消費キャッシュバックの方法に関し、当該方法はコンピュータにより実行され、その処理対象はユーザの消費データであり、解決しようとするのは、ユーザの消費をいかに促進するかという問題であり、技術的課題</p>	
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>を構成しない。その採用する手段は、コンピュータが人為的に設定されたキャッシュバックルールを実行することであるが、コンピュータに対する制限は、指定されたルールに従って、ユーザの消費金額に基づいてキャッシュバック金額を確定するだけであり、自然法則の制約を受けないため、技術的手段は利用していない。当該方案で獲得した効果は、ユーザの消費の促進だけであり、自然法則に適合した技術的效果ではない。したがって、当該発明専利出願は、専利法第2条第2項に規定する技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。</p> <p>【例6】  電力利用特徴に基づく経済景気指数分析方法  出願内容の概要  発明専利出願は、各経済指標と電力利用指標の統計により、測定対象地域の経済景気指数を評価する。</p> <p>出願の請求項  地域電力利用特徴に基づく経済景気指数分析方法であって、  測定対象地域の経済データと電力利用データ</p>	
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>により、測定対象地域の経済景気指数の初期指標を選定し、前記初期指標には、経済指標と電力利用指標が含まれるステップと、</p> <p>コンピュータにより実行されるクラスター分析方法と時差相関分析法により、先行指標、一致指標と遅行指標を含む前記測定対象地域の経済景気指標体系を確定するステップと、</p> <p>前記測定対象地域の経済景気指標体系に基づき、合成指数計算の方法を用いて、前記測定対象地域の経済景気指数を得るステップと、を含むことを特徴とする地域電力利用特徴に基づく経済景気指数分析方法。</p> <p>分析及び結論</p> <p>当該解決案は、経済景気指数の分析・計算方法である。当該方法はコンピュータにより実行され、その処理対象は各種経済指標と電力利用指標であり、解決しようとする問題は、経済の傾向を判断することであり、技術的課題を構成しない。その採用する手段は、経済データと電力利用データに基づいて経済状況を分析することであり、経済学的法則に従って経済管理の手段を採用するだけであり、自然法則の制約を</p>	
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><del>受けないため、技術的手段は利用していない。</del>  <del>当該方案は、最終的に経済評価に利用可能な経済景気指数を獲得するが、これは、自然法則に適合した技術的効果ではない。したがって、当該解決案は、専利法第2条第2項に規定する技術方案に該当せず、専利保護の客体には該当しない。</del></p>	
<p><b>6.2 審査例</b></p> <p>(4) 創造性審査の際に、技術特徴とは機能的に相互にサポートし、相互作用関係が存在する計算法の特徴、或いは商業規則及び方法特徴が技術方案への貢献を考慮するものとする。</p> <p><b>【例7】</b>  マルチセンサー情報に基づくヒューマノイドロボット転倒状態の試験方法  ……</p> <p><b>【例9】</b>  物流配送の方法  出願内容の概要  荷物配送の過程において如何に荷物配送効率を向上し、配送コストをダウンするかは、出願発明専利が解決する課題である。物流配送者が</p>	<p><b>6.2 審査例</b></p> <p>(43) 創造性審査の際に、技術特徴とは機能的に相互にサポートし、相互作用関係が存在する計算法の特徴、或いは商業規則及び方法特徴が技術方案への貢献を考慮するものとする。</p> <p><b>【例6】</b>  <u>1種のナーブネットパラメータの利用方法である。</u>  <u>出願内容の概要</u>  異なる場面に異なるナーブネット構成を設計する必要があり、そしてある種類の計算構成上の一連の演算を通じて実現する。そのため、より低いハードコストで高効率のナーブネット演算が期待される。出願の発明専利は、適応ナーブネットパラメータに利用される方法を提出</p>	<p><b>6.2 審査例</b></p> <p>(3) 創造性審査の際に、技術特徴とは機能的に相互にサポートし、相互作用関係が存在する計算法の特徴、或いは商業規則及び方法特徴が技術方案への貢献を考慮するものとする。</p> <p><b>【例6】</b>  1種のナーブネットパラメータの利用方法である。  出願内容の概要  異なる場面に異なるナーブネット構成を設計する必要があり、そしてある種類の計算構成上の一連の演算を通じて実現する。そのため、より低いハードコストで高効率のナーブネット演算が期待される。出願の発明専利は、適応ナーブネットパラメータに利用される方法を提出</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



<p>配送地点に到着すると、サーバーを通じて注文ユーザ端末に情報を送信すると同時に特定配送地区に複数の注文ユーザに荷物の受取情報を送信する。荷物配送効率の向上と配送コストダウンという目的を達成した。</p> <p>出願の請求項</p> <p>物流配送方法であり、バッチ通知という方法でユーザに荷物の受取を通知し、物流配送の効率を高める。その方法は、以下の内容を含む。</p> <p>配送員がユーザに荷物の受取を通知する時に、配送員が物流ハンディターミナルでサーバーに配送荷物到着の通知を送信する。</p> <p>サーバーからバッチ通知という形で配送員の配送範囲内のすべての注文ユーザに通知する。</p> <p>通知を受けた注文ユーザは、通知の情報に従って荷物を受け取る。</p> <p>その過程で、サーバーのバッチ通知を実現する方法は、サーバーが物流端末から送信した荷物到着通知に記載されている配送員 ID、物流端末の現在位置、及び対応配送範囲内の配送員 ID が対応、物流端末に表示されている現在位置を中心とする配送距離範囲内のすべての目標注文</p>	<p><u>し、標準形式のナープネットパラメータを獲得し、ナープネット中の演算を計算構成に支持される演算に反映する。ナープネット関連ハードの簡略化設計を実現した。</u></p> <p><u>出願の請求項</u></p> <p><u>1 種の適応ナープネットパラメータの利用方法である。同方法は、以下の内容を含む。</u></p> <p><u>ナープネットの最低一層中の各層の加重パラメータに対して複数の次元を選択する。</u></p> <p><u>加重パラメータが複数次元中の各次元のサイズを確定する。</u></p> <p><u>ナープネット計算をサポートするハードの使用率に基づき、加重パラメータが複数次元中の各次元の目標サイズ候補値集合を確定する。</u></p> <p><u>候補値集合内の<math>\geq</math>次元のサイズに対応するすべての候補値サブセットを選択して候補値サブセット中の最小値が対応次元の目標サイズと確定する。</u></p> <p><u>加重パラメータが複数次元中の最低 1 つの次元のサイズが対応次元の目標サイズより小さい場合、該当次元の加重パラメータを充填して、充填後に得た加重パラメータの各次元のサイズ</u></p>	<p>し、標準形式のナープネットパラメータを獲得し、ナープネット中の演算を計算構成に支持される演算に反映する。ナープネット関連ハードの簡略化設計を実現した。</p> <p>出願の請求項</p> <p>1 種の適応ナープネットパラメータの利用方法である。同方法は、以下の内容を含む。</p> <p>ナープネットの最低一層中の各層の加重パラメータに対して複数の次元を選択する。</p> <p>加重パラメータが複数次元中の各次元のサイズを確定する。</p> <p>ナープネット計算をサポートするハードの使用率に基づき、加重パラメータが複数次元中の各次元の目標サイズ候補値集合を確定する。</p> <p>候補値集合内の<math>\geq</math>次元のサイズに対応するすべての候補値サブセットを選択して候補値サブセット中の最小値が対応次元の目標サイズと確定する。</p> <p>加重パラメータが複数次元中の最低 1 つの次元のサイズが対応次元の目標サイズより小さい場合、該当次元の加重パラメータを充填して、充填後に得た加重パラメータの各次元のサイズ</p>
---	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>情報に基づいて、通知情報をすべての目標注文情報中の注文ユーザコードに対応する注文ユーザ端末に送信する。</p> <p>分析及び結論</p> <p>参考文献1は、1種の物流配送方法を公開した。その物流端末で配送伝票上のバーコードをスキャンし、そのスキャンした情報をサーバーに送信、荷物の到着をサーバーに通知する。サーバーがスキャン情報中の注文ユーザ情報を取得して注文ユーザに通知する。通知を受けた注文ユーザが通知情報に従って荷物を受け取る。</p> <p>発明専利出願の解決案と参考文献1の区別は、注文が到着したことをユーザにバッチ通知というところにある。バッチ通知を実現するために、方案は、サーバー、物流端末とユーザ端末間のデータ構成、データ通信方式を適切に調整し、受取通知規則とバッチ通知の具体的な実現方法は、機能上に相互にサポートしあい、相互作用関係を持つ。参考文献1と比較する場合、発明が実際に解決した技術的課題は、如何に注文到着通知の効率を高め、荷物配送効率を高めることである。ユーザの視点から見ると、ユー</p>	<p>が対応次元の目標サイズと等しくなる。</p> <p><u>分析及び結論</u></p> <p><u>参考文献は、ナーブネットプロセッサの設計方法を公開した。同方法は、ナーブネットモデルに従って文書とハード資源制約パラメータを記述し、構築済みのナーブネットユニットデータベースからユニットデータベースを探し、ユニットデータベースに従ってナーブネットモデルに対応するナーブネットプロセッサのハード記述言語コードを生成してそのハード記述言語コードをナーブネットプロセッサのハード回路に転化する。その中で、ナーブネット特徴データと加重データを適当なデータブロックに区分して集中的に記憶し、アクセスする。当該解決案と参考文献の区別は、ハードパラメータに基づき、加重パラメータが各次元の目標サイズを確定するところにある。最低1つの次元のサイズが目標サイズより小さい場合、加重パラメータを充填する。</u></p> <p><u>出願資料によると、当該解決案が加重パラメータのサイズを充填する方法で目標サイズに等しくする。ナーブネットをサポートするハー</u></p>	<p>が対応次元の目標サイズと等しくなる。</p> <p>分析及び結論</p> <p>参考文献は、ナーブネットプロセッサの設計方法を公開した。同方法は、ナーブネットモデルに従って文書とハード資源制約パラメータを記述し、構築済みのナーブネットユニットデータベースからユニットデータベースを探し、ユニットデータベースに従ってナーブネットモデルに対応するナーブネットプロセッサのハード記述言語コードを生成してそのハード記述言語コードをナーブネットプロセッサのハード回路に転化する。その中で、ナーブネット特徴データと加重データを適当なデータブロックに区分して集中的に記憶し、アクセスする。当該解決案と参考文献の区別は、ハードパラメータに基づき、加重パラメータが各次元の目標サイズを確定するところにある。最低1つの次元のサイズが目標サイズより小さい場合、加重パラメータを充填する。</p> <p>出願資料によると、当該解決案が加重パラメータのサイズを充填する方法で目標サイズに等しくする。ナーブネットをサポートするハー</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>           らは注文の到着状況の情報をより迅速に知ることができ、ユーザーエクスペリエンスも向上する。従来技術は、上記の参考文献 1 を改善したことにより、発明専利出願の解決案の技術的ヒントを得たものに該当しない。よって、当該解決案は創造性を具える。            ……         </p>	<p> <u>ドがナープネットのデータを演算する時に、ハードが高効率に当該データを処理することができる。当該解決案の計算法は、ハードの演算効率を高めた。よって、適応ナープネットパラメータに使用される計算法の特徴は、技術特徴とは機能上で相互にサポートしあい、相互作用の関係がある。参考文献により、発明が実際に解決した技術的課題が如何にハードのナープネットの演算効率を高めたかを確定した。適応ナープネットパラメータを以てハードの演算効率を高める内容は、その他の参考文献で公開されていないものであり、本分野の公知常識にも該当しない。また、従来技術には全体的に参考文献を改善して発明専利出願の技術案を得るヒントが存在しない。よって、保護要請の発明技術案は創造性を具える。</u> </p> <p> <b>【例 7】</b>            マルチセンサー情報に基づくヒューマノイドロボット転倒状態の試験方法            ……         </p> <p> <b>【例 9】</b>            物流配送の方法         </p>	<p>           ドがナープネットのデータを演算する時に、ハードが高効率に当該データを処理することができる。当該解決案の計算法は、ハードの演算効率を高めた。よって、適応ナープネットパラメータに使用される計算法の特徴は、技術特徴とは機能上で相互にサポートしあい、相互作用の関係がある。参考文献により、発明が実際に解決した技術的課題が如何にハードのナープネットの演算効率を高めたかを確定した。適応ナープネットパラメータを以てハードの演算効率を高める内容は、その他の参考文献で公開されていないものであり、本分野の公知常識にも該当しない。また、従来技術には全体的に参考文献を改善して発明専利出願の技術案を得るヒントが存在しない。よって、保護要請の発明技術案は創造性を具える。         </p> <p> <b>【例 7】</b>            マルチセンサー情報に基づくヒューマノイドロボット転倒状態の試験方法            ……         </p> <p> <b>【例 9】</b>            物流配送の方法         </p>
---	--	---

	<p>出願内容の概要</p> <p>荷物配送の過程において如何に荷物配送効率を向上し、配送コストをダウンするかは、出願発明専利が解決する課題である。物流配送者が配送地点に到着すると、サーバーを通じて注文ユーザ端末に情報を送信すると同時に特定配送地区に複数の注文ユーザに荷物の受取情報を送信する。荷物配送効率の向上と配送コストダウンという目的を達成した。</p> <p>出願の請求項</p> <p>物流配送方法であり、バッチ通知という方法でユーザに荷物の受取を通知し、物流配送の効率を高める。その方法は、以下の内容を含む。</p> <p>配送員がユーザに荷物の受取を通知する時に、配送員が物流ハンディターミナルでサーバーに配送荷物到着の通知を送信する。</p> <p>サーバーからバッチ通知という形で配送員の配送範囲内のすべての注文ユーザに通知する。</p> <p>通知を受けた注文ユーザは、通知の情報に従って荷物を受け取る。</p> <p>その過程で、サーバーのバッチ通知を実現する方法は、サーバーが物流端末から送信した荷</p>	<p>出願内容の概要</p> <p>荷物配送の過程において如何に荷物配送効率を向上し、配送コストをダウンするかは、出願発明専利が解決する課題である。物流配送者が配送地点に到着すると、サーバーを通じて注文ユーザ端末に情報を送信すると同時に特定配送地区に複数の注文ユーザに荷物の受取情報を送信する。荷物配送効率の向上と配送コストダウンという目的を達成した。</p> <p>出願の請求項</p> <p>物流配送方法であり、バッチ通知という方法でユーザに荷物の受取を通知し、物流配送の効率を高める。その方法は、以下の内容を含む。</p> <p>配送員がユーザに荷物の受取を通知する時に、配送員が物流ハンディターミナルでサーバーに配送荷物到着の通知を送信する。</p> <p>サーバーからバッチ通知という形で配送員の配送範囲内のすべての注文ユーザに通知する。</p> <p>通知を受けた注文ユーザは、通知の情報に従って荷物を受け取る。</p> <p>その過程で、サーバーのバッチ通知を実現する方法は、サーバーが物流端末から送信した荷</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p>物到着通知に記載されている配送員 ID、物流端末の現在位置、及び対応配送範囲内の配送員 ID が対応し、物流端末に表示されている現在位置を中心とする配送距離範囲内のすべての目標注文情報に基づいて、通知情報をすべての目標注文情報中の注文ユーザコードに対応する注文ユーザ端末に送信する。</p> <p>分析及び結論</p> <p>参考文献 4 は、1 種の物流配送方法を公開した。その物流端末で配送伝票上のバーコードをスキャンし、そのスキャンした情報をサーバーに送信、荷物の到着をサーバーに通知する。サーバーがスキャン情報中の注文ユーザ情報を取得して注文ユーザに通知する。通知を受けた注文ユーザが通知情報に従って荷物を受け取る。</p> <p>発明専利出願の解決案と参考文献 4 の区別は、注文が到着したことをユーザにバッチ通知というところにある。バッチ通知を実現するために、方案は、サーバー、物流端末とユーザ端末間のデータ構成、データ通信方式を適切に調整し、受取通知規則とバッチ通知の具体的な実現方法は、機能上に相互にサポートしあい、相</p>	<p>物到着通知に記載されている配送員 ID、物流端末の現在位置、及び対応配送範囲内の配送員 ID が対応し、物流端末に表示されている現在位置を中心とする配送距離範囲内のすべての目標注文情報に基づいて、通知情報をすべての目標注文情報中の注文ユーザコードに対応する注文ユーザ端末に送信する。</p> <p>分析及び結論</p> <p>参考文献は、1 種の物流配送方法を公開した。その物流端末で配送伝票上のバーコードをスキャンし、そのスキャンした情報をサーバーに送信、荷物の到着をサーバーに通知する。サーバーがスキャン情報中の注文ユーザ情報を取得して注文ユーザに通知する。通知を受けた注文ユーザが通知情報に従って荷物を受け取る。</p> <p>発明専利出願の解決案と参考文献の区別は、注文が到着したことをユーザにバッチ通知というところにある。バッチ通知を実現するために、方案は、サーバー、物流端末とユーザ端末間のデータ構成、データ通信方式を適切に調整し、受取通知規則とバッチ通知の具体的な実現方法は、機能上に相互にサポートしあい、相</p>	<p>物到着通知に記載されている配送員 ID、物流端末の現在位置、及び対応配送範囲内の配送員 ID が対応し、物流端末に表示されている現在位置を中心とする配送距離範囲内のすべての目標注文情報に基づいて、通知情報をすべての目標注文情報中の注文ユーザコードに対応する注文ユーザ端末に送信する。</p> <p>分析及び結論</p> <p>参考文献は、1 種の物流配送方法を公開した。その物流端末で配送伝票上のバーコードをスキャンし、そのスキャンした情報をサーバーに送信、荷物の到着をサーバーに通知する。サーバーがスキャン情報中の注文ユーザ情報を取得して注文ユーザに通知する。通知を受けた注文ユーザが通知情報に従って荷物を受け取る。</p> <p>発明専利出願の解決案と参考文献の区別は、注文が到着したことをユーザにバッチ通知というところにある。バッチ通知を実現するために、方案は、サーバー、物流端末とユーザ端末間のデータ構成、データ通信方式を適切に調整し、受取通知規則とバッチ通知の具体的な実現方法は、機能上に相互にサポートしあい、相</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>互作用関係を持つ。参考文献1と比較する場合、発明が実際に解決した技術的課題は、如何に注文到着通知の効率を高め、荷物配送効率を高めることである。ユーザーの視点から見ると、ユーザーは注文の到着状況の情報をより迅速に知ることができ、ユーザーエクスペリエンスも向上する。<u>その結果、物流配送者の操作が便利になり、注文ユーザーがタイムリーに受取通知を受け、荷物配送者と受取人双方のユーザーエクスペリエンスを向上した。本出願の解決案は、注文荷物到着の通知効率を高める技術的効果があり、ユーザーエクスペリエンスを向上した。このユーザーエクスペリエンスの向上は、機能上に相互にサポートしあい、相互作用関係があるデータ構成とデータ通信方式の調整、及び荷物受取通知規則とバッチ通知の具体的な実現方法を提供した。上の技術的効果とユーザーエクスペリエンスの向上が共に発明を構成し、従来技術に比べて有益な効果が見られる。従来技術は、上記の参考文献1を改善したことにより、発明専利出願の解決技術案の技術的ヒントを得たものに該当しない。よって、当該解決保護要請の</u></p>	<p>互作用関係を持つ。参考文献1と比較する場合、発明が実際に解決した技術的課題は、如何に注文到着通知の効率を高め、荷物配送効率を高めることである。その結果、物流配送者の操作が便利になり、注文ユーザーがタイムリーに受取通知を受け、荷物配送者と受取人双方のユーザーエクスペリエンスを向上した。本出願の解決案は、注文荷物到着の通知効率を高める技術的効果があり、ユーザーエクスペリエンスを向上した。このユーザーエクスペリエンスの向上は、機能上に相互にサポートしあい、相互作用関係があるデータ構成とデータ通信方式の調整、及び荷物受取通知規則とバッチ通知の具体的な実現方法を提供した。上の技術的効果とユーザーエクスペリエンスの向上が共に発明を構成し、従来技術に比べて有益な効果が見られる。従来技術は、上記の参考文献を改善したことにより、発明専利出願の技術案の技術的ヒントを得たものに該当しない。よって、保護要請の発明技術案は創造性を具える。</p> <p>……</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>発明技術方案は創造性を具える。</p> <p>……</p>	
なし	<p><b>第二部第 11 章 漢方薬分野発明専利出願の審査に関する若干規定</b></p> <p><b>1. はしがき</b></p> <p>中医薬学は、独特な理論と技術方法を有する体系である。当該分野の発明専利出願の審査は、特殊な問題に係わるものである。例えば、漢方薬のイノベーションは、中医理論が指導するものである。漢方薬が予防と治療する疾病は、中医の病、或いは証で表現でき、また、西洋医の病で表現できるが両者は完全に対応するものではない。漢方薬の種類は多く、名称が複雑である。漢方薬製品の有効成分を明確にすることが難しく、通常、漢方薬原料で表現する。本章は、専利法及びその実施細則の規定に基づき、本ガイドラインの一般的規定に合致する前提において、漢方薬分野の発明専利出願の審査の特殊ケースに対して具体的に規定するものである。</p> <p><b>2. 漢方薬発明専利保護の客体</b></p> <p><b>2.1 専利権付与可能な出願</b></p> <p>以下の数類の製品は、漢方薬発明専利保護の</p>	<p><b>第二部第 11 章 漢方薬分野発明専利出願の審査に関する若干規定</b></p> <p><b>1. はしがき</b></p> <p>中医薬学は、独特な理論と技術方法を有する体系である。当該分野の発明専利出願の審査は、特殊な問題に係わるものである。例えば、漢方薬のイノベーションは、中医理論が指導するものである。漢方薬が予防と治療する疾病は、中医の病、或いは証で表現でき、また、西洋医の病で表現できるが両者は完全に対応するものではない。漢方薬の種類は多く、名称が複雑である。漢方薬製品の有効成分を明確にすることが難しく、通常、漢方薬原料で表現する。本章は、専利法及びその実施細則の規定に基づき、本ガイドラインの一般的規定に合致する前提において、漢方薬分野の発明専利出願の審査の特殊ケースに対して具体的に規定するものである。</p> <p><b>2. 漢方薬発明専利保護の客体</b></p> <p><b>2.1 専利権付与可能な出願</b></p> <p>以下の数類の製品は、漢方薬発明専利保護の</p>

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>客体に該当し、専利権を付与することができる。</p> <p><u>(1) 産地で加工して得られた漢方生薬</u></p> <p><u>(2) 炮製加工を通じて得られた切断生薬</u></p> <p><u>(3) 漢方生薬組成物、または漢方生薬組方、あるいは漢方複合方</u></p> <p><u>(4) 漢方生薬の抽出物</u></p> <p><u>(5) 漢方生薬製剤</u></p> <p>以下の数類の方法は、漢方薬発明専利保護の客体に該当し、専利権を付与することができる。</p> <p><u>(1) 漢方生薬の栽培、或いは産地での加工方法</u></p> <p><u>(2) 切断生薬の炮製方法；</u></p> <p><u>(3) 漢方生薬組成物、漢方生薬抽出物、漢方生薬製剤等製品の制成方法、或いは検査方法；</u></p> <p><u>(4) 漢方生薬製品の製薬用途。</u></p> <p><b>2.2 専利権を付与しない出願</b></p> <p><u>薬として使用禁止の毒性漢方生薬の発明を含む。国民健康を害し、公共利益を妨害し、専利法第5条第1項の規定に違反するため、専利権を付与できない。例えば、関木通、広防己、青木香は強い毒性があるため、薬として使用を禁止されている。そのため、それらの漢方生薬を</u></p>	<p>客体に該当し、専利権を付与することができる。</p> <p>(1) 産地で加工して得られた漢方生薬</p> <p>(2) 炮製加工を通じて得られた切断生薬</p> <p>(3) 漢方生薬組成物、または漢方生薬組方、あるいは漢方複合方</p> <p>(4) 漢方生薬の抽出物</p> <p>(5) 漢方生薬製剤</p> <p>以下の数類の方法は、漢方薬発明専利保護の客体に該当し、専利権を付与することができる。</p> <p>(1) 漢方生薬の栽培、或いは産地での加工方法</p> <p>(2) 切断生薬の炮製方法；</p> <p>(3) 漢方生薬組成物、漢方生薬抽出物、漢方生薬製剤等製品の制成方法、或いは検査方法；</p> <p>(4) 漢方生薬製品の製薬用途。</p> <p><b>2.2 専利権を付与しない出願</b></p> <p>薬として使用禁止の毒性漢方生薬の発明を含む。国民健康を害し、公共利益を妨害し、専利法第5条第1項の規定に違反するため、専利権を付与できない。例えば、関木通、広防己、青木香は強い毒性があるため、薬として使用を禁止されている。そのため、それらの漢方生薬を</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



	<p><u>含む発明に専利権を付与することができない。</u>  <u>但し、炮製、或いは配伍した後に、それらの生薬を含む漢方薬の発明が薬品使用の安全性を証明できる場合は除外する。</u></p> <p><u>自然界から天然の形態で存在する物質を見つけたことは、発見であり、専利法第 25 条第 1 項第 (1) 項で規定する「科学的発見」に該当し、専利権を付与することができない。但し、これらの天然物質を利用し、生成した漢方生薬、或いは切断生薬、及びその製造方法と製薬用途、例えば、炮製加工を経て得られた野芙蓉漢方生薬は、科学的発見に該当しない。</u></p> <p><u>中医理論、例えば、中医の陰陽五行学説、藏象学説は、自然現象及び変化過程に対する認識プロセスの帰納と総括であり、専利法第 25 条第 1 項第 (1) 項で規定する「科学的発見」に該当し、専利権を付与することができない。</u></p> <p><u>漢方薬の記憶方法、例えば、湯頭口訣、或いは歌訣は、専利法第 25 条第 1 項第 (2) 項で規定する知力活動の規則と方法に該当し、専利権を付与することができない。</u></p> <p><u>中医の診断方法、例えば、望診、聞診、問診、</u></p>	<p>含む発明に専利権を付与することができない。  但し、炮製、或いは配伍した後に、それらの生薬を含む漢方薬の発明が薬品使用の安全性を証明できる場合は除外する。</p> <p>自然界から天然の形態で存在する物質を見つけたことは、発見であり、専利法第 25 条第 1 項第 (1) 項で規定する「科学的発見」に該当し、専利権を付与することができない。但し、これらの天然物質を利用し、生成した漢方生薬、或いは切断生薬、及びその製造方法と製薬用途、例えば、炮製加工を経て得られた野芙蓉漢方生薬は、科学的発見に該当しない。</p> <p>中医理論、例えば、中医の陰陽五行学説、藏象学説は、自然現象及び変化過程に対する認識プロセスの帰納と総括であり、専利法第 25 条第 1 項第 (1) 項で規定する「科学的発見」に該当し、専利権を付与することができない。</p> <p>漢方薬の記憶方法、例えば、湯頭口訣、或いは歌訣は、専利法第 25 条第 1 項第 (2) 項で規定する知力活動の規則と方法に該当し、専利権を付与することができない。</p> <p>中医の診断方法、例えば、望診、聞診、問診、</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>切診は、専利法第 25 条第 1 項第 (3) 項で規定する疾病の診断方法に該当し、専利権を付与することができない。</u></p> <p><u>中医の治療方法、例えば、治療を目的とする艾灸、拔罐、貼敷等の方法及び本部分第 1 章第 4.3.2.1 節第 (2) 項に列挙される関連ケースは、すべて専利法第 25 条第 1 項第 (3) 項で規定する疾病の治療方法に該当し、専利権を付与することができない。</u></p> <p><b>3. 説明書と権利要求書</b></p> <p><b>3.1 説明書の十分公開</b></p> <p><b>3.1.1 漢方生薬の名称</b></p> <p><u>漢方生薬の名称は、正名、異名、別名、俗称等の形式がある。漢方薬の発明に関する説明書は、一般的に漢方生薬の正名を記載するものとする。漢方生薬名称の記載は、同分野の技術者が当該漢方生薬を確認できるため、十分公開の要求を満たすものとする。</u></p> <p><u>発明に係わる漢方生薬名称が従来技術に明確な記載がない場合、当業者が当該漢方生薬の関連情報を確認する内容、例えば、植物基原、ラテン名、薬用部位、性味、帰経、効用等を説明</u></p>	<p>切診は、専利法第 25 条第 1 項第 (3) 項で規定する疾病の診断方法に該当し、専利権を付与することができない。</p> <p>中医の治療方法、例えば、治療を目的とする艾灸、拔罐、貼敷等の方法及び本部分第 1 章第 4.3.2.1 節第 (2) 項に列挙される関連ケースは、すべて専利法第 25 条第 1 項第 (3) 項で規定する疾病の治療方法に該当し、専利権を付与することができない。</p> <p><b>3. 説明書と権利要求書</b></p> <p><b>3.1 説明書の十分公開</b></p> <p><b>3.1.1 漢方生薬の名称</b></p> <p>漢方生薬の名称は、正名、異名、別名、俗称等の形式がある。漢方薬の発明に関する説明書は、一般的に漢方生薬の正名を記載するものとする。漢方生薬名称の記載は、同分野の技術者が当該漢方生薬を確認できるため、十分公開の要求を満たすものとする。</p> <p>発明に係わる漢方生薬名称が従来技術に明確な記載がない場合、当業者が当該漢方生薬の関連情報を確認する内容、例えば、植物基原、ラテン名、薬用部位、性味、帰経、効用等を説明</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>書に記載しなければならない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、ある疾病を治療する漢方薬組成物に係わり、その中の一味の漢方生薬「三毛刺」が従来技術には記載がなく、かつ説明書にも「三毛刺」の植物基原、ラテン名、薬用部位、性味、帰経、効用等情報の記載がないため、同発明が実現できない。よって、説明書の公開不十分に該当する。</p> <p>説明書に記載する漢方生薬の別名が複数の正名に対応する場合、説明書と従来技術に漢方生薬の植物基原、ラテン名、薬用部位、性味、帰経及び効用等情報と合わせて当該別名が代名詞や指示語として明確であるかを総合的に判断する。代名詞や指示語の不明確により当業者が当該漢方生薬を確認できないため、当該発明が実現できなくなる。よって、説明書の公開不十分に該当する。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、ある疾病を治療する薬物に係わり、その中に漢方生薬「山苦参」を使ったが説明書には「山苦参」の植物基原、ラテン名、薬用部</p>	<p>書に記載しなければならない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、ある疾病を治療する漢方薬組成物に係わり、その中の一味の漢方生薬「三毛刺」が従来技術には記載がなく、かつ説明書にも「三毛刺」の植物基原、ラテン名、薬用部位、性味、帰経、効用等情報の記載がないため、同発明が実現できない。よって、説明書の公開不十分に該当する。</p> <p>説明書に記載する漢方生薬の別名が複数の正名に対応する場合、説明書と従来技術に漢方生薬の植物基原、ラテン名、薬用部位、性味、帰経及び効用等情報と合わせて当該別名が代名詞や指示語として明確であるかを総合的に判断する。代名詞や指示語の不明確により当業者が当該漢方生薬を確認できないため、当該発明が実現できなくなる。よって、説明書の公開不十分に該当する。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、ある疾病を治療する薬物に係わり、その中に漢方生薬「山苦参」を使ったが説明書には「山苦参」の植物基原、ラテン名、薬用部</p>
--	---	---

	<p>位、性味、帰経及び効用の記載がない。「山苦参」が別名であり、「双参」と「涼粉藤」の2種類の漢方生薬に対応する。そのうち、「双参」が補気益腎、活血調経の功用があり、主に腎虚腰痛、月経不調等を治療する。それに対して「涼粉藤」が瀉肝火、清熱解毒の功用があり、主に喉の痛み、小児胎毒等を治療する。両者の功用は治療する疾病が違い、かつ疾病も関連性がない。従来技術に両者が上述疾病に治療に利用する記載がなく、当業者が「山苦参」が「双参」の代名詞や指示語なのか、或いは「涼粉藤」の代名詞や指示語なのかが確定できないため、当該発明が実現できない。よって、説明書の公開不十分に該当する。</p> <p><b>3.1.2 漢方薬組成物の組成及び用量配合比率</b></p> <p>漢方薬組成物の発明に関して、説明書が当該漢方薬組成物の漢方薬原料の組成だけではなく、各漢方薬原料の用量配合比率の関係を記載しなければならない。漢方薬原料の用量は、重量分、重量比率、重量百分比等で表現することができる。</p> <p>漢方薬原料の用量配合比率の関係により組成</p>	<p>位、性味、帰経及び効用の記載がない。「山苦参」が別名であり、「双参」と「涼粉藤」の2種類の漢方生薬に対応する。そのうち、「双参」が補気益腎、活血調経の功用があり、主に腎虚腰痛、月経不調等を治療する。それに対して「涼粉藤」が瀉肝火、清熱解毒の功用があり、主に喉の痛み、小児胎毒等を治療する。両者の功用は治療する疾病が違い、かつ疾病も関連性がない。従来技術に両者が上述疾病に治療に利用する記載がなく、当業者が「山苦参」が「双参」の代名詞や指示語なのか、或いは「涼粉藤」の代名詞や指示語なのかが確定できないため、当該発明が実現できない。よって、説明書の公開不十分に該当する。</p> <p><b>3.1.2 漢方薬組成物の組成及び用量配合比率</b></p> <p>漢方薬組成物の発明に関して、説明書が当該漢方薬組成物の漢方薬原料の組成だけではなく、各漢方薬原料の用量配合比率の関係を記載しなければならない。漢方薬原料の用量は、重量分、重量比率、重量百分比等で表現することができる。</p> <p>漢方薬原料の用量配合比率の関係により組成</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>物の組成構成及び主次作用が決まり、組成物の治療効果に直接に影響を与える。従って、説明書には組成物の各漢方薬原料の用量配合比率の関係に関する記載がなく、或いは同用量配合比率関係の記載が明確ではなく、当事者が確定できないため、当該発明が実現できない。よって、説明書の公開不十分に該当する。</u></p> <p><b>3.1.3 漢方薬組成物の医薬用途</b></p> <p><u>新しい組成物に関して、説明書にその具体的な医薬用途を記載しなければならない。当事者が従来技術に基づいてその発明の医薬用途の実現を予測できない場合、説明書に発明の技術方案で解決予定の技術的課題、或いは予期の技術的効果を達成することができることを証明する実験データを記載しなければならない。ここでいう実験データとは、実験室試験（動物試験を含む）データ、或いは臨床治療効果データ（臨床医案、或いは臨床病例を含む）を含む。</u></p> <p><u>漢方薬組成物を中医の病、或いは証の治療に利用する場合、当事者が従来技術に公開された疾病治療方法と法則、各薬味の効用、或いは作用等情報に基づいて発明の漢方薬組成物が当該</u></p>	<p>物の組成構成及び主次作用が決まり、組成物の治療効果に直接に影響を与える。従って、説明書には組成物の各漢方薬原料の用量配合比率の関係に関する記載がなく、或いは同用量配合比率関係の記載が明確ではなく、当事者が確定できないため、当該発明が実現できない。よって、説明書の公開不十分に該当する。</p> <p><b>3.1.3 漢方薬組成物の医薬用途</b></p> <p>新しい組成物に関して、説明書にその具体的な医薬用途を記載しなければならない。当事者が従来技術に基づいてその発明の医薬用途の実現を予測できない場合、説明書に発明の技術方案で解決予定の技術的課題、或いは予期の技術的効果を達成することができることを証明する実験データを記載しなければならない。ここでいう実験データとは、実験室試験（動物試験を含む）データ、或いは臨床治療効果データ（臨床医案、或いは臨床病例を含む）を含む。</p> <p>漢方薬組成物を中医の病、或いは証の治療に利用する場合、当事者が従来技術に公開された疾病治療方法と法則、各薬味の効用、或いは作用等情報に基づいて発明の漢方薬組成物が当該</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

<p><u>述疾病を治療する作用が予測できない場合、説明書に発明が当該中医の病、或いは証を治療できることを十分に証明できる実験データを記載して当業者がその技術的効果を確認するようになさなければならない。</u></p> <p><u>注意しなければならないのは、当業者が従来技術に基づいて当該漢方薬組成物が当該疾病を治療する作用があることを予測できる場合、説明書に実験データに関する記載がなくてもこれを以て説明書の公開不十分だと判断できない。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>発明が酒毒を解く 1 種の薬物に係わるものである。それは、以下の重量配合比率の漢方薬原料、葛根 10～30 分、砂仁 5～10 分、甘草 5～10 分から組成される。説明書に記載されている発明の組成は、主薬としての葛根に健脾和胃の砂仁と甘草を配伍する。全方として酒毒を解く作用があるが、具体的な実験データの記載がない。発明が解決予定の技術的課題は酒毒を解くことであり、従来技術により各薬味の既知効用により、葛根が生津止渴、解酒毒の効果があり、砂仁が化湿・醒脾・開胃の効果があり、甘草が補</u></p>	<p><u>述疾病を治療する作用が予測できない場合、説明書に発明が当該中医の病、或いは証を治療できることを十分に証明できる実験データを記載して当業者がその技術的効果を確認するようになさなければならない。</u></p> <p><u>注意しなければならないのは、当業者が従来技術に基づいて当該漢方薬組成物が当該疾病を治療する作用があることを予測できる場合、説明書に実験データに関する記載がなくてもこれを以て説明書の公開不十分だと判断できない。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>発明が酒毒を解く 1 種の薬物に係わるものである。それは、以下の重量配合比率の漢方薬原料、葛根 10～30 分、砂仁 5～10 分、甘草 5～10 分から組成される。説明書に記載されている発明の組成は、主薬としての葛根に健脾和胃の砂仁と甘草を配伍する。全方として酒毒を解く作用があるが、具体的な実験データの記載がない。発明が解決予定の技術的課題は酒毒を解くことであり、従来技術により各薬味の既知効用により、葛根が生津止渴、解酒毒の効果があり、砂仁が化湿・醒脾・開胃の効果があり、甘草が補</u></p>
--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>脾益気、諸薬を調和する効果がある。主薬の葛根は酒毒を解く作用があり、その他の薬味は主薬の解酒毒効果を補助する効果があり、当業者は当該薬味を組成した後に酒毒を解くことを予測できる。よって、説明書の十分公開の要求を満たしている。</u></p> <p><b>3.2 権利要求書の明確と裏付け</b></p> <p><b>3.2.1 漢方薬組成物の権利要求の表現方法</b></p> <p><u>漢方薬組成物の権利要求の表現方法は、本部分第10章第4.2.1節の規定に適用する。その他に「由（から）」「制成（製成）される」が漢方薬組成物の発明が良く見られる制作方法で製品の権利要求に限定する表現方法であり、同漢方薬組成物が指摘される組成成分を漢方薬原料として製成することを表現する。</u></p> <p><b>3.2.2 漢方薬組成物権利要求の概要</b></p> <p><u>漢方薬組成物の発明に関して、権利要求に限定する各漢方薬原料の用量配合比率は説明書を依拠とする。権利要求にまとめられた各漢方薬原料の用量配合比率の範囲は説明書で公開した薬味配伍関係とは実質的に異なる技術方案を含むことにより、当業者が説明書の公開内容に基</u></p>	<p>脾益気、諸薬を調和する効果がある。主薬の葛根は酒毒を解く作用があり、その他の薬味は主薬の解酒毒効果を補助する効果があり、当業者は当該薬味を組成した後に酒毒を解くことを予測できる。よって、説明書の十分公開の要求を満たしている。</p> <p><b>3.2 権利要求書の明確と裏付け</b></p> <p><b>3.2.1 漢方薬組成物の権利要求の表現方法</b></p> <p>漢方薬組成物の権利要求の表現方法は、本部分第10章第4.2.1節の規定に適用する。その他に「由（から）」「制成（製成）される」が漢方薬組成物の発明が良く見られる制作方法で製品の権利要求に限定する表現方法であり、同漢方薬組成物が指摘される組成成分を漢方薬原料として製成することを表現する。</p> <p><b>3.2.2 漢方薬組成物権利要求の概要</b></p> <p>漢方薬組成物の発明に関して、権利要求に限定する各漢方薬原料の用量配合比率は説明書を依拠とする。権利要求にまとめられた各漢方薬原料の用量配合比率の範囲は説明書で公開した薬味配伍関係とは実質的に異なる技術方案を含むことにより、当業者が説明書の公開内容に基</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>づいて予測する権利要求の技術方案は発明が解決しようとする技術的課題も解決でき、かつ同様な技術的効果を達成することを予測できない場合、請求項は、説明書の裏付けが得られないことになる。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>請求項：1種の肝炎治療の漢方薬組成物である。その特徴は、茵陳1～50分、虎杖1～50分、大黄1～50分から製成される。</u></p> <p><u>説明書の技術方案と実施方法に記載されているのは、茵陳、虎杖、大黄が3:2:1の重量比で肝炎治療の漢方薬組成物を製成する。その中で、茵陳が清熱利湿であり、主薬となる。虎杖、大黄が主薬を補助し、主薬とともに治療効果を發揮する。請求項は、3種の漢方薬原料の用量配合比率がそれぞれ1～50分の範囲内に変化する際に、説明書で公開した薬味の主次配伍関係とは実質的に異なる。すなわち、組方構成が実質的に異なる技術方案である。当業者が説明書で公開した内容に基づいて権利要求にまとめられた技術方案はすべて肝炎治療の技術的効果を予測できない。よって、請求項は説明書の裏付けが</u></p>	<p>づいて予測する権利要求の技術方案は発明が解決しようとする技術的課題も解決でき、かつ同様な技術的効果を達成することを予測できない場合、請求項は、説明書の裏付けが得られないことになる。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>請求項：1種の肝炎治療の漢方薬組成物である。その特徴は、茵陳1～50分、虎杖1～50分、大黄1～50分から製成される。</p> <p>説明書の技術方案と実施方法に記載されているのは、茵陳、虎杖、大黄が3:2:1の重量比で肝炎治療の漢方薬組成物を製成する。その中で、茵陳が清熱利湿であり、主薬となる。虎杖、大黄が主薬を補助し、主薬とともに治療効果を發揮する。請求項は、3種の漢方薬原料の用量配合比率がそれぞれ1～50分の範囲内に変化する際に、説明書で公開した薬味の主次配伍関係とは実質的に異なる。すなわち、組方構成が実質的に異なる技術方案である。当業者が説明書で公開した内容に基づいて権利要求にまとめられた技術方案はすべて肝炎治療の技術的効果を予測できない。よって、請求項は説明書の裏付けが</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



	<p>得られない。</p> <p><b>4. 新規性</b></p> <p><b>4.1 漢方薬組成物の組分量配合比率</b></p> <p>組分量配合比率に係わる漢方薬組成物の新規性の判断は、参考文献が中医古方である場合、<u>歴代を経て度量衡が大きく変化してきたため、古方中の用量単位の換算に注意する必要がある。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、<u>ある疾病治療の漢方薬組成物に係わり、その漢方薬原料の重量配合比率：猪苓 3-6分、澤瀉 3~9分、白朮 3~6分、茯苓 3~6分、桂枝 2~4分である。参考文献は、猪苓 18 銖、澤瀉 1 両、白朮 18 銖、茯苓 18 銖、桂枝半両から組成された組方を公開した。参考文献で公開した組方は、漢代張仲景の『傷寒論』によるもので、その薬味組成が発明と同じであるが、薬味の用量単位が異なる。漢代の 6 銖が 1 分に、4 分が 1 両に等しく、24 銖が 1 両に等しい。換算した結果、参考文献中の各薬味の用量配合比率が発明の各薬味の用量配合比率範囲内にある。</u>よって、発明は新規性を具えない。</p>	<p>得られない。</p> <p><b>4. 新規性</b></p> <p><b>4.1 漢方薬組成物の組分量配合比率</b></p> <p>組分量配合比率に係わる漢方薬組成物の新規性の判断は、参考文献が中医古方である場合、<u>歴代を経て度量衡が大きく変化してきたため、古方中の用量単位の換算に注意する必要がある。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、ある疾病治療の漢方薬組成物に係わり、その漢方薬原料の重量配合比率：猪苓 3-6分、澤瀉 3~9分、白朮 3~6分、茯苓 3~6分、桂枝 2~4分である。参考文献は、猪苓 18 銖、澤瀉 1 両、白朮 18 銖、茯苓 18 銖、桂枝半両から組成された組方を公開した。参考文献で公開した組方は、漢代張仲景の『傷寒論』によるもので、その薬味組成が発明と同じであるが、薬味の用量単位が異なる。漢代の 6 銖が 1 分に、4 分が 1 両に等しく、24 銖が 1 両に等しい。換算した結果、参考文献中の各薬味の用量配合比率が発明の各薬味の用量配合比率範囲内にある。よって、発明は新規性を具えない。</p>
--	--	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><b>4.2 漢方薬の製薬用途に係わる病と証</b></p> <p><u>辨証論治は、中医が疾病を治療する基本原則である。通常、同一疾病がそれぞれの発展段階において異なる証候分型、即ち、異なる証型が現われる。それに対して同一証型が別の疾病にも表われる可能性がある。漢方薬製品の製薬用途発明の新規性判断において、中医の病と証が西洋医学の病、或いは薬物作用メカニズムの間</u> <u>の関係に注意し、同じであるかを考慮しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 中医の病を限定する漢方薬製薬用途の発明は、参考文献で公開した当該漢方薬は、ある証型の当該疾病を治療することができるが、証型限定の中医疾病が通常、当該疾病のある類型に該当するため、当該疾病の範囲内に該当する。よって、発明は新規性を具えない。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>発明は、ある漢方薬の胸痺症治療薬物の製成への応用である。参考文献で公開したのは組方が発明と同じく、気陰両虚型胸痹の治療薬物である。胸痺症は、心血瘀阻、痰濁閉阻、に区分される。すなわち、気陰両虚型胸痺症は胸痺症</u></p>	<p><b>4.2 漢方薬の製薬用途に係わる病と証</b></p> <p>辨証論治は、中医が疾病を治療する基本原則である。通常、同一疾病がそれぞれの発展段階において異なる証候分型、即ち、異なる証型が現われる。それに対して同一証型が別の疾病にも表われる可能性がある。漢方薬製品の製薬用途発明の新規性判断において、中医の病と証が西洋医学の病、或いは薬物作用メカニズムの間 の関係に注意し、同じであるかを考慮しなければならない。</p> <p>(1) 中医の病を限定する漢方薬製薬用途の発明は、参考文献で公開した当該漢方薬は、ある証型の当該疾病を治療することができるが、証型限定の中医疾病が通常、当該疾病のある類型に該当するため、当該疾病の範囲内に該当する。よって、発明は新規性を具えない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、ある漢方薬の胸痺症治療薬物の製成への応用である。参考文献で公開したのは組方が発明と同じく、気陰両虚型胸痹の治療薬物である。胸痺症は、心血瘀阻、痰濁閉阻、に区分される。すなわち、気陰両虚型胸痺症は胸痺症</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>中の 1 類型に該当する。従って、参考文献で公開した技術方案は発明の保護要請の範囲内にある。よって、発明は新規性を具えない。</p> <p><u>(2) 西洋医学の病名で限定する漢方薬製薬用途の発明は、参考文献で公開した当該漢方薬がある中医の病、或いは証で表現する関連疾病を治療することができるが、中医と西洋医学の理論体系が異なり、中医の病、或いは証が西洋医学の病に完全に対応することができない。中医の病名と西洋医学の病名は、同じであっても、表現する実質的疾患が必然的に同じではない。よって、参考文献と発明に係わる疾患が同じ、或いは実質的に同じである場合に限り、発明は新規性を具えない。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>発明は、ある漢方薬組成物がアレルギー性鼻炎治療の薬物製成への応用に係わるものである。参考文献で公開したのは組方と発明が同じ鼻鼈治療薬物である。中医の「鼻鼈」とは、反復性発作の鼻のかゆみ、くしゃみ、透明水様性鼻汁、鼻詰まりを臨床特徴とし、西洋医学のアレルギー性鼻炎、アレルギー性副鼻腔炎、及び</u></p>	<p>中の 1 類型に該当する。従って、参考文献で公開した技術方案は発明の保護要請の範囲内にある。よって、発明は新規性を具えない。</p> <p>(2) 西洋医学の病名で限定する漢方薬製薬用途の発明は、参考文献で公開した当該漢方薬がある中医の病、或いは証で表現する関連疾病を治療することができるが、中医と西洋医学の理論体系が異なり、中医の病、或いは証が西洋医学の病に完全に対応することができない。中医の病名と西洋医学の病名は、同じであっても、表現する実質的疾患が必然的に同じではない。よって、参考文献と発明に係わる疾患が同じ、或いは実質的に同じである場合に限り、発明は新規性を具えない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、ある漢方薬組成物がアレルギー性鼻炎治療の薬物製成への応用に係わるものである。参考文献で公開したのは組方と発明が同じ鼻鼈治療薬物である。中医の「鼻鼈」とは、反復性発作の鼻のかゆみ、くしゃみ、透明水様性鼻汁、鼻詰まりを臨床特徴とし、西洋医学のアレルギー性鼻炎、アレルギー性副鼻腔炎、及び</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>血管運動性鼻炎等疾病をいう。よって、参考文献は、発明の技術方案を公開したにも関わらず、発明は新規性を具えない。</u></p> <p><u>(3) 中医の病を限定する漢方薬の製薬用途の発明の場合、参考文献で公開したのは当該漢方薬の薬物作用メカニズムであり、当該薬物の作用メカニズムが対象にする疾病と発明に係わる中医の病と同じく、或いは実質的に同じである場合、発明は新規性を具えない。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>発明は、ある漢方薬組成物が消渴病治療薬物の製成への応用に係わる。参考文献で公開したのは組方が発明と同じく、インスリン分泌促進薬物である。中医の「消渴病」は、多飲、多食、多尿、身体の消瘦、尿に甘みがある疾病のことをいい、西洋医学の糖尿病、尿崩症等の疾病に相当する。インスリン分泌を促進するものには、インスリン分泌不足が病因とする糖尿病の治療に利用することができる。よって、消渴病は、インスリン分泌不足が病因とする糖尿病を含むことになる。従って、参考文献で公開した技術方案は発明の保護要請の範囲内にあり、発明は</u></p>	<p>血管運動性鼻炎等疾病をいう。よって、参考文献は、発明の技術方案を公開したにも関わらず、発明は新規性を具えない。</p> <p>(3) 中医の病を限定する漢方薬の製薬用途の発明の場合、参考文献で公開したのは当該漢方薬の薬物作用メカニズムであり、当該薬物の作用メカニズムが対象にする疾病と発明に係わる中医の病と同じく、或いは実質的に同じである場合、発明は新規性を具えない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、ある漢方薬組成物が消渴病治療薬物の製成への応用に係わる。参考文献で公開したのは組方が発明と同じく、インスリン分泌促進薬物である。中医の「消渴病」は、多飲、多食、多尿、身体の消瘦、尿に甘みがある疾病のことをいい、西洋医学の糖尿病、尿崩症等の疾病に相当する。インスリン分泌を促進するものには、インスリン分泌不足が病因とする糖尿病の治療に利用することができる。よって、消渴病は、インスリン分泌不足が病因とする糖尿病を含むことになる。従って、参考文献で公開した技術方案は発明の保護要請の範囲内にあり、発明は</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>新規性を具えない。</p> <p><b>5. 創造性</b></p> <p><b>5.1 漢方薬組成物</b></p> <p>漢方薬組成物は、中医理論の指導により形成され、通常、一定の組方構成がある。各漢方薬原料、或いは薬味の間には主次的関係が存在する。例えば、君臣佐使は機能的に相互に関連があり、相互に配伍して効用を発揮する。</p> <p>漢方薬組成物の発明は、加減方発明と自己組方発明を含む。その中に加減方は、漢方薬原料を変更した組方と合方を含む。漢方薬組成物発明の創造性を判断する際に、以下の数点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 最も近い従来技術を確定する際に、発明と従来技術中の組成物の「理、法、方、薬」においての違いを考慮する必要があり、そして発明の本質から、組方構成を分析し、発明の技術分野が同じく、解決予定の技術的課題、技術的効果、或いは用途が最も近い、及び/又は主要効用が同じ、或いは近い漢方薬原料（主要薬味、主薬、或いは君薬という）の従来技術を公開した。</p>	<p>新規性を具えない。</p> <p><b>5. 創造性</b></p> <p><b>5.1 漢方薬組成物</b></p> <p>漢方薬組成物は、中医理論の指導により形成され、通常、一定の組方構成がある。各漢方薬原料、或いは薬味の間には主次的関係が存在する。例えば、君臣佐使は機能的に相互に関連があり、相互に配伍して効用を発揮する。</p> <p>漢方薬組成物の発明は、加減方発明と自己組方発明を含む。その中に加減方は、漢方薬原料を変更した組方と合方を含む。漢方薬組成物発明の創造性を判断する際に、以下の数点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 最も近い従来技術を確定する際に、発明と従来技術中の組成物の「理、法、方、薬」においての違いを考慮する必要があり、そして発明の本質から、組方構成を分析し、発明の技術分野が同じく、解決予定の技術的課題、技術的効果、或いは用途が最も近い、及び/又は主要効用が同じ、或いは近い漢方薬原料（主要薬味、主薬、或いは君薬という）の従来技術を公開した。</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>(2) 特徴の区別を確定する際に、通常、薬味の区分を当該組方に果たされる作用の主次地位に従って分層することができる。例えば、主病、或いは主証を治療対象とするのは主薬味とい、虚実兼証、或いは非主要症状を治療対象とするのは副次的薬味という。発明の組方構成が明確ではなく、或いは同層の漢方薬原料が多い場合、それらを効用、或いは作用に従って分類することができる。</u></p> <p><u>(3) 保護要請の発明が明らかであるかを判断する際に、当業者、最も従来技術に近い、発明が実際に解決する技術的課題から、全体的に従来技術の中には当該区分特徴が存在するか、及び同特徴を最も近い従来技術に利用し、当該技術的課題を解決する技術的ヒントが存在するかを判断する。</u></p> <p><u>よく見られる技術的ヒントは、最も近い従来技術を記載した同一参考文献のその他の部分、教科書、ツール本、或いは総合的記述性文献等従来技術で公開した関連技術情報によるものである。例えば、薬味の加減情報、薬味の効用、用量用法と薬理作用、及び発明に記述する疾病</u></p>	<p>(2) 特徴の区別を確定する際に、通常、薬味の区分を当該組方に果たされる作用の主次地位に従って分層することができる。例えば、主病、或いは主証を治療対象とするのは主薬味とい、虚実兼証、或いは非主要症状を治療対象とするのは副次的薬味という。発明の組方構成が明確ではなく、或いは同層の漢方薬原料が多い場合、それらを効用、或いは作用に従って分類することができる。</p> <p>(3) 保護要請の発明が明らかであるかを判断する際に、当業者、最も従来技術に近い、発明が実際に解決する技術的課題から、全体的に従来技術の中には当該区分特徴が存在するか、及び同特徴を最も近い従来技術に利用し、当該技術的課題を解決する技術的ヒントが存在するかを判断する。</p> <p>よく見られる技術的ヒントは、最も近い従来技術を記載した同一参考文献のその他の部分、教科書、ツール本、或いは総合的記述性文献等従来技術で公開した関連技術情報によるものである。例えば、薬味の加減情報、薬味の効用、用量用法と薬理作用、及び発明に記述する疾病</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>の病因及びメカニズム、治法治則、よく見られる病程の変化及び兼証等の情報である。</u></p> <p><b>5.1.1 加減方の発明</b> 加減方の発明は、漢方薬原料を変更した組方発明と合方発明を含む。</p> <p><b>5.1.1.1 漢方薬原料変更組方の発明</b> <u>漢方薬原料を変更した組方の発明とは、発明が従来技術のある既知方を基本方とし、既知方の主要薬味を変更しないことをベースに副次的薬味及び/又は薬量を調整したうえで形成した組方の発明のことをいう。薬味の増減、薬味の代替、薬量の加減等を含む。</u></p> <p><u>漢方薬原料を変更した組方発明に対して、従来技術はその主証と主薬が同じ、或いは類似する基本方を公開したにも関わらず、従来技術は薬味、或いは薬量の変化等の区別特徴を基本方に応用して技術的課題を解決する技術的ヒントを与えなかった、かつその発明により有益な技術的効果が生まれた場合、当該発明は創造性を具える。</u></p> <p>薬味増減の発明 従来技術に既知方に対して薬味を増減して発</p>	<p><u>の病因及びメカニズム、治法治則、よく見られる病程の変化及び兼証等の情報である。</u></p> <p><b>5.1.1 加減方の発明</b> 加減方の発明は、漢方薬原料を変更した組方発明と合方発明を含む。</p> <p><b>5.1.1.1 漢方薬原料変更組方の発明</b> 漢方薬原料を変更した組方の発明とは、発明が従来技術のある既知方を基本方とし、既知方の主要薬味を変更しないことをベースに副次的薬味及び/又は薬量を調整したうえで形成した組方の発明のことをいう。薬味の増減、薬味の代替、薬量の加減等を含む。</p> <p>漢方薬原料を変更した組方発明に対して、従来技術はその主証と主薬が同じ、或いは類似する基本方を公開したにも関わらず、従来技術は薬味、或いは薬量の変化等の区別特徴を基本方に応用して技術的課題を解決する技術的ヒントを与えなかった、かつその発明により有益な技術的効果が生まれた場合、当該発明は創造性を具える。</p> <p>薬味増減の発明 従来技術に既知方に対して薬味を増減して発</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>明の技術的課題を実際に解決する技術的ヒントが存在しない、かつその発明は有益な技術的効果が生まれた場合、発明は創造性を具える。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明と参考文献とともに癲癇治療の漢方組成物に係わり、説明書に発明が、ある既知方をベースに組方の簡略化改善を行ったものであり、計8味の漢方薬原料があることを記載している。説明書は、発明が既知方に比べて相当の癲癇治療効果があることを証明した。説明書にいう既知方、即ち、参考文献で公開した組成物は、計11味の漢方薬原料があり、君薬は天麻、鈎藤と僵蚕があり、臣薬は、石菖蒲、胆南星、酸棗仁、遠志、白附子、当帰があり、佐使薬は、柴胡と郁金がある。</p> <p>発明は、参考文献をベースに臣薬の白附子と当帰、及び佐使薬の柴胡と郁金を削除し、佐使薬の丹参を増やした。白附子と当帰の効用は参考文献組方中のその他の臣薬の効用とは同じではなく、柴胡と郁金の効用も発明に追加した佐使薬の丹参とは差異がある。従来技術に白附子、当帰、柴胡、郁金を削除、丹参を追加した後に、</p>	<p>明の技術的課題を実際に解決する技術的ヒントが存在しない、かつその発明は有益な技術的効果が生まれた場合、発明は創造性を具える。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明と参考文献とともに癲癇治療の漢方組成物に係わり、説明書に発明が、ある既知方をベースに組方の簡略化改善を行ったものであり、計8味の漢方薬原料があることを記載している。説明書は、発明が既知方に比べて相当の癲癇治療効果があることを証明した。説明書にいう既知方、即ち、参考文献で公開した組成物は、計11味の漢方薬原料があり、君薬は天麻、鈎藤と僵蚕があり、臣薬は、石菖蒲、胆南星、酸棗仁、遠志、白附子、当帰があり、佐使薬は、柴胡と郁金がある。</p> <p>発明は、参考文献をベースに臣薬の白附子と当帰、及び佐使薬の柴胡と郁金を削除し、佐使薬の丹参を増やした。白附子と当帰の効用は参考文献組方中のその他の臣薬の効用とは同じではなく、柴胡と郁金の効用も発明に追加した佐使薬の丹参とは差異がある。従来技術に白附子、当帰、柴胡、郁金を削除、丹参を追加した後に、</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)



	<p>発明は参考文献に記述する既知方に相当する癩癩治療効果が生まれる技術的ヒントがない。発明は、当業者にとって明らかにわかるものではないため、発明は創造性を具える。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明と参考文献は共に乳香 10～20 分の骨折治療の漢方薬（その他の漢方薬原料及びその用量配合比率を省略）に係わる。その区別は、発明は没薬 10～15 分を追加しただけである。説明書は、発明が骨折治療の作用があることを証明した。しかし、乳香も没薬も活血化癥薬であり、薬効を増強するために、両者が常に薬対として配伍使用することは、本分野の公知的常識である。骨折治療組方中の活血化癥の効果を増強するために、当業者は組方に効用が同じ、或いは類似する薬味を追加して発明に記述する組方を獲得する動機がある。よって、発明は創造性を具えない。</p> <p>薬味代替の発明</p> <p>薬味代替の発明は、従来技術に既知される同じ効用の薬味を代替するものであり、且つ予想できない技術的効果がないため、発明は創造性</p>	<p>発明は参考文献に記述する既知方に相当する癩癩治療効果が生まれる技術的ヒントがない。発明は、当業者にとって明らかにわかるものではないため、発明は創造性を具える。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明と参考文献は共に乳香 10～20 分の骨折治療の漢方薬（その他の漢方薬原料及びその用量配合比率を省略）に係わる。その区別は、発明は没薬 10～15 分を追加しただけである。説明書は、発明が骨折治療の作用があることを証明した。しかし、乳香も没薬も活血化癥薬であり、薬効を増強するために、両者が常に薬対として配伍使用することは、本分野の公知的常識である。骨折治療組方中の活血化癥の効果を増強するために、当業者は組方に効用が同じ、或いは類似する薬味を追加して発明に記述する組方を獲得する動機がある。よって、発明は創造性を具えない。</p> <p>薬味代替の発明</p> <p>薬味代替の発明は、従来技術に既知される同じ効用の薬味を代替するものであり、且つ予想できない技術的効果がないため、発明は創造性</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>を具えない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>発明と参考文献は共に冠状動脈性心臓病を治療する滴丸に係わる。その区別は、発明に土木香で青木香を代替しただけにある。説明書は、発明が冠状動脈性心臓病の治療効果があり、且つ薬剤性腎障害毒性がないことを証明した。従来技術で青木香が重度の薬剤性腎障害毒性があり、臨床で使用する時に土木香で青木香を代替することができる。青木香の薬剤性腎障害毒性を回避するために、当業者は土木香で青木香を代替して保護要請の発明を獲得する動機があり、且つ発明は予想できない技術的效果がない。よって、発明は創造性を具えない。</u></p> <p><u>薬量加減の発明</u></p> <p><u>薬量加減の発明は、基本方の組方構成を変更しない、即ち、主薬を変更しないままの常規薬量の加減に該当し、基本方比べて発明が予想できない技術的效果を取得しなかった。よって、発明は創造性を具えない。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>発明と参考文献は共に急性扁桃炎を治療する</u></p>	<p>を具えない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明と参考文献は共に冠状動脈性心臓病を治療する滴丸に係わる。その区別は、発明に土木香で青木香を代替しただけにある。説明書は、発明が冠状動脈性心臓病の治療効果があり、且つ薬剤性腎障害毒性がないことを証明した。従来技術で青木香が重度の薬剤性腎障害毒性があり、臨床で使用する時に土木香で青木香を代替することができる。青木香の薬剤性腎障害毒性を回避するために、当業者は土木香で青木香を代替して保護要請の発明を獲得する動機があり、且つ発明は予想できない技術的效果がない。よって、発明は創造性を具えない。</p> <p>薬量加減の発明</p> <p>薬量加減の発明は、基本方の組方構成を変更しない、即ち、主薬を変更しないままの常規薬量の加減に該当し、基本方比べて発明が予想できない技術的效果を取得しなかった。よって、発明は創造性を具えない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明と参考文献は共に急性扁桃炎を治療する</p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>漢方薬組成物に係わり、両者の薬味組成と組方構成が同じである。発明は、<u>参考文献の既知方をベースに薬味用量の調整を行った。説明書は、ただ発明が急性扁桃炎の治療効果を証明しただけであり、既知方と比較する技術的效果を証明しなかった。参考文献で公開した既知方の組成は、生地12分、玄参9分、麦冬9分、丹皮3分、白芍3分、貝母3分、生甘草3分であり、その中で生地が君薬であり、玄参、麦冬が臣薬であり、丹皮、白芍、貝母が佐薬であり、生甘草が使薬である。発明は、ただ麦冬を9分から6分に減らし、白芍を3分から5分に増やしただけである。組方中の薬量を加減したため、君薬が変わり、一般的に当該方剤の効用及び主要治療効用も大きく変化する。発明は、君薬の生地を変更しないまま、その中の臣薬の麦冬と佐薬の白芍の用量を調整しただけである。この変化は、従来の方剤の君臣佐使の配伍関係を変更せず、組方の功用と主要治療効用を変更しなかった、且つ、予想できない技術的效果を得られなかった。よって、発明は創造性を具えない。</u></p> <p><b>5.1.1.2 合方の発明</b></p>	<p>漢方薬組成物に係わり、両者の薬味組成と組方構成が同じである。発明は、<u>参考文献の既知方をベースに薬味用量の調整を行った。説明書は、ただ発明が急性扁桃炎の治療効果を証明しただけであり、既知方と比較する技術的效果を証明しなかった。参考文献で公開した既知方の組成は、生地12分、玄参9分、麦冬9分、丹皮3分、白芍3分、貝母3分、生甘草3分であり、その中で生地が君薬であり、玄参、麦冬が臣薬であり、丹皮、白芍、貝母が佐薬であり、生甘草が使薬である。発明は、ただ麦冬を9分から6分に減らし、白芍を3分から5分に増やしただけである。組方中の薬量を加減したため、君薬が変わり、一般的に当該方剤の効用及び主要治療効用も大きく変化する。発明は、君薬の生地を変更しないまま、その中の臣薬の麦冬と佐薬の白芍の用量を調整しただけである。この変化は、従来の方剤の君臣佐使の配伍関係を変更せず、組方の功用と主要治療効用を変更しなかった、且つ、予想できない技術的效果を得られなかった。よって、発明は創造性を具えない。</u></p> <p><b>5.1.1.2 合方の発明</b></p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>合方の発明とは、二つ、或いは二つ以上の既知方を合体して使用する、或いは合方を変更、加減して形成された組方の発明をいう。</u></p> <p><u>合方発明の創造性を判断する際に、通常、従来技術からの組成の技術的ヒントの有無、組成の難易度及び組成後の技術的効果を考慮する必要がある。</u></p> <p><u>従来技術は、合方の組成を提供して発明が実際に技術的課題を解決する技術的ヒントを与えず、かつ発明は、有益な技術的効果が生まれた。よって、発明は創造性を具える。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>発明は、病毒性肺炎を治療する漢方薬組成物に係わり、銀翹散を基本方として平胃散合方と合体した（用量配合比率を省略）。説明書は、<u>発明が銀翹散に比べて更な病毒性肺炎の治療効果があることを証明した。参考文献 1 は銀翹散を公開した。その効用は、清熱解毒であり、病毒性肺炎の治療に使用することができる。参考文献 2 は平胃散を公開した。その効用は燥湿運脾、行気と胃であり、急性、或いは慢性胃腸炎の治療に使用することができる。中医は、病毒</u></u></p>	<p>合方の発明とは、二つ、或いは二つ以上の既知方を合体して使用する、或いは合方を変更、加減して形成された組方の発明をいう。</p> <p>合方発明の創造性を判断する際に、通常、従来技術からの組成の技術的ヒントの有無、組成の難易度及び組成後の技術的効果を考慮する必要がある。</p> <p>従来技術は、合方の組成を提供して発明が実際に技術的課題を解決する技術的ヒントを与えず、かつ発明は、有益な技術的効果が生まれた。よって、発明は創造性を具える。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、病毒性肺炎を治療する漢方薬組成物に係わり、銀翹散を基本方として平胃散合方と合体した（用量配合比率を省略）。説明書は、<u>発明が銀翹散に比べて更な病毒性肺炎の治療効果があることを証明した。参考文献 1 は銀翹散を公開した。その効用は、清熱解毒であり、病毒性肺炎の治療に使用することができる。参考文献 2 は平胃散を公開した。その効用は燥湿運脾、行気と胃であり、急性、或いは慢性胃腸炎の治療に使用することができる。中医は、病毒</u></p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>性肺炎の治療に、清瘟解毒、宣肺解表を主とすることが多い。しかし、平胃散は、燥湿運脾、行気と胃の効用があり、且つ従来技術には、平胃散で病毒性肺炎を治療する関連記載がない。当業者は銀翹散をベースに平胃散を合わせて治療効果がより良い病毒性肺炎を治療する組方を獲得する動機がない。よって、発明は創造性を具える。</p> <p>発明はただ各既知方を簡単に合わせただけの場合、その技術的効果は、各既知方の効果を合わせただけである、よって、発明は単純な重ね合わせであり、創造性を具えない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、更年期障害治療の漢方薬組成物に係わる。それは、既知方に加味六味地黄湯と甘麦大棗湯の合方である（用量配合比率を省略）。説明書にその技術的効果を証明する実験データの記載がない。参考文献 1 は、加味六味地黄湯で肝腎陰虚型更年期障害を治療したことを公開した。参考文献 2 は、甘麦大棗湯で心陰不足型更年期障害を治療したことを公開した。更年期障害は、中医疾病の「臟躁」に相当し、腎陰虚</p>	<p>性肺炎の治療に、清瘟解毒、宣肺解表を主とすることが多い。しかし、平胃散は、燥湿運脾、行気と胃の効用があり、且つ従来技術には、平胃散で病毒性肺炎を治療する関連記載がない。当業者は銀翹散をベースに平胃散を合わせて治療効果がより良い病毒性肺炎を治療する組方を獲得する動機がない。よって、発明は創造性を具える。</p> <p>発明はただ各既知方を簡単に合わせただけの場合、その技術的効果は、各既知方の効果を合わせただけである、よって、発明は単純な重ね合わせであり、創造性を具えない。</p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、更年期障害治療の漢方薬組成物に係わる。それは、既知方に加味六味地黄湯と甘麦大棗湯の合方である（用量配合比率を省略）。説明書にその技術的効果を証明する実験データの記載がない。参考文献 1 は、加味六味地黄湯で肝腎陰虚型更年期障害を治療したことを公開した。参考文献 2 は、甘麦大棗湯で心陰不足型更年期障害を治療したことを公開した。更年期障害は、中医疾病の「臟躁」に相当し、腎陰虚</p>
--	--	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>が病因であり、肝、心、脾の臓器に遷延する可能性がある。<u>肝陰虚、心陰虚及び脾陰虚等の証がある。当業者は、更年期障害の病因及びメカニズムに基づいて更年期障害を治療する漢方薬組成物を製成する際に、肝腎陰虚及び心陰不足を兼ねて補益するために、肝腎陰虚型に使用する加味六味地黄湯と心陰不足型に使用する甘麦大棗湯を合わせて使用する動機があり、且つ、この合用の技術的効果が各既知方の効果の重ね合わせである。よって、当該発明は創造性を具えない。</u></p> <p><b>5.1.2 自組方の発明</b></p> <p><u>自組方の発明とは、既知方をベースにしない、中医理論及び用薬経験に基づき、直接に遣薬（訳注：組方するために薬味を使うこと）組方、或いは既知方の主要薬味を変更して形成した組方発明をいう。</u></p> <p><u>自組方の発明は、既知方をベースにしないため、説明書は発明の組方原則、組方構成、或いは組方の解釈、及びその技術的効果を十分に証明できる実験データを記載することにより発明が従来技術への貢献を説明するものである。</u></p>	<p>が病因であり、肝、心、脾の臓器に遷延する可能性がある。<u>肝陰虚、心陰虚及び脾陰虚等の証がある。当業者は、更年期障害の病因及びメカニズムに基づいて更年期障害を治療する漢方薬組成物を製成する際に、肝腎陰虚及び心陰不足を兼ねて補益するために、肝腎陰虚型に使用する加味六味地黄湯と心陰不足型に使用する甘麦大棗湯を合わせて使用する動機があり、且つ、この合用の技術的効果が各既知方の効果の重ね合わせである。よって、当該発明は創造性を具えない。</u></p> <p><b>5.1.2 自組方の発明</b></p> <p><u>自組方の発明とは、既知方をベースにしない、中医理論及び用薬経験に基づき、直接に遣薬（訳注：組方するために薬味を使うこと）組方、或いは既知方の主要薬味を変更して形成した組方発明をいう。</u></p> <p><u>自組方の発明は、既知方をベースにしないため、説明書は発明の組方原則、組方構成、或いは組方の解釈、及びその技術的効果を十分に証明できる実験データを記載することにより発明が従来技術への貢献を説明するものである。</u></p>
--	---	---

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p>自組方発明の創造性を判断する際に、通常、<u>組方原則と組方構成、或いは組方の解釈を分析した上、従来技術に組方中の各薬味の配伍により発明が技術的課題を実際に解決する技術的ヒントの有無を考慮する必要がある。従来技術にこの技術的ヒントがなく、且つ発明が有益な技術的効果を得られた場合、発明は創造性を具える。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p><u>発明は、子宮筋腫を治療する組成物に係わり、桃仁、当帰、蒲黄、没薬、牡丹皮、牛膝の6味の漢方薬原料から制成される（用量配合比率を省略する）。説明書は、組方構成を記載し、かつ発明が子宮筋腫を治療する作用があることを証明している。参考文献は、中医で子宮筋腫を治療する常用の方法を記載している。活血化癥、疏肝理気、温経散寒及び補腎壯骨等の治療法を含む。また、子宮筋腫を治療する常用単味薬を記載している。当帰、没薬、蒲黄を含む。但し、具体的な組方の記載がない。参考文献には当帰、没薬、蒲黄を子宮筋腫の治療へ使用することを記載しているが、従来技術は全体的に桃仁、当</u></p>	<p>自組方発明の創造性を判断する際に、通常、<u>組方原則と組方構成、或いは組方の解釈を分析した上、従来技術に組方中の各薬味の配伍により発明が技術的課題を実際に解決する技術的ヒントの有無を考慮する必要がある。従来技術にこの技術的ヒントがなく、且つ発明が有益な技術的効果を得られた場合、発明は創造性を具える。</u></p> <p><b>【例】</b></p> <p>発明は、子宮筋腫を治療する組成物に係わり、桃仁、当帰、蒲黄、没薬、牡丹皮、牛膝の6味の漢方薬原料から制成される（用量配合比率を省略する）。説明書は、組方構成を記載し、かつ発明が子宮筋腫を治療する作用があることを証明している。参考文献は、中医で子宮筋腫を治療する常用の方法を記載している。活血化癥、疏肝理気、温経散寒及び補腎壯骨等の治療法を含む。また、子宮筋腫を治療する常用単味薬を記載している。当帰、没薬、蒲黄を含む。但し、具体的な組方の記載がない。参考文献には当帰、没薬、蒲黄を子宮筋腫の治療へ使用することを記載しているが、従来技術は全体的に桃仁、当</p>
--	---	--

出典：国家知識産権局 HP

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)

	<p><u>婦、蒲黄、没薬、牡丹皮及び牛膝の 6 味の生薬を主次配伍に従って子宮筋腫を治療する漢方薬組成物を獲得する技術的ヒントを記載していない。よって、当該発明は創造性を具える。</u></p> <p><b>6. 実用性</b></p> <p><b>6.1 医者の処方箋</b></p> <p><u>医者の処方箋は、第 2 部分第 10 章第 7.2 節の規定に適用する。</u></p> <p><b>6.2 外科手術で動物体から漢方薬の原料を獲得する方法</b></p> <p><u>外科手術で動物体から漢方薬の原料を獲得する方法は、産業において利用することができないため、実用性の要件を満たさない。例えば、外科手術で生きている牛から牛黄、或いは生きている熊の体から熊の胆汁をとる方法である。</u></p>	<p>婦、蒲黄、没薬、牡丹皮及び牛膝の 6 味の生薬を主次配伍に従って子宮筋腫を治療する漢方薬組成物を獲得する技術的ヒントを記載していない。よって、当該発明は創造性を具える。</p> <p><b>6. 実用性</b></p> <p><b>6.1 医者の処方箋</b></p> <p>医者の処方箋は、第 2 部分第 10 章第 7.2 節の規定に適用する。</p> <p><b>6.2 外科手術で動物体から漢方薬の原料を獲得する方法</b></p> <p>外科手術で動物体から漢方薬の原料を獲得する方法は、産業において利用することができないため、実用性の要件を満たさない。例えば、外科手術で生きている牛から牛黄、或いは生きている熊の体から熊の胆汁をとる方法である。</p>
--	--	---

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典：国家知識産権局 HP  
[https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art\\_75\\_154712.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2020/11/10/art_75_154712.html)